

刑務協會会誌

刑 政

昭和十五年六月二十八日印刷 本誌昭和十五年七月一日發行

第 七 號 七 月 號 第 三 十 五 卷

少年犯人への対策 (巻頭言)	小川 太郎	二
刑政統計法 (二)	赤塚 孝	五
旅で拾った話 (一)	吉田遊水	三
北米合衆國に於ける 戦争と犯罪の關係 (二)	ベツテイ・B・ ローゼンバウム	四
ドイツの新刑法に於ける 報復並に社會防衛の意義 (二)	フイリツポ グリスビーニ	五
アメリカの刑事統計批判	レオンブラン	六
江戸時代の行刑 (二)	平沼文男	七

財団法人 刑務協會 發行

15A

刑
政

七
月
號

第
七
號
第
五
十
三
卷

少年犯人への對策

第一次歐洲大戰は戦争によつて少年犯罪が如何に増加したかを雄辯に物語つてゐる。この經驗に即して、各國は戦前に於て、恰も今日の第二次大戰に準備するかの様には少年犯人の對策を急いでゐた。例へば一九三七年（昭和十二年）一月、ナチスドイツは少年行刑令を公布し、又カール・ストースを開拓者として持つてゐたスイス刑法は一九三七年（昭和十二年）十二月、幼少年の對策を規定する點に於て一つの特徴をもつてゐる聯邦刑法典を公布してゐる。さらに、これは公布されたものではないけれども、一九三八年のイギリス刑法改正案がある。やはり、少年對策を採り上げた點に顯著な特徴をもつとされてゐる。

スイスは新刑法により始めて少年立法、少年施設をもつことになつたのであるが、そのうち特にわれわれの目をひくものは、七歳以上十四歳未満の幼年者に對する保護を目的とする教育豫防處分、十五歳以上十八歳未満者に對する訓練の處分、十九歳以上二十歳未満者の刑の減輕である。そして成年者との嚴重な別異が規定されてゐる。ある評者はこれに關してクエーカー的教儀の復活、ペンシルバニヤ制との類似を語つてゐる。

イギリス刑法改正案における重要問題は保護監督制度の改善、行刑の改善、少年及び累犯者の處遇方法の改善等であるが、一九三三年八月十二日刑務所管理規則 (Rules for the Government of Prison) によつて行刑制度に改正を施して以來僅かに五年餘、再び根本的に刑法の改正によつて保護、行刑方面の改善を企てようといふのである。そのうち、少年處遇について注目すべきものとして、一には強制出頭所

(compulsory attendance centres) といふ施設がある。刑務所拘禁の代用として設けられたもので、十二歳より二十一歳までの者に對し、一日三時間以内、同所で過ごすことを命ずるものである。總時間は六十時間を越えない。十七歳より二十一歳までの者に對するものと十二歳より十七歳までのものに對するものとに分けられてゐる。後者は少年強制出頭所 (Juvenile compulsory attendance centres) と呼ばれてゐる。そして不出頭は三月以下の輕懲役を以て罰せられる。出頭することによつて學校教育を施すといふのである。

その二は「ハワード・ハウス」の施設である。十六歳より二十一歳までの者がこの施設に入所を命ぜられる。最長期は六月であるが、仕事に外出することが許されてゐる。勿論、無斷の外出その他の違反は刑法を以て罰せられる。即ちこの制度は社會に復歸せしむるか、ボルスタル拘禁をなすかの中間的施設として意義を有するものである。ボルスタル拘禁は新刑法草案に於ても認められてゐる。

なほ少年犯人の未決拘禁中の收容施設として、従來地方的に行はれてゐた留置場 (Remand centres) 制度が認められた。十四歳より二十三歳までの者はこれをこの施設に收容し、醫學的調査その他の調査を爲すことになつてゐる。單なる未決拘禁でなく、かゝる調査によつて裁判に役立てようといふのである。

このイギリスの新刑法草案、所謂刑事裁判法案 (Criminal Justice Bill) は一九三八年、下院の第二讀會を通過したさうであるが、いま敗戦の色濃いイギリスでその後の行衛はどうなつたか、寡聞な筆者は未だ消息を聞かぬ。

戦争は少年犯罪を増加させるといふのであるが、さてわが國最近の少年の状態はどうであらうか。少年刑務所の收容の狀態からみると、各所とも寧ろ減少の傾向があるらしく、その限りでは未だ決して憂慮す

べきものはあらはれてゐない。然しながら、少年の犯罪の増減はこれのみでは判断するわけにはいかぬ。例へば最近司法省より發表せられたところの「少年審判所取扱少年数」によれば、本年二月は新受件数一三六一、一月は一五三八である。これを前年同期に比較すれば、前年二月は一七八三、一月は一七六六であつて、本年に入つて相當に減少をみたことを物語つてゐるが、事變前の昭和十二年に比すれば、同年は二月一三〇二、一月一四一九であつて、まだ事變前の状態に立ち返るまでにはいつてゐない。のみならず、少年の都市集中の傾向、住宅問題といふやうな少年に悪い感化を齎らす現象が既に停止したといふわけではない。

翻つてかういふ事態に鑑みて、わが少年對策は本當に考ふべき總てのものを考へてゐるであらうか。われわれの少年對策は少年法を中心とし、矯正院、少年教護院、少年刑務所の施設をもつことの現状をもつて充分とするのであらうか。この三つの施設を通ずる一貫した強力な聯繫を必要としないのであらうか。改正刑法假案も少年對策として特徴的なものは掲げてゐないやうである。少年法が制定されてからはや二十年に近い。監獄法も改正の議題に載つてゐるやうに仄聞する。監獄法、少年法、矯正院法、少年教護法の有機的連絡を土臺として考慮すべきものの若干を數へぬであらうか。

昭和十五年六月

小川太郎

刑政統計法 (一)

(其の一、窃盜罪)

赤塚孝

第一回 窃盜罪の時間的統計法

著稿に際しての斷想

序 說

窃盜罪の季節的變動(以上五月號)

窃盜罪の一般的趨勢

一、絶對的趨勢

二、相對的趨勢

附、數理的解析法に就いて(以上本稿)

三、窃盜罪の一般的趨勢

茲に窃盜罪の一般的趨勢の統計法とは各時點の趨勢をあらはす數値に於ける變動を解説する以外に、各時點の趨勢を示す數値そのものを測定せんとするものである。

而して窃盜罪の一般的趨勢は、他の犯罪趨勢には全然無關係な窃盜罪の絶對數のみに就いての趨勢と、他の犯罪趨勢との結びつきに於いて觀る趨勢、即ち總犯罪數に對する分拆的比例數に就いての趨勢の二つに分けて考へる必要がある。前者を窃盜罪の絶對的趨勢と呼び、後者を其の相對的趨勢と名付ける。

一、絶對的趨勢

政統計法

刑政統計法

先づ帝國統計年鑑、刑事統計年報、行刑統計年報から最近十五年（大正十二年乃至昭和十二年）の窃盜犯罪現象に就いての諸年別統計を蒐集して見ると次の如き統計表並統計圖表が出来る。

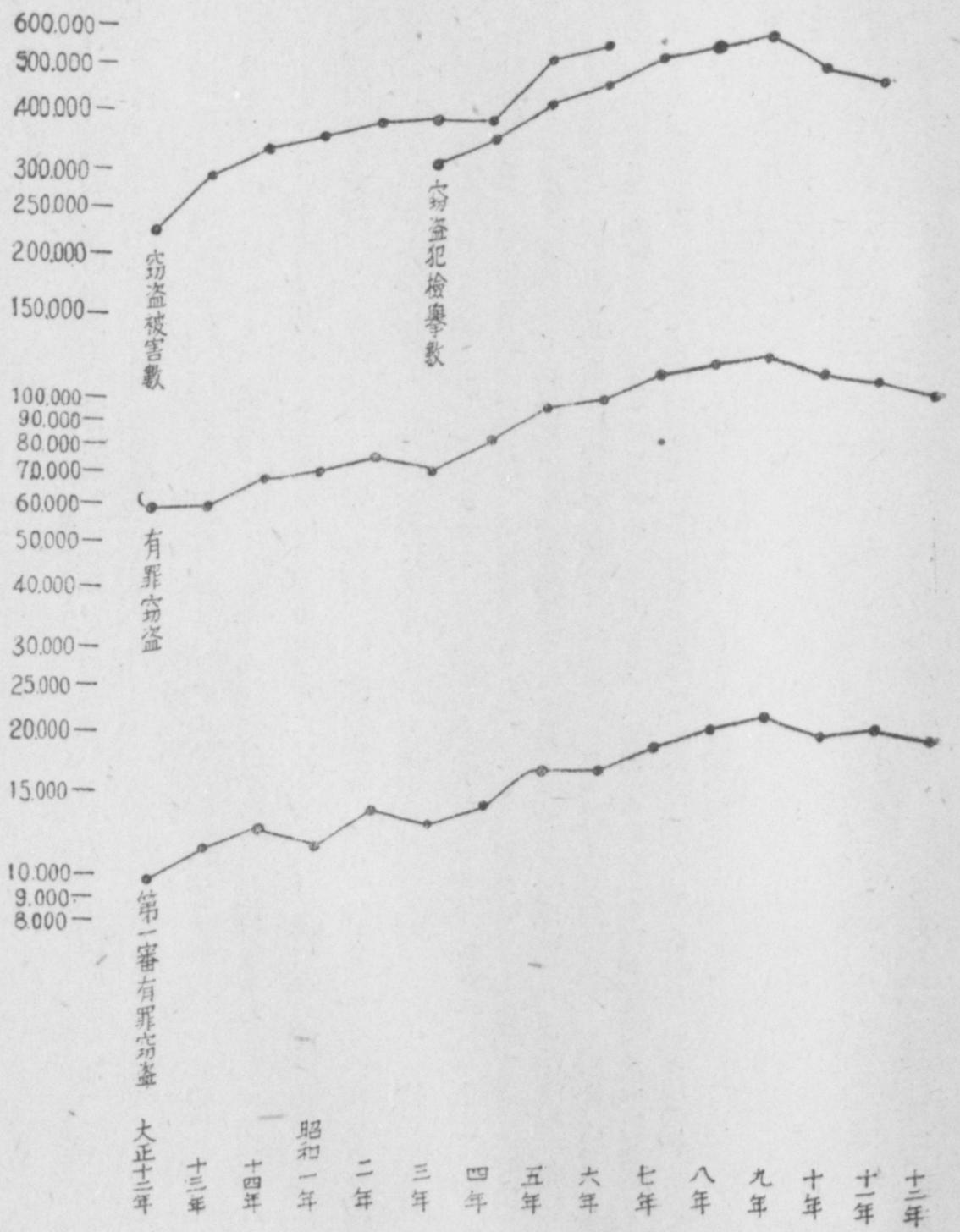
竊盜に關する統計表

	1	2	3	4	5
	盜難被害數	竊盜犯檢舉數	有罪竊盜人員	第一審有罪竊盜	入所窃盜受刑者
大正	215,767	—	56,685	9,517	8,684
12	284,165	—	57,824	11,164	10,605
13	326,649	—	66,088	12,320	11,565
14	—	—	—	—	—
昭和	342,346	—	69,536	11,686	11,035
1	368,838	—	73,654	13,802	12,763
2	378,842	300,165	69,298	12,775	12,069
3	—	—	—	—	—
4	379,285	348,329	80,294	13,959	12,970
5	512,047	403,363	95,063	16,508	14,807
6	545,027	456,312	99,807	16,317	15,498
7	—	—	—	—	—
8	—	—	—	—	—
9	—	—	—	—	—
10	—	—	—	—	—
11	—	—	—	—	—
12	—	—	—	—	—

備考

- 1 及 2 は帝國統計年鑑（何れも内地の計數にて樺太を含まず但し其の數僅少）
- 1 は原統計たる内務省統計報告にも昭和六年までより登載されず
- 2 は昭和三年より登載され昭和二年以前は司法警察官の取扱ひたる犯罪者及犯罪嫌疑者數を掲げ連續せず。昭和十二年は最近版（第五十七回）にも登載されず
- 3. 4 は刑事年統計報、5 は行刑統計十年報に據る。

窃盜ニ關スル統計圖表



刑政統計法

(一) 概説

先づ右掲の統計表を概観し、其の時間的變量に對する各種の窃盜事象の示す曲線の高低が略々同一波を示してゐることが看取される。即ち全般的に觀て一般的長期傾向は上昇を示し、且此の永續的な中心勢力を繞つて上下する變動の波（各時點に見る不規則的變化）も亦殆んど同一の生起を示して居ることを吾々は知り得るのである。

此の現象は即ち此の選んだ十五ヶ年といふ期間に於ける各種の窃盜統計が各々合則的なものとして無條件に比較統計研究に利用して差支へないものであることを物語るものである。更に云へばこの十五ヶ年の時の推移の間には犯罪概念、引いては刑罰理論の變遷が無く、又立法、裁判、檢察、或は警察制度の運用に變化がなかつたことを意味するものと推斷し得るのである。蓋し其の何れか々時點を異にするにつれて異なる活動を起すときは實際に犯された犯罪と、檢舉され、公訴されるものとの各趨勢間に變異を來してくる筈である。

長期間に互つて被害件數の時系列と檢舉數の時系列が同一傾向をたどるといふことは窃盜罪に對する警察方針の不變動を立證するものであると同時に、實際に逮捕された犯罪者は假令實際犯罪者の一部であつて眞の犯罪者は日々法網を潜り抜けつゝあるとしても、此の統計の成果が窃盜犯罪現象を計る一つの尺度として利用される事が許される筈である。又有罪窃盜及入所受刑者の示す統計曲線が同一の趨勢的傾向を示してゐることは、此の期間に於ては犯罪を中心とする刑罰理論の消長に變遷なく、「犯罪必罰」を原則とする客觀主義及「謙抑主義」(Mittima non curat Praetor)を採る主觀主義の何れなりやは別問題としても）又は刑事訴訟法上の根本主義或は其の運用方針にも變化を見なかつたものとの推測が許される理である。

犯罪統計に就いては以上の問題は非常に重要なことで、苟しくも犯罪統計法を志すものゝ常に留意しなければならぬ事柄である。

ヘーゲル(Hegel)が「統計では犯罪者の小部分しか算へられてゐない」ことを指摘し、「犯罪原因探求の根據として犯罪統計を利用することを潔よく斷念すべし」といひ(前掲書 § 657)、又ヘンチッヒ(V. Henning)が「獨逸で

も其の他の國でも犯罪の大部分は發覺しないであることを指示すると共に無罪判決の意味に就いてもそれは全然罪なきことの證明にはならない」と注意を喚起してゐるのも(前掲書 § 146)この間の事情を促へての犯罪統計に對する批難なのである。

併し上述の如く外部的の法律的諸條件が略々一定してゐる時點を採つての犯罪統計の成果はアシャツフェンブルグの言を借りて謂へば「大量現象の部分的把握を許容するもの」であつて、「其の統計數値は代表的價值(repräsentativen Bedeutung)を有するもの」と謂つて差支へないのである。(前掲書 § 8)

ケトレーも此の點に關して、實際犯されたる犯罪と公訴さるべき犯罪との比は殆んど常に不變であらうから統計表に示される犯罪數のみに依つても、比較統計研究には差支へないと述べてゐる。

又メツガー(Edmund Mezger)も刑事統計に於ては所謂「暗黒の數」(Dunkel ziffer)即ち犯したけれど發見されなかつたり、或は證據のないために刑の言渡を受けなかつたところの犯罪の數は缺けて居るが詳細に觀察すると刑の言渡を受けたものの、受けなかつたものに對する關係は一般に可なり一定したものであるから、刑事統計的數には犯罪に對する一つの微候的意義が歸せられ、集團現象の部分的把握としての犯罪統計の代表的意義に就いて語るこの出來ることが分かることと述べてゐる(司法資料第二二〇號エドムンド・メツガー刑事政策二五三頁)。

併し此等の所謂統計に示された犯罪計數のみに依頼して實際の諸犯罪現象を研究しても差支へないといふ理論は、既述の様に犯罪概念、刑罰理論等に變移がなく、立法、裁判、或は警察の諸活動に變動のないことを前提としてのみいひ得ることであつて、若し其の何れか々時期を異にするに従て異なるときは實際に犯された犯罪にして、檢舉され、起訴されるものゝ割合、或は受刑入所するものゝ比率は、其の前後に實際に犯された犯罪數には變化がない場合に於いても各統計に示される數字に變動が現はれることゝなるものであるから犯罪統計法としては唯、一般的趨勢を檢するのだからと云つて、何等外部的諸條件を考慮することなしに、徒に長期間の統計表をつくつたり、又は統計資料に對する吟味もなく採り上げた計數によるカーブを見て犯罪の増減を云々したりすることは甚だ危険なことで、統

計は一種の危険な學問であると批難され、犯罪統計記録を利用することに就いて各方面から其の缺點が重要視されるのも蓋し此等の點に存するのである。

第二に右掲の統計表並統計圖から看取されることは、此の諸統計の間に統計法に所謂「時の遅れ」といふものが存在しないことである。

即ち個々の時點に就ての不規則的變化の度合には多少の變異は見出されるが既述の如く、大體に於て其の高低の波が各時點に於て同一傾向を示して居ることである。

此の現象は窃盜罪は犯行、檢舉、公訴、裁判、判決確定、受刑入所と各段階が非常にスムーズに且スピーディに行されてゐることを物語るものである。これは窃盜罪が其の内容に於て他の犯罪に比較して割合に單純であつて、發覺が早く、取調べ、證據方法、裁判等が簡易に済まされ、警察、検事局、裁判所を経て刑務所の門まで極く短期間に送りこまれて來るからである。故に此の點のみから云へば刑務所入所受刑者の數の現在の増減を見て犯罪が増減したと考へる素朴な觀方も(こゝにいふ觀方をする人がよくあるが)窃盜罪に關する限りでは決して誤つては居ない譯である。

以上で大體概説を終りとして次に。

(二) 盜難被害數と窃盜犯罪檢舉數に就いて

この兩統計に就いては第一表備考欄に記載した如く、第一の盜難被害數は複製統計たる帝國統計年鑑には勿論、又其の原統計たる内務省統計報告にも昭和六年までより登載せられず、一方第二の窃盜犯檢舉數は昭和三年以降より登載せられず其の以前は司法警察官の取扱ひたる犯罪者及犯罪嫌疑者數を掲げ其の間に連續を缺くため兩者の比較は僅か四ヶ年の間より出來ないから以下説述することは私の推測の範圍を出でないものでかなり大膽に過ぎる嫌のあることを豫めおことわりしておく。

此の兩統計に示されたる數値の比較により一應吾々は吾國警察機關が極めて周到に訓練せられ、窃盜犯罪に關する限り法網を潜り抜けるものが少ないといふことを感ぜさせられる。

併し此の兩統計を比較することに就いては、吾々は先づ次の諸點に注意せねばならない。

第一には盜難被害數は即ち犯罪人の側より見れば窃盜犯罪件數に相應するものであるが、被害者の全てが届出づるものとは吾々日常の經驗上考へ得られないから恐らく被害届出數より蒐集されたであらう。此の計數と實際犯罪數との間には相當の隔りがあるものと推測せねばならない。(盜難につき届出づるものと届出でないものとの比に就いての統計比は勿論つくり得べくもないが、恐らく後者の方が遙かに多いであらうことは經驗上想像に難くない。次に窃盜犯罪檢舉數の示す計數は犯罪數ではなく犯人數であつて元々此の兩統計は其の調査の對象自體が異つてゐるのであるから兩統計を其のまゝ比較の用に供することは許されないものであり。特に窃盜罪に關する限り一犯人一犯罪といふことは殆んど考へ得られないものである。

參考まで昭和十二年度に於ける第一審有罪窃盜被告人の犯罪の箇數を調べて見ると一般窃盜に付ては有罪總人員一九、三三六人に對し其の犯罪行爲數は一一一、四三二を示し常習特殊窃盜に於ては僅か犯人四二人に對し其の犯罪行爲の箇數は二、一三八件の驚異的數字を示してゐる。

故に此の兩統計時系列からは、概説の項で述べた如く統計數値の代表的價值として以外に其の間の比率等を求めて見ても何等の信頼を置ける結果は求め得べくもないのであるが、兎にも角にも此の兩統計より吾々は「梁上の君子」氏から年々歳々甚大な被害を蒙り、且つ之が防犯に又莫大な豫算を費してゐることを知り、尙その被害と費用が又年を逐ふ毎に物凄い勢で増大して行きつゝある事實を教へられるのである。

本項に就いての説明はこれで打切る積りであるが、窃盜犯罪が逐年増加趨勢を示しつゝあることを記述した序でに以下紙數をさして犯罪統計時系列の解拆に重要な所謂「收縮」(Deflation)と等質性の問題に觸れて置き度と思

ふ。

上掲表によれば大正十二年の盜難被害數二十一萬五千七百六十七といふ計數は五年後の昭和二年には三十六萬八千八百三十八に更に四年後の昭和六年には五十四萬五千二十七、といふ計數を示してゐる。同様盜盜檢舉數も昭和三年の三十萬百六十五人は昭和十一年の四十六萬九千七百八人と九年間に約一倍半の増加を示してゐる。而して單に直接防犯の立場からは此等の絶對數を其のまゝ眺めることも亦一向に差支へないのであるが、若し吾々が犯罪そのものゝ増減を語り、或は行刑、其の他の犯罪犯退陣の鼎の輕重を云々するが如き場合には嚴密には一應は絶對數の外にその外部的不等質の問題、即ち人口増加の影響も考慮に容れて考へて見なければならぬのである。即ち絶對數による此等の時系列は人口増加の影響といふ外部的不等質を含んだままの系列であるから收縮法により等質化すること、即ち相對數を求めて見る必要が生じて來るのである。

尤も本例の如く盜盜犯の激増した時期に於ては如斯人口に對する相對數を求めて見ても其の一般的趨勢に左程の變化を見ないものではあるが。

而して此の人口増加の影響に對する收縮の方法にも幾通りも考へられるが、先づ一般に採られてゐるのは、或年度内の犯罪統計時系列を其の年度の或る一點に於ける人口に對比し、人口x人に付、幾何の犯罪ありやの割合を指すものであるが、この方法は純粹の犯罪率以外に其の人口集團に於ける性や年齢の構成状態に基く影響をも含めて示されるものである。従つて吾々が純粹な犯罪性の差異を見究める目的に對しては（即ち一定の人口に對する犯罪動向の決定的洞察を得るためには）更に其の發現比例數、即ち一定の年度の犯罪者數を、犯罪事實發現の可能性をもつ十四歳以上の有責人口に對比した相對數を求むべきである。（獨逸國刑事統計 (Kriminalstatistik des Deutschen Reichs) に所謂「犯罪指數」(Kriminalitätsziffer)はこの有責人口の一定數(十萬人)に關係させて算出したものである)

吾國の如く逐年一樣に人口増加の趨勢をたどりつゝある場合には、一般人口と有責人口の關係的增加率は左程差異のないもので

あるが、それでも現時の如く最も犯罪適齡期にある幾多の壯丁が動員されてゐるが如き場合には此の兩者何れによるべきかにより其の差は甚だ大となるもので戰時犯罪の研究に就いては特にこの發現比例數の問題が重要視されるわけである。

以上の外、研究目的によつては相對的に僅少な女子犯罪の影響を排除するため男子人口に付、男子犯罪の相對數を求め、女子人口に付ては別に之を求めて見る必要が生じて來る。

又一層純粹な犯罪の動向を決定するためには、刑法第三十九條所定の心神喪失者の數をも考慮せねばならないわけだが、吾國には此の種の統計は見當らないし其處まで神經的になる必要はあるまいと思ふ。

(三) 有罪盜盜に就いて

刑事統計年報に所謂有罪盜盜とは裁判所に於ける第一審有罪盜盜犯被告人員、檢事の取扱に係る盜盜犯微罪處分、起訴猶豫人員、司法警察官の取扱に依る盜盜犯微罪釋放人員、司法警察官の職務を行ふ者の取扱に係る盜盜犯微罪釋放人員等各種の統計の合計であつて、同統計年報により統計表を作ると次の如くである。

有罪盜盜年別統計表

	有罪總人員	裁判所に於ける第一審有罪人員	檢事の取扱に係る盜盜犯被告人員	司法警察官の取扱に係る微罪釋放者	司法警察官の職務を行ふ者の取扱に係る微罪釋放者
大正	56,685	5,517	36,299	10,579	290
12	57,824	11,164	36,707	9,625	328
13	66,038	12,320	41,489	11,955	324
昭	69,536	11,636	45,863	11,637	350
和	73,654	13,802	47,453	12,137	262
1	69,298	12,775	44,405	11,752	366
2	80,294	13,959	51,998	13,888	449
3	95,063	16,508	61,623	16,545	437
4					
5					

刑政統計法

6	99,807	16,317	65,045	17,837	608
7	111,398	18,343	77,628	15,037	390
8	118,311	20,087	85,062	12,845	317
9	122,472	21,843	89,034	11,347	248
10	113,952	19,936	83,730	10,038	218
11	110,985	20,574	80,686	9,537	188
12	100,751	19,652	73,583	7,263	253

備考 昭和十二年度欄中司法警察官の取扱に係る微罪釋放者數に付て刑事統計年報第五頁、5. 罪名別、「有罪犯人の全現象」に於ては其の數 7,263 とあり同第十八頁、19「司法警察官の取扱に係る微罪釋放者罪名別比較」に於ては 7,259 とあり其の何れか誤りならんも前者に據る。

右の表に就いて見れば最近十五年間に於て兎に角窃盜犯にして有罪と認められたものは約二倍に激増してゐることが解る。即ち大正十二年には五萬六千八百八十五人であつたものが、最高値を示す昭和九年には十二萬二千四百四十二人と二倍以上に上昇し、翌年以後稍降下の傾向を示して來ては居るがそれでも昭和十二年には十萬七百五十一人と略倍加してゐる。尤も先きに外部的等質化の問題で述べた如く人口も亦此の間に増加してはゐるが其の増如率は全く比較にならない程度の僅少なものであるから窃盜犯罪數は次第に増加の傾向をたどりつゝあると觀察しても差支な

50
 勿論此等のものを全て無條件に窃盜犯罪者と看做すことは決して満足な處置であるとは私自身も考へない。裁判所に於ける第一審有罪人員の中に於てすら上告審に於て無罪となる場合はあり得るが併し窃盜罪に關する限り一般的に他の犯罪に比較して事犯が加至極濶易であつて他の犯罪に於けるが如く上告審に進む者も極めて少く尙又上告審に於て無罪となる如きことは極く稀有といはねばならない。以上のことは他の微罪處分の場合にもいひ得ることである。窃盜罪に就てはこの有罪人員を目して窃盜犯罪者に看做しても其の統計値に信頼度を失ふ程の誤差は絕對に出て來ない。

以上の十五ヶ年間に於ける外部的事情、特に窃盜犯罪に影響を及ぼす法律事情に就いて調べて見るに、大正十一年五月五日公布された十三年一月一日施行せられた改正刑事訴訟法、特に便宜主義の明文(第二百七十九條)採用、大正十二年一月一日より施行せられた少年法(少年犯罪者の保護處分)大正十二年十二月司法省刑事局訓令「司法警察職務規範」、昭和五年公布の「盜犯等の防止及處分に關する法律」等を擧げることが出来るが最後のものを除いては何れも私の採つた統計時系列に攪亂的影響を及ぼすことのない起算當時のものであり、又盜犯等防止及處分に關する法律も其の後の實施の狀況は次の如くである。

常習特殊窃盜並累犯窃盜數(第一審有罪被告人)

昭和 6	494
7	321
8	244
9	297
10	275
11	281
12	312

右表の如くであつて窃盜有罪總數に影響を及ぼすが如き計數ではないことを知り得る。

再度繰り返すことながら長期間に互る時系列の統計法に於ては以上の如く常に其の統計資料の吟味、撰擇が必要であり、又其の計數の等質性に留意しなければならない。(二つの標識に就てのみそれと相異つた強さを示すが他の凡ては一切等質でなければならぬ) 故に法律事情の變移、其の他の外部的事情を無視して單に表見的に統計表に現はれた計數に依頼して統計研究を進めても決して犯罪の趨勢は知り得べくもなく、寧ろ甚だしき誤解を寫し出す場合が多いのである。

尤も外部的事情の中でも先に述べた如く人口の影響の如きは其の人口を以て所與の變動を收縮することにより其の影響を除去することが可能であるが、法律事情の變動による影響の如きは統計的には如何様にしても其の影響を排斥する事は不能であつて、其の變動自體の影響を研究せんとする特殊な場合以外には犯罪統計に於ては出來得るだけ其の影響を受ける時點の時系列を採ることは避けなければならないのである。(特に犯罪の増減即ち一般的趨勢傾向を求め此の場合の如きは)

刑政統計法

刑政統計法

扱、次に此の有罪窃盗人員を構成する各内容に就き觀察すると。上述の増加の傾向は第一審有罪人員及起訴猶豫人員に於いて共に約二倍の上昇傾向が覗はれ、且其の上昇線は不規則的な高低がなく割合になだらかに上向してゐるに不拘、司法警察官及司法警察官の職務を行ふ者のなす微罪處分人員の數値に就きては、反て逆に若干の減少傾向を示し、且各時點に於いて甚だしくジグザグな不規則的變化のあることが解る。

全體として有罪窃盗犯、引いては窃盗犯が増加の傾向をたどつてゐるに不拘（又増加の傾向をだどつてゐると想像されるに不拘）斯くの如く後者の計數が若干でも減少傾向を示すと謂ふことは年を逐ふて窃盗犯の内容が悪質となつたか（少くとも警察署其の他より一應檢事局に送致する程度に）或は警察制度そのものゝ運用並に方針に變動があつたものと推測して差支へないのであるが恐らくは後の場合に歸因するものと考へる。

而して此の司法警察官等の行ふ微罪處分の計數がジグザグな起伏を示す現象に就て經驗的に警察制度が檢察或は裁判に比較して其の時代々々に於ける行政的、或は政治的等の影響を受けることが多いことも想像されるが尙第一審有罪人員及起訴猶豫人員に比して其の數が遙かに少ないといふ點で遇然的な影響もかなり大きく現はれ斯くの如き不規則な起伏、高低を示すものと考へても誤りはないと思ふ。（又それ丈けに此の二つの計數は一般的趨勢を研究する對象としては適當なものでもないといひ得る）

次に第一審有罪人員と起訴猶豫人員とを既掲表より更に十年遡つて二十五年間の統計表並統計圖表を示すと。

第一審有罪人員並に起訴猶豫人員年別表

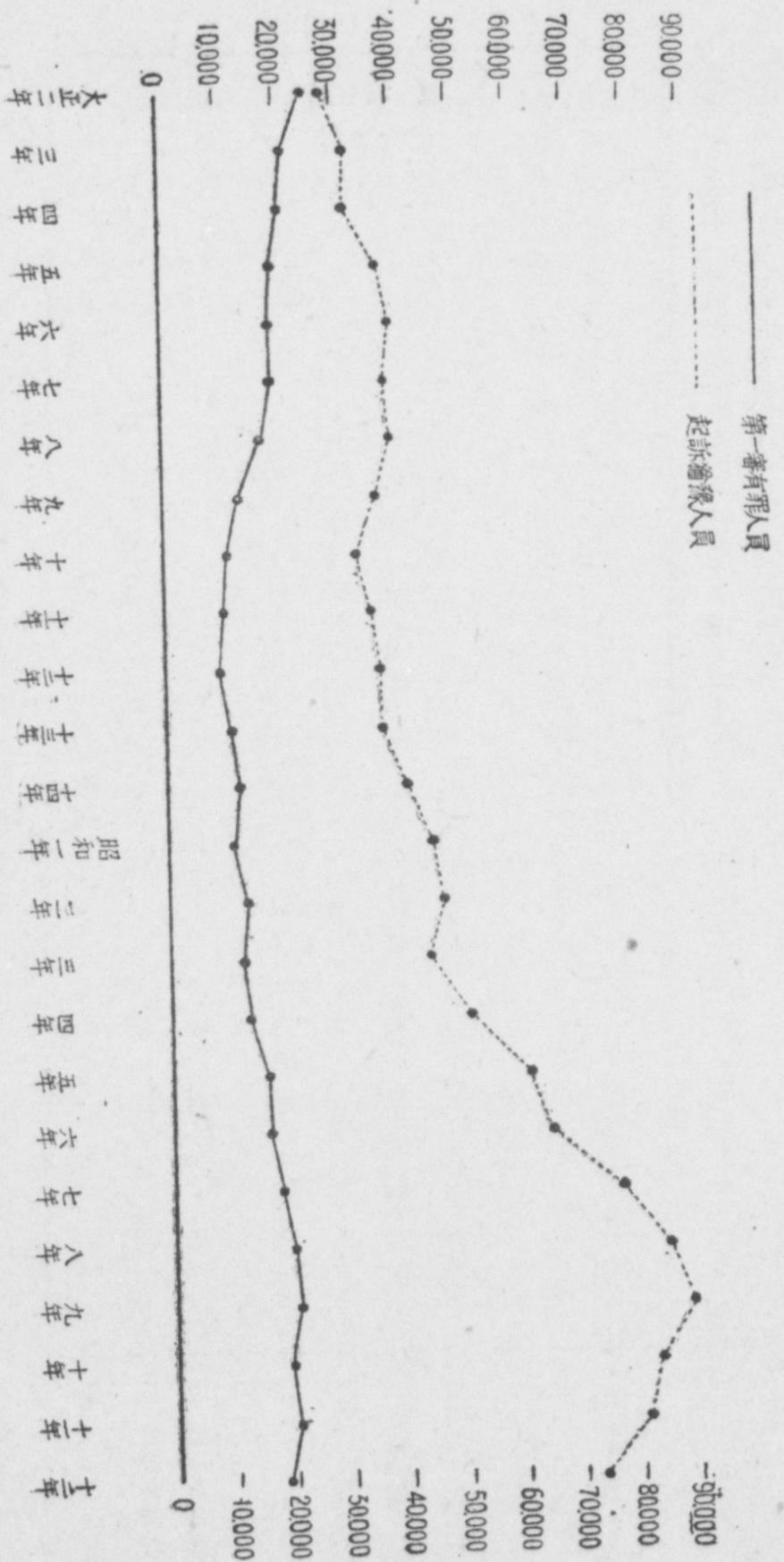
		第一審有罪人員	起訴猶豫人員
大 正	2	25,664	28,706
	3	21,748	32,266
	4	21,383	32,043
	5	19,202	37,869
	6	18,775	39,641
	昭 和	7	18,981
8		16,569	39,630
9		13,121	36,501
10		10,720	33,937
11		10,088	35,826
昭 和		12	9,517
	13	11,164	36,707
	14	12,320	41,489
	1	11,686	45,863
	2	13,802	47,453
	3	12,775	44,405
	4	13,959	51,998
昭 和	5	16,508	61,623
	6	16,317	65,045
	7	18,343	77,628
	8	20,087	85,062
	9	21,843	89,034
	10	19,936	83,730
	11	20,574	80,686
	12	19,652	73,583

次に掲げた圖表により窃盗罪の第一審有罪人員は既述の如く大正十二年以降十五年間に於ては増加趨勢を示して居るが同年を谷として大正十一年以前に遡るに從て又其の數が激増し（逆に云へば大正二年以前急激に減少し）大正十二年の九千五百七十七人といふ第一審有罪人員は大正二年では二萬五千六百六十四人と約二、七倍にも達してゐる。

然るに一方檢事の取扱に係る起訴猶豫人員は此の大正十二年以前に於いても既述大正十二年以降の趨勢と同様年を遡るに從て其の間に多少の高低はあるにして減少傾向を示してゐるのである。

刑政統計法

第一審有罪人員並起訴猶豫人員年別圖表(窃盜)



故に先づ此の圖表から吾々は既載の十五年間の時系列を更に十年遡つて見ても窃盜犯罪そのものは第一審有罪人員引いては刑務所入所の人員こそ増加して居れ結局矢張り逐年増加傾向をたどつてゐるものと推測しても差支あるま

50. 窃盜犯罪の如く最も一般的且素朴な犯罪は戦争其の他經濟的事情等の激變でもない限り割合に時代的變化が見られず其の永續的傾向の如きも直線的なもので、若し以上の如き外的事情が無い限り其の諸統計時系列に攪亂が見られるときは恐らく次の如き法律事情を物語るものと考へて宜いと思ふ。

次に此の大正二年には殆んど同數であつた有罪判決を言渡され受刑する窃盜犯と起訴猶豫といふ微罪處分により刑務所の門をくゞらずに済む窃盜犯罪者の數が二十五年の間には漸次其の差を増し昭和十二年に至つては後者の數は遂に前者の約四倍といふ數を示すに至つた右統計圖表から吾々は既にも述べた吾が國の刑罰理論の大きな時代的變遷——犯罪必罰の客觀主義的理論から主觀主義的な刑罰の謙抑主義（刑事訴訟法上の便宜主義の擴大）への大轉換の轍のあとを覗ひ知るのである。

當起訴猶豫人員の激増の現象を其のまま可罰的評價に價しない輕微な窃盜犯の増加と考へることは到底常識的にも考へ得ないところであるが、以上の私の統計的説述を一層理由付けるため（且參考までに）以下右年間に於ける訴追便宜主義の伸展の實狀を年次的に探求して見ると。

大正二年二月廣島控訴院檢事局に於ける管内檢事正會同協定事項、
 拔萃、起訴猶豫ハ性狀ヲ審査シ成ル可ク擴充ヲ期スルコト
 大正二年十月控訴院長檢事長會同に於ける司法大臣訓示、

拔萃、犯罪ノ檢舉ニ付テハ科刑ニ依ラスシテ他ニ膺懲勸戒ノ道アルモノニ在リテハ單ニ前科ノ有無若クハ多寡ニ由リテ犯罪ノ起訴、不起訴ヲ決スルカ如キコトナク及フ限り起訴猶豫ヲ行フノ方針ヲ取ランコトヲ望ム。
 大正三年五月警察部長會議檢事總長訓示、

刑政統計法

拔萃、己ノ送致シタル事件カ起訴猶豫ニナッタ之ハ司法警察官ノ恥テアル、ソウ云フ様ナ考ハ大變ナ間違ヒテアル。己ノ送致シタル事件カ起訴猶豫ニ相成リマシテモ起訴猶豫ニナリマス資料ヲ司法警察官カ具ヘテ送致シマシタナラハ起訴猶豫ニナツタト云フ事カ即チ之ヲ送致シタル司法警察官ノ功勞ニ歸スル次第テ御座イマス。

大正七年四月司法官會同司法次官注意事項

拔萃、凡ソ猶豫處分ハ申上クル迄モナク、犯人ニ對シ實刑ヲ科スルコトナクシテ改過遷善ノ良果ヲ收ムル制度テアリマスルカラ事情ノ許ス限リ之ヲ活用スルコトハ一般ノ利益テアルコトニ相違ナイノテアリマス。中略、起訴猶豫カ擴張セラルレハセラシムル丈執行猶豫ハ減少スヘキ筋合テナケレハナラヌノテアリマス。ツマリ執行猶豫ト爲スヘ見込ノ事件ハ寧ロ起訴猶豫ニ付シ形ニ於テ受刑者タル地位ニ在ラシメサルコトカ被告ノ爲ニモ頗ル利益デアアルカラテアリマス。然ルニ實際上數字ハ寧ロ反比例ノ状態ヲ示シテ居ルコトハ實ニ遺憾ニ堪ヘヌ處デアリス。

大正十年十月司法官會議司法次官注意

拔萃、多少重キ罪質ノ犯罪ナリトスルモ犯人既ニ悔悟シ其ノ他諸般ノ狀況ニ於テ處罰ノ必要ナキ場合ニハ起訴猶豫處分ニ付スル方却テ刑罰ノ目的ニ適スルモノアリ要ハ所謂刑ハ刑ナキヲ期スルニ在ルコトヲ著眼スヘキハ事新シク申スマテモナク各仁ノ夙ニ努力セラルル所ニシテ起訴セラレタル事案中ニハ往々其ノ犯罪ノ輕微ニシテ寧ロ起訴猶豫處分ヲ爲シ以テ本人ノ一層ノ反省ヲ促ス方カ犯人ノ爲ニモ刑政ノ爲ニモ策ノ得タルモノナリト思料セラルルモノアルヲ見ル固ヨリ執行猶豫ノ恩典ニ浴シナカラ猶豫期間中ニ再ヒ罪ヲ犯ス如キハ一面ヨリ見レハ豪末寛容スルノ餘地ナキ様ニモ見エマスルカ刑罰ノ眞ノ目的ヨリ考フルトキハ執行猶豫中ナル一事ニ依リ輕微ノ犯罪ト雖モ直ニ之ヲ起訴スルカ如キハ未ダ適當ノ處置ト謂フコトヲ得ナイノテアリマス。故ニ其職ニ當ル者ハ宜シク其ノ事案ヲ察シテ其取捨ヲ誤ラサルヘキ様ニ注意ヲ要スルノテアリマス。

大正十年十月岡山地方裁判所檢察正の管内に對する通牒。

拔萃、犯罪若ハ加害ノ程度輕微ニシテ絶對ニ處罰ノ必要ナキ案件ハ總テ之ヲ微罪處分ト決定シ微罪ナラサルモ刑事政策上起訴ヲ猶豫シ自悛遷善ヲ促スヲ可ナリト認ムル案件ノミヲ起訴猶豫處分ト決定スルコト。

大正十一年五月公布大正十三年一月施行改正刑事訴訟法第二百七十九條。

犯人ノ性格、年齢及境遇並犯罪ノ情狀及犯罪後ノ情況ニ因リ訴追ヲ必要トセサルトキハ公訴ヲ提起セサルコトヲ得。

と便宜主義が明文化され、犯罪必罰の應報主義的理論に基く合法主義は實質、形式共に其の姿をひそめるに至つたのである。

二、相對的趨勢

茲に竊盜罪の相對的趨勢とは、竊盜罪の全犯罪に對する相對數に就いての其の永續的傾向を謂ふのである。各年次統計につき總犯罪數に對する部分數を求めて見ると次の四表を得る。

第一表

昭和	A	B	千分比
	犯罪檢擧數	竊盜犯檢擧數	$\frac{1000 \cdot B}{A}$
3	1,520,548	300,165	197.4
4	1,674,095	348,329	208.9
5	1,978,103	403,363	203.9
6	2,038,097	456,312	223.9
7	2,161,255	514,580	238.1
8	2,665,497	547,124	205.3
9	2,893,135	571,651	197.6
10	2,876,220	498,830	173.4
11	—	469,708	—

第 三 表

		A	B	$1000 \frac{B}{A}$
		第 一 審 有 罪 總 人 員	第 一 審 有 罪 竊 盜 人 員	千 分 比
大 正	12	129,739	9,517	73.3
	13	146,234	11,164	76.3
	14	152,230	12,320	80.5
昭 和	1	151,825	11,686	77.0
	2	153,702	13,802	89.8
	3	140,150	12,775	91.1
	4	151,726	13,959	92.0
	5	163,192	16,508	101.2
	6	151,296	16,317	107.9
	7	147,446	18,343	124.4
	8	177,067	20,087	113.4
	9	182,042	21,843	120.0
	10	183,168	19,936	108.8
	11	188,203	20,574	109.3
	12	172,208	19,652	114.1

M = 98.6

第 二 表

		A	B	$1000 \frac{B}{A}$
		有 罪 犯 罪 者	有 罪 竊 盜	十 分 比
大 正	12	709,045	56,685	79.9
	13	832,370	57,824	69.4
	14	965,965	66,088	68.4
昭 和	1	1,032,082	69,536	67.4
	2	1,038,922	73,654	70.9
	3	995,381	69,298	69.6
	4	1,080,170	80,294	74.4
	5	1,173,860	95,063	81.0
	6	1,202,801	99,808	83.0
	7	1,206,847	111,398	92.3
	8	1,467,961	118,311	80.6
	9	1,689,567	122,472	72.5
	10	1,700,176	113,952	67.0
	11	1,628,469	110,685	68.2
	12	1,285,948	100,751	78.3

算術平均 M = 74.9

第 四 表

		A	B	$1000 \frac{B}{A}$
		新 受 刑 者	窃盗新受刑者	千 分 比
大 正	12	23,883	8,684	363.6
	13	26,511	10,605	400.0
	14	30,111	11,565	384.1
昭 和	1	29,582	11,085	373.0
	2	31,311	12,765	407.6
	3	28,899	12,069	417.6
	4	29,354	12,970	441.8
	5	33,190	14,807	446.1
	6	33,938	15,498	456.7
	7	36,287	17,771	489.7
	8	39,480	19,259	487.8
	9	42,094	20,646	490.5
	10	41,093	18,848	458.7
	11	41,764	19,167	458.9
	12	38,719	18,204	470.2

M = 436.4

先に絶對的趨勢に就いては竊盜罪は其の檢舉數、有罪竊盜人員、第一審有罪人員及新受刑者共昭和九年まで年を逐ふて増加の傾向にあつたが、扱右四表を概觀するに、各表とも之と可なり異つた傾向を示して居ることを看取するのである。

即ち第一表に於いては昭和七年まで大體に於いて増加し、以後漸減し第二表にあつては大正十二年以降數年間は逆に漸減し、昭和二年から多少の上下はあるが漸次増加し昭和七年を峠に昭昭八年、九年、十年と急激に減少し、同年以後再び増加し始めて居る。(絶對的趨勢では反對に昭和九年まで激増し十年以降激減してゐる) 第三表では多少の高低はあるが第一表同様昭和七年まで漸次増加、第四表のみは大體絶對數の示す永續的傾向と平行して昭和九年まで漸次増加してゐるが矢張前三表と同様十年に若干の減少を示し再び上り始めてゐる。而して四表とも何れも其の増加率は既述の絶對的趨勢の場合に比して遙かに少ないものである。

絶對數に於ける増加の割合は此の十五年間に於いて一倍半乃至二倍以上にも激増(有罪竊盜人員は大正十二年の五萬六千六百八十五人が昭和十二年には十萬七百五十一人に増加即ち一、八倍、第一審有罪人員は二、一倍、新受刑者は二、一倍に激増)して居るにかゝはらず、右相對數に見る増加は、最も増加を見た第三表に於てすら一、五倍であつて、第二表の有罪竊盜の如きは反て十五年後の昭和十二年には大正十二年に比して逆に減少して居るのである。

以上の如く竊盜罪は其の絶對數は各計數とも増加して來たが、全犯罪に對する分析的比例數に就いて見るときは左程にまで増加趨勢を示して居ない。逆言すれば全體と部分との關係より見て各年次に於ける總犯罪數の絶對的增加率が遙かに竊盜罪のそれに比して大であることを吾々は右各表と既述の絶對的趨勢の各表との比較に於いて知り得るのである。(但し關係的增加率に於いては竊盜罪の方が大である)。

扱右に得た統計的結果より歸納して理論的研究にまで結びつけるため強ひて推斷が許されるとすれば私は以上の如

き相對的趨勢と絶對的趨勢の相異は竊盜罪の趨勢か他の犯罪に比して、外部的經濟事情や景氣等に最も密接な關係を持つて居ることを物語るものと考へるのである。何となれば、前掲の各四表に於いて各表ともが最高値を示して居る昭和七年は吾國の大正末期以降の經濟界の不況が最絶頂に到達した年である。例へば失業者數の如きも同年九月には五十萬六千餘人といふ失業狀況推定調査以來の最高値を示すに至つた年である。

我國に於ける全國的な失業統計は昭和五年の國勢調査に附帶して行はれたのが最初で同年一月の失業者數は三十四萬五千餘人で其の後昭和七年九月まで毎月増加してゐる。

斯くして不景氣のかもしれない出した犯罪の増加傾向の中、特に經濟狀況に對し鋭敏な竊盜犯罪が、昭和七年まで他の犯罪に比して一層猛烈な勢で急増して來たことは又當然と云ひ得る。(故に相對的趨勢だ同年まで上昇して來たことも)而して又一方同年は滿洲事變、上海事變の年に當り同年後半期以來、所謂時局匡救事業の施行や輸出工業の好轉、並世界的軍擴競争時代に平行して軍需工業の股賑等々經濟界を急速に好況に導き、失業者の如きも激減して來たため、勢ひ犯罪の増助傾向も次第にぶり(但し其の絶對數は既述の如く未だ減少せず)就中上述の如く社會景氣と最も密接に結びついて居る竊盜罪は他の犯罪に比して相對的に急激な減少現象を表はすに至つた(絶對數は減少せず)ことが上掲各表に見る如く昭和八年、同九年、同十年に於ける相對的趨勢の低下の因となつたのである。

參考までに昭和七年以降の失業者數並に其の指數を掲げると次の如くである。

右表を見て讀者は必ず次の如き疑念をぬかれることだと思ふ。即ち昭和十年までの相對的趨勢の減少傾向にあることは以上の説明でよいとして、然らば何故に昭和十一年、同十二年と失業者數は一層減少し、經濟界は活潑の度を加へて來たに拘らず、絶對的趨勢に反比例して竊盜罪の相對的趨勢が上昇して來たのか、經濟條件に最も敏感な竊盜罪こそ相對的に一層の減少を見るべき筈ではないかと。

全國失業者累年比較表

	失業者數	指數
昭和 7	489,168	100
8	413,853	85
9	374,318	77
10	356,557	73
11	340,855	70
12	299,541	61

備考 絶對數は各月の數を合算し算術平均したるもの。

竊盜罪の相對的趨勢指數表

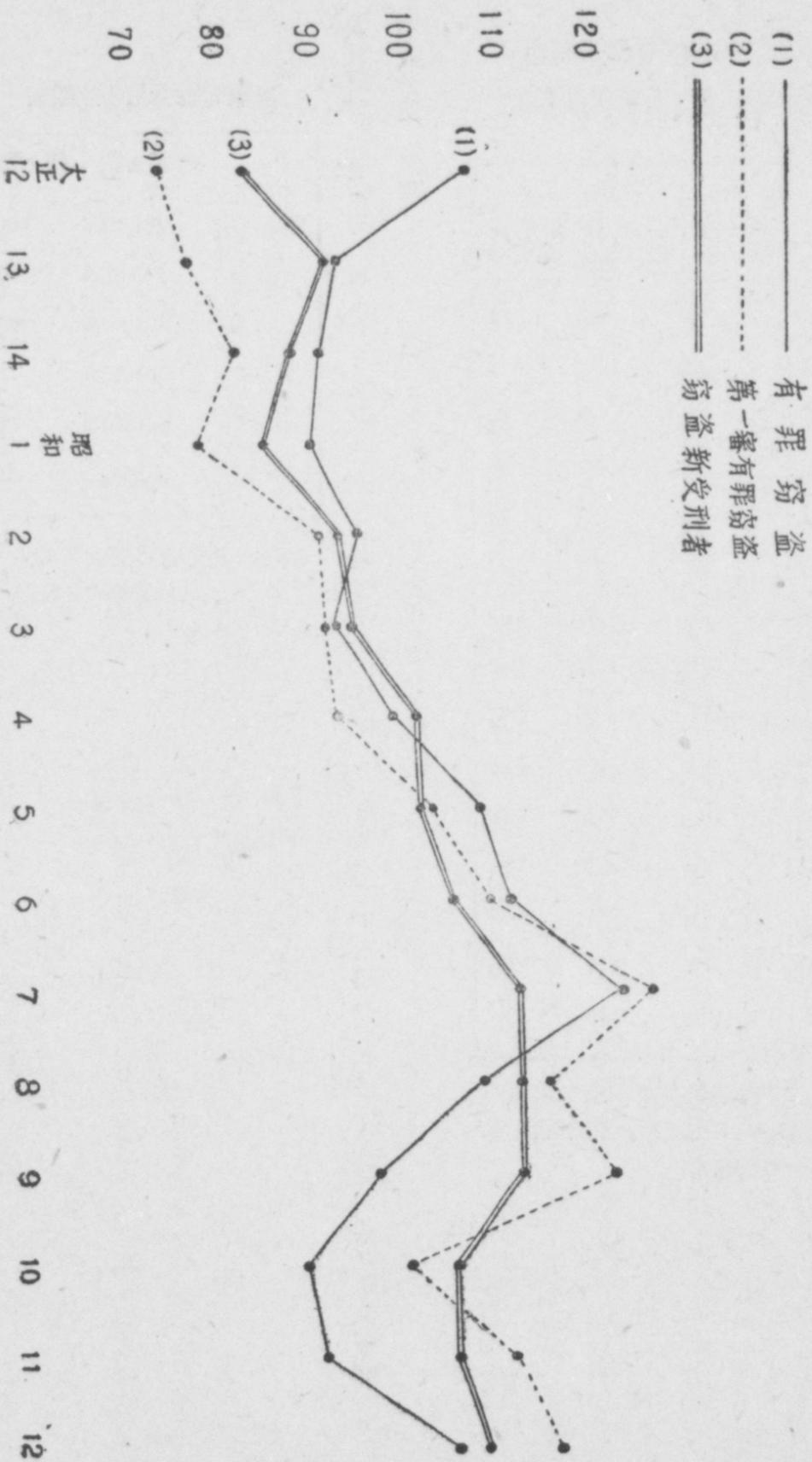
(總犯罪に對する年次別千分の平均を100として)

	(1) 有竊 罪盜	(2) 第一審 有罪竊盜	(3) 竊盜新 受刑者
大正12	107	74	83
13	93	77	92
14	91	82	88
昭和 1	90	78	85
2	95	51	93
3	93	92	94
4	99	93	101
5	108	103	102
6	111	109	105
7	123	126	112
8	108	115	112
9	97	122	112
10	89	100	105
11	91	111	105
12	105	116	108

備考 犯罪檢舉數は昭和三年以降のものにて他との比較不能なるため省略す

讀者諸君の右疑問に解答する前に以上の各趨勢相互の關係を一層明確にする爲め、各千分比を、其の單位を變へて平均値を夫々其準にとり、孰れも之を一〇〇とする指數を求めて見ると次の如くである。

窃盜罪ノ相對的趨勢指數圖表



(統計法としては右の如く同一の變數(年次)を有する二つ以上の函數値(千分比)を比較する場合には、如斯指數による方法と標準測定値による方法とがある。而して後者の方が統計的には合理的であるが計算方法が手数であるため普通には前者が多く用ひられる。

標準測定値の算出方法は $X = \text{函數値}$ $M = \text{其の算術平均}$ $\sigma = \text{標準偏差とすれば}$

$$\frac{X_1 - M}{\sigma}, \frac{X_2 - M}{\sigma}, \dots, \frac{X_n - M}{\sigma}$$

各趨勢指數を觀察するに、既述の如く(1)・(2)・(3)とも多少の起伏はあるが大體に於いて大正十二年以後上昇し昭和七年に最高に達し、爾來急落し同十年を谷として再び上昇の傾向を見せてゐる。絶對的趨勢に於いては此の期間(昭和十年以降)は各グラフ共減少一路にあるに不拘、相對的趨勢に於いては何故に右の如く増加傾向を示して居るのであらうか。

此の疑問に就き大膽に説明を加へるには手許に材料不足の感がないでもないが(且其の年次が餘りに僅少過ぎるものではあるが)更に推斷が許されるとすれば、財産犯たる竊盜罪の趨勢は勿論定説通り景氣の高低に反比例するものであるが、假令好況が持續する場合にも、尙引き其の景氣がとゞめなく漸進的に昇向しない限り竊盜罪は忽ち飽和點に達し、其の減少を停止するものである。即ち謂ひ換へると竊盜罪は「一經濟狀態にも飽き易い性格」を持つものである。つて好況が同一狀態に於いて餘り變化なく持續すると再び漸昇し始める傾向を有するものである。そして同時に又以上の如き經濟狀態との關連以外にも精神的且道德的方面に於いて、滿洲事變以降澎湃としておこつた國民精神運動、非常時意識に伴ふ國民生活の緊張等の結果犯罪が全般的に減少して來たことは否定出來ないところであるが、其の中竊盜犯罪者群のみは割合に其の感應度がにぶく、他の犯罪に比して減少率が少ないため一時激減した竊盜犯が尙其の實數に於いては減少しても相對的には再び昭和十年以降増加し始めたものと説明したい。

刑政統計法

次に各趨勢指數間の其の變動を比較して見るに、竊盜新受刑者のカーブ以外はかなり不規則な生起を示して居るが之は分母となる總犯罪中に刑法犯に數倍する特別法犯が合算されて居り、而して特別法犯に對する警察制度の運用、檢察、裁判方針等は刑法犯に比し其の時々に於いてかなりの變動があることに因るものと考へる。(之に反して刑務所に入所する特別法犯は極く少數であるため其の相對的趨勢指數に於いて新受刑者の曲線は他に比して割合になだらかなのであつて、各分子たる竊盜罪の絕對數の増減による變異と考へることは誤りである。)そして又新受刑者の曲線が他に比して割合に起伏の度の低い現象は右述の如く各分母たる總犯罪數中刑法犯と特別法犯の割合が異なる以外に其の可罰的評價の程度が高まるにつれて、外部的諸條件(物、心兩方面に互る)に支配される度合が減少して來るためだと考へる。

終りに參考までに刑法犯に對する各竊盜數値の割合を年次別に千分比で示すと左の通りである。(各絕對數は數字許り掲げて讀者も飽きられたと思ふから尙略する。)

刑法犯に對する竊盜千分比表

	(1) 竊盜犯檢擧數	(2) 有罪竊盜	(3) 第一審有罪竊盜	(4) 竊盜新受刑者
大正	12 13 14	247.3 249.7 250.5	113.5 126.9 121.2	440.8 480.9 474.7
昭和	1 2 3	220.7 261.3 271.8	112.0 130.5 146.3	476.0 518.8 533.4
總和	408.6			

4	405.5	233.1	145.0	552.5
5	392.7	313.3	169.5	560.5
6	401.2	307.7	165.8	563.6
7	412.2	332.8	196.9	560.0
8	363.5	318.0	187.2	567.4
9	373.0	297.1	178.6	573.4
10	340.3	287.0	163.8	547.0
11	387.1	294.1	170.2	561.3
12	—	300.9	177.2	561.0
	M = 387.1	M = 284.4	M = 153.6	M = 531.4

一般的趨勢に就いては特別法を含んだ前表と略同一であるから説明を省略し、右各時系列に付き其の平均値を求めて見ると(1)では三八七・一%、(2)では二八四・四%、(3)では一五三・六%、(4)に於いては最高を示し、刑法犯新受刑者中五割三分強は竊盜罪を犯かした受刑者なのであつて刑法百數十條に及ぶ罰條中第二百三十五條唯一ヶ條の適用者のみで其の半數以上を占めて居る事實に、吾々は今更「濱の眞砂はつきるとも」の感を新たにするのである。そしてこのことは相對的趨勢指數に於いて竊盜者群が昭和七年以降一時減少傾向を示したに不拘、再び其の勢をもち返して來た現象と共に今後の犯罪對策及受刑者處遇の上に於いて一考を要する點なのである。

附、數理的解折法に就いて。

扱、以上で大體竊盜罪の諸統計時系列に就いて其の趨勢並に此等諸統計間の關係或は規律性を説述した積りであるが更に進んで各時點の趨勢をあらはす數値に於ける變動即ち一般的趨勢の數理的解折方法を解説して見よう。

刑政統計法

斯くの如き一般的趨勢の數理的の測定には其の與へられた年次材料を其のまゝ方眼紙に描畫して之を決定する最もプリミティブな圖解式方法、又は最小自乘法 (method of least square) 或は移動平均法が用ひられるが併し最後の移動平均法に就いては先にも述べた如く犯罪現象は經濟現象に於けるその如く規則的な循環的變化を持つものでなく、而して元々移動平均法は主として短期的變化が一つの規則的周期を有する場合に其の一般的趨勢からこれに合致した短期的變化を分離することを目的としたものであるから單に不規則な起伏を幾分滑かにならしめる補整法として利用する場合以外、移動平均法は犯罪統計法には餘り適當とは考へ得られない。

時 t の一つの函數 A 、 B の合成 $A+B$ から時に就いて1分平均の移動平均によつて、 A がその値のまゝ残され、同時に B の値が完全に消失するためには 1 を周期とする函數でなければならぬ。故に數學的嚴密を期するならば B が斯様な性質を有する場合に於て移動平均は意味を有するはずである。

最少自乘法も各時點の趨勢を示す數値が殆んど一直線にならない限り數學的精密な結果を擧げ得ない近似的なものではあるが、一般的趨勢の解析には最も多く用ひられてゐる方法で犯罪趨勢の精密なる決定には最も適した解析方法と考へられる。併し又、天文或は測量、其の他の自然科学の場合に於ける如くにまで數學的な精密さを要請されない犯罪統計、刑事統計或は行刑統計等に於て其の趨勢の形態を見やうとする場合には最初の描畫法即ち其の與へられた材料により方眼紙 (半對數方眼紙を用ひる方が線の當嵌には便利である) に曲線を描き、目測によつて中心的な徐々なる規則正しい變化をなす線を引き方眼紙の度盛を見て各時點の趨勢を示す値を見出す主觀的な、かなり粗雑な方法で事足りると思ふ。勿論斯くの如き方法は最小自乘法の如き數理解析に依つた結果に比しては蓋然誤差 (Probable Error) は大となるであらうが、犯罪統計等には充分事足りるものであらう。

此の事に就いて一九二九年ワシントンに開催せられたアメリカ統計協會第九十一回總會に於てウィルソン (Edwin B. Wilson)

が「適應された曲線が直線である場合には得られた諸解答は訓練が適當な目盛を以てなさるゝ限りは平均して最小自乘法にて得られる解答より異なること、同解答の持つ蓋然誤差の二倍又は三倍に達することは實驗上ない。其の仕事を驗證することは不必要で、そして正確な最小自乘法が不必要な場合にはグラフの方法が最も爲し易いから屢々最上の方法となるのである。

然るに必要でない時にも最小自乘法を行ひ、又彼の補助者にも行ふことを強ふる人がみると云ふ」と述べてゐる。
(Mathematics and Statistics Presidential Address. Edwin B. Wilson, Journal of American Statistical Association, March 1930)

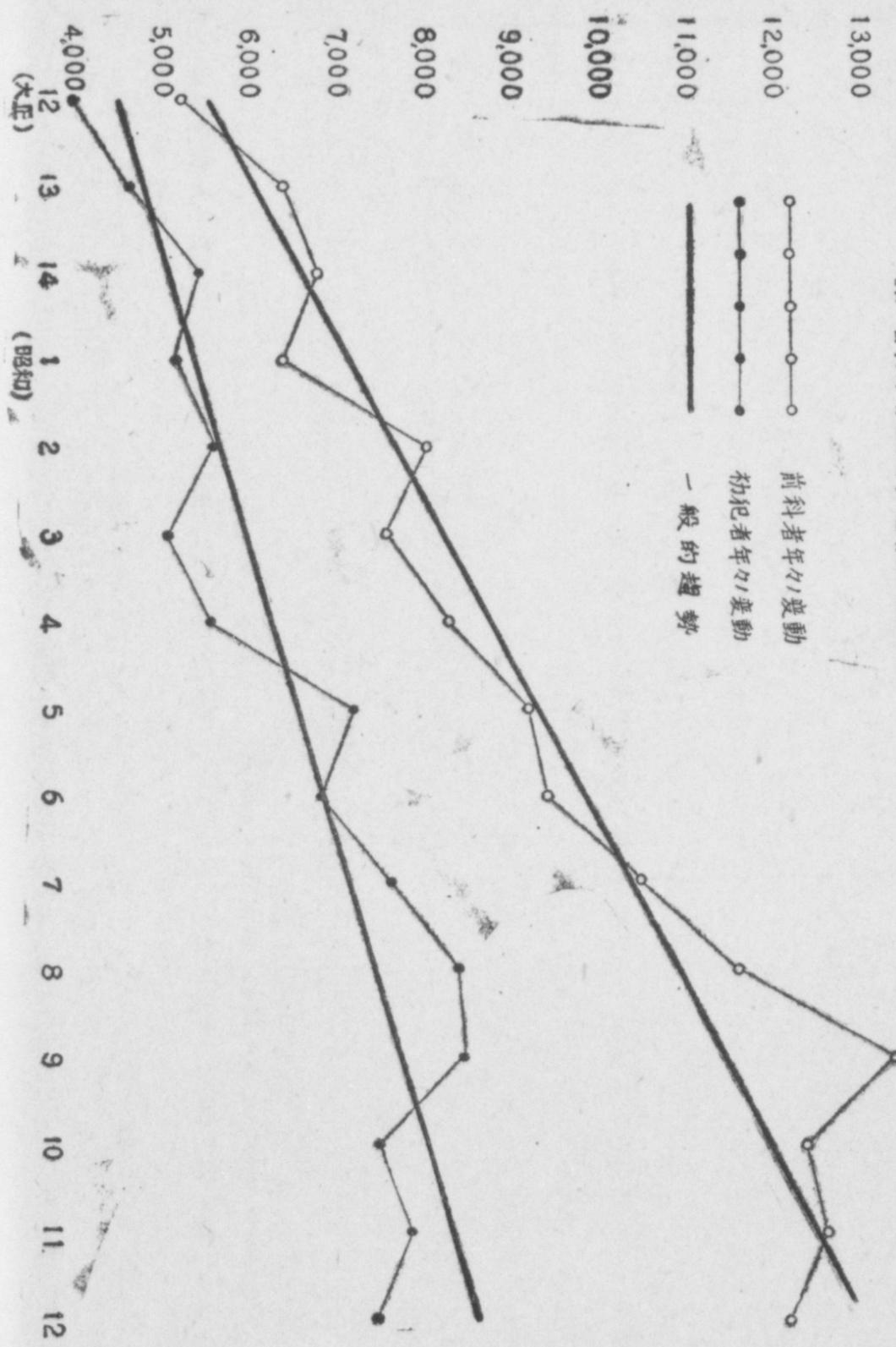
以下第一審有罪竊盜人員中初犯者と前科者の最近十五年間の時系列に就いて目測によつて、其の分布の中心を貫く直線を描いて見ると次の如くである。

第一審有罪竊盜人員表

	初犯者	前科者
大正 12	4,168	5,349
13	4,730	6,434
14	5,518	6,802
昭和 1	5,219	6,467
2	5,651	8,151
3	5,166	7,609
4	5,608	8,351
5	7,257	9,251
6	6,896	9,421
7	7,768	10,575
8	8,413	11,674
9	8,575	13,468
10	7,535	12,401
11	7,935	12,639
12	7,409	12,243

刑政統計法

第一審有罪窃盗人員、趨勢的變動表



右圖表により此の十五年間に於ける第一審竊盜有罪人員の示す物凄い増加の傾向は實は前科者により組織された竊盜部隊の大動員によるもので、初犯者の示す趨勢線の勾配は前者に比較してかなりゆるやかなものであることが分る。

故に若し此の前科者の趨勢線を其のまゝ延長して十年後即ち昭和二十二年に於ける其の前科者の數を推測することが許されるとの假定のもとに補外法 (Extrapolation) を用ひて將來値を推計し見ると略二萬人に達するわけである。參考までに直線的補外法の公式を擧げれば

$$y = y_1 + \frac{y_2 - y_1}{x_2 - x_1} (x - x_1) \quad \text{但し } y = \text{求むる將來の推計値}$$

$$y_1 = \text{前掲直線の方程式により求めたる } x_1 \text{ 年次に於ける } y \text{ の値}$$

$$y_2 = \text{同様 } x_2 \text{ 年次に於ける } y \text{ の値。 } x = \text{求むる將來の年次}$$

併し此の點に就いてはこの前科者竊盜部隊の補充部隊である初犯者の趨勢が平行して上昇しないのであるから實際に於ては漸次飽和の状態 (刑事社會學に謂ふ犯罪の飽和 *Krimineller Sättigung* と異なる意味に於て) に達し左程にまでは増加しないものと想はれる。(尤も反面には公文氏の所謂累犯速度の増大——累犯期の短縮傾向、入所度數の頻繁化——といふことも此の前科者數の増加の場合には考慮に入れなければならないが。(刑政第五十二卷第五號 同氏行刑統計研究))

尙實狀に於いては昭和九年を峠として前科者、初犯者共稍減少の趨勢を示して居り(故に精密にいへば以上一般趨勢線は直線ではなく二次方程式による曲線なのである) 而して昭和十二年の後半以後は支那事變といふ有史以來の雄渾且多難な非常時に當面し吾國の凡ゆる部門が戰時の渦中にまき込まれ、今まで掲げて來た常態的發現計數を以て其の將來を推測することを全く不可能ならしめたのである。(謂ひ換へれば今後の統計法は戰爭と犯罪の研究に委ぬべ

刑政統計法

刑政統計法

きで引き續いて時系列的統計法は不可能となつたわけである。

併し此の常態的將來の推測線の實際との喰ひ違ひが所謂戦争の犯罪に及ぼす影響ともいひ得るわけで決して以上の様な假定の許に將來を推計して見ることも無駄骨折りではないのである。

尙昭和九年を峠として若干の減少傾向を示して來た現象に就いては滿洲事變以降澎湃として起つた國民精神の作興運動、國民的緊張等の影響も考へられないではないが、一般犯罪は別として財産犯罪、特に竊盜罪の關する限り寧ろ私は滿洲業變以降に於ける吾國の軍擴に伴ふ經濟的影響、即ち經濟的好況が斯くの如く竊盜犯罪の漸減現象となつて來たものと考へることに付いては既述したところである。(本項では竊盜罪の一般的趨勢そのものゝ記述を主とし竊盜罪と經濟との相關々係に就いては回を改めて研究する豫定であるから一應説明にとゞめて置く)

第一回の稿を終るに際し此の渺たる小稿に過ぎたる好意と鞭撻とそして特に私の不足せる語學に對し種々御助勢を賜つた學兄公文法學士に對し深き感謝の意を表し擲筆 一五・五・二八



隨筆

旅で拾つた話(一)

吉田遊水

武道大會

岡部所長の含蓄ある挨拶を宣戰の布告として、第十回全國刑務官武道大會の幕は切つて落された。

時 五月十四日
場所 大阪刑務所道場

由來本大會は、刑務所長會同を機として、従つて毎年東京で開かるゝを恒例とする。

然るに本年は輝かしい皇紀二千六百年、されば記念すべき大會と云ふ所から、一層意義あらしむべく、榎原神宮に近い大阪で開催せらるゝに至つた。

仕合は劍道から初められた。然も優勝候補同志、さうして因縁付の二區と四區との對戰からである。運命

の女神は兎角いたづらがお好きと見へる。

相馬 初段	鞍掛 三段
程田 初段	入江 初段
櫻井 三段	中山 二段
宮崎 三段	古賀 三段
伊藤 三段	水島 二段
田中 三段	須磨 三段

右のやうな組合せである。

片唾を呑んで觀てみると、之れはまたどうしたことか、相馬、程田、櫻井の面々がばた／＼枕を並べて討死する。ことわつて置くが、私は二區關係の者であ

旅で拾つた話

旅で拾つた話

る。惨敗との豫感でいやな氣持になる。

所が百戦練磨の宮崎と伊藤とが相手の中堅どころの古賀と水島とを討ちすえた。最後に田中と須磨の大將同志となつた。いつかな雌雄が決し兼ねたので、審判官は一本勝負を宣した。やほら田中が小手で敵將の首級を揚げて三對三の同點に漕ぎつけた。

仕合はぐんぐん運んで、四區は二區から三點、一區と三區から各五點、五區から四點計十七點を獲た。二區は四區から三點、一區と三區から各五點計十三點を取り、最後に五區と對戦することゝなつた。それで若し、二區が五區から五點せしむれば文句なしの優勝、四點を獲れば四區と同點、三點以下なれば第二位に顛落と云ふ始末。

五區は之れまでの成績が餘りパツとせず、既に爭覇圏外に立つてゐる。

されば二區と五區とは、選士の氣分の上に自ら格段の相違が生れて來ようと云ふもの。

五區にして見れば、責めて最後の二戰に、死力を盡し

て一と花咲せたいと云ふのが選士一同の念願であり、感懐であらう。

二區は覇權を握るか否かの瀬戸ぎはである。選士が堅くなるか、さもなければ之れまでの戦跡から見ても五區は與みし易しとし、多少油断して掛らぬとも限らぬ。そこに何にか知らんもやもやとした氣分が湧いて來てどうすることも出来なかつた。

こゝだ、今更直眞影流の極意を詮索するまでもなく、劍は心だ。技は末節だ。心の修養が出來て居れば乾坤一擲の場面に臨んでも平然たり得る。勝つも負くも一に懸つて心の修養如何にある。

勝利の骰子ころは孰れにほゝゑむかと見てあれば、意外にも相馬、程田、櫻井の前衛組は、坂元、廣兼、福永等にしてやられた。之れで萬事休す矣。後詰の宮崎と伊藤が日高と村岡をやつゝけたものゝ、田中までが鹽月に名を爲さしむる惨めさ、二區の四連覇は遂にならず、一抹の哀愁なきを得ない。

午後から柔道の仕合が展開された。成績のみに就て

云へば、四區は二十一點、五區は十五點、一區は十點、三區は七點、二區は六點と云ふところ。

二區の惨敗は一體何を物語る。武道などはどうでもよいと云つてゐる間に、あらゆる方面に於て他の後塵を拜するに至るであらう。いや現に拜してゐるではないか。二區の奮起を望むや切なるものがある。

四區は柔劍道に優勝した。宿年の覇業茲に爲つて、さぞかし本懐の至りであらう。衷心より之を祝福する。

ホテルの一瞬

ぐつすり寝込んでゐると、けたまほしいベルの音で眼が醒めた。電話が鳴つてゐるのである。

寢臺を降りて受話機を耳に當てる。

『私は芥川です。もう休みましたか』

『寝てゐたところです』

『ホテルのフロントからですか、まだ十二時ですぞ』

『大分遅いぢやありませんか』

『ではお休み』

と云ふ所で電話が切れた。ブンと酒の香がした。

私はすぐと寝込んで、翌日早朝に眼をさまし、窓のカーテンを引きあけて、朝のすがすがしい空氣を入れると、アメリカの星條旗の翻つてゐる高いビルディングが向側に見えて、あか／＼と陽があたつてゐた。

七時になるのを待つて食堂に出掛けた。そこで芥川君を掴へやうと思つた。一向その姿が見へないので軽い朝食をすましてロビーに出る。ソファーに腰をおろしながらそこで待つた。矢張り姿は見えなかつた。云ひ遅れたが此處は中の島の新大阪ホテル内である。

中央に薄紫の花をつけた西洋蘭や、熱帯植物の鉢植があつて、その遙か彼方のソファーに知人の嶋崎工學士が、婦人と話し合つてゐるのが、幾つかの圓柱の間に見へる。ホテルのロビーはそれ程廣かつた。

フロントに行つて芥川君に電話を掛ける。恰度室内で朝食を攝つてゐるとのこと、そして來訪客がある筈で夕方まで滞在することであつた。多分浴衣着のままであらう。階下へ降りて來る様子は更になかつた。

旅で拾つた話

旅で拾つた話

た。洋服に着換へたり、靴を穿いたりするのが億劫と見へる。

私がホテルの近くで地下鐵に乗つたのは、それから間もないことであつた。阿部野橋に行つて、そこで大鐵電車に乗換へ、榎原神宮へと急いだのである。

私は之れまで何回か大阪へ赴いた。然し、しみぐと大阪を見たことがない。従つて何等の印象も残つてゐない。今度も自動車で市内を素通りして、ホテルに一泊して、地下鐵に乗つただけのことである。それで大阪を語るには餘りにもその資料に乏しい。だが唯次の事だけは言ひ得ると思ふ。

ホテルの建築が如何にも宏莊で、がつちりしてゐる。東京の第一ホテルなどは比ぶべくもない。山王ホテルにしてからがさうである。何かこう間に合せ式である。

地下鐵もさうである。大阪の方は天井が高く、圓柱がでかくて雄大である。東京のそれはせゝこましい。何かの際に天井が陥没しさうである。

要するに大阪の總てには金目がかゝつてゐる。東京のそれは安普請の感がする。兩市の性格が全然違つてゐるやうに思はれてならなかつた。

榎原神宮

御手洗で手を清めてゐると、榎原神宮の森で珍らしくも蟬の聲がしてゐる。五月晴の大和路には早や初夏が迫つてゐた。

青年團や國防婦人團の雑沓の中を潜つて神宮の拜殿に立つ。木の香新しき神殿を伏し拜み、肇國の御偉業を偲びまつる。

神武天皇には、御齡四十五歳の折、御東征を志し給ひ、皇兄皇子と相謀り、その歳の十月朔日、親ら舟師を率ひて築紫の日向を御進發遊ばされたのである（以下平泉文學博士校訂の日本書紀に據る）。

その際 『天祖の降跡りましてより以速今に一百七十九萬二千四百七十餘歲。而るを遼遼之地、猶未だ王澤に霑はず。遂に邑に君有り、村に長有り。各自ら疆

を分ちて用て相凌轢らしめつ。抑又鹽土老翁に聞き

しに、曰はく、東に美地有り、青山四周、其の中に亦天磐船に乗りて飛び降れる者有りといひき。余謂ふに、彼の地は必ず當に以て天業を恢弘て天下に光宅るに足りぬべし。蓋し六合の中心か。厥の飛び降れる者は、謂ふに是饒速日敷、何そ就きて都らざらむや』

と仰せられてゐる。その御意圖が拜察せらるるのである。

兵員、船舶の數、武器の種類等は全然不明であるが、その順路は、波荒き日向灘より、潮流の激しい豊後海峡を乗切つて、宇佐に出でられ、更に北上して筑前の岡田宮に赴かれてゐる。それが十一月のことである。それから中國に渡られ、安藝の埃宮に着かれた。

此處からは波靜かな小島の間を縫はれて、翌年の春三月に吉備の高島の宮に這入られてゐる。三年の間御滞在になつて、舟楫を整へ、糧食を蓄へられた。所謂兵力

の充實を計られたのであらう。

戊午の年春二月、時候の良くなるのを待つて風光明媚な瀬戸内海を、舳艫相啣んで、東へ東へと航行せられ、三月には灘波に着かれてゐる。其處で、陸路により、膽駒山を越へて一氣に大和に赴かれんとしたのであるが、孔舍衛坂で長髓彦に阻止され、皇軍利あらず、引返へされて再び舟にて紀州の雄水門、竈山等を

經て、熊野の神邑から荒坂津に赴かれ、此處で愈々舟を捨て、上陸された。その間に、最も悼しかりしは、御三人の皇兄を喪はれたことであらう。

五瀬命は、孔舍衛坂の會戰に於て、敵の流矢のために重傷を負はれた。雄水門にて劍を撫しながらいたくそれを慨嘆され、遂に竈山で薨去されたのである。

紀州沖の暴風雨は想像以上に激しいものであつたらしい。その爲に、稻飯命は『吾祖は即ち天神、母は則ち海神なり。如何ぞ、我を陸に厄め復我を海に厄むや』と歎げかれ、劍を抜いて海中に没せられてゐる。

旅で拾つた話

旅で拾つた話

三毛入野命も亦『我が母及び姨は並に是海神なり。何爲ぞ、波瀾を起し、以て灌溺すや』と恨まれつゝ浪秀を蹈みて常世郷に往かれてゐる。

その後、色々な奇蹟が顯れてはゐるが、天皇には皇子手研耳命とお二人にて軍を帥ひ、或時は疫癘に悩まされ、或時は山嶮にして路を失はるゝなど、あらゆる辛惨を嘗められて、遂に青山四周の大和平野に入り給ひ、天下平定の大業を遂げられたのである。

その直後、己未年三月辛酉朔、左の奠都に關する大詔を渙發せられた。

『我れ東を征ちしより茲に六年になりぬ。皇天の威を頼りて、凶徒就戮されぬ。邊土未だ清まらず、餘妖尙梗しと雖も、中洲の地に復風塵なし。誠に宜しく皇都を恢め廓き大壯を規り攀るべし。而して今運この屯蒙に屬ひ、民心朴素なり。巢に棲み穴に住む、風俗惟れ常となれり。夫れ大人の制を立つ、義

必ず時に隨ふ。苟も民に利あらば、何ぞ聖の造に妨はむ。且當に山林を披き拂ひ宮室を經め營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元に鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫正しきを養ひたまふ心を弘めむ。然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可からずや。かの畝傍山の東南樞原の地を觀れば、蓋し國の壤區か、治るべし』

而して有司に命じ宮殿を御造營。辛酉年、春正月庚辰朔、帝位に即かせ給ふたのである。

天皇樞原の宮に御即位あらせられて以來星移り、月變りて悠久こゝに二千六百年、今や我國は未曾有の國難に直面し億兆一心一體となつて、時艱克服に邁進しつゝあるの時、森嚴の氣いやます社頭に額づき、遙に肇國の御聖業を偲びつゝ、赤誠を披瀝して、國運の隆昌と神明の加護とを祈る次第である。

The Relationship between War and Crime in the United States
Betty B. Rosenbaum

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係 (11)

ハーバード大學女子部ラドクリフ・カレッジ教授

ベツテイ・ビー・ローゼンバウム

しかし、ウォールド・ウォア(世界大戰)の事實上の過程に於ては、アメリカのシビル・ウォア(南北戦争)に於ける受刑人口の減少といふ現象がくり返されてゐるのである。例へば、當時、ニューヨーク市の「サーベイ」(Survey)誌は、一九一五年から一九一八年十月までの四年間のプリズン(かんこく)、リホーメトリ(矯正施設)並びにポリス・デパートメント(警察部)に於ける統計につきそれ／＼問合せを出して、二一ヶ處のプリズン、一九ヶ處のリホーメトリ及び二二ヶ處の警察部からの回答に接したのである。これ等の回答は一九一五年より初まつて大戰中受刑人口に於ける著しい減少を示してゐるのである。各施設の管理當局は、右の減少の理由として、就職率及び勞銀率の昂騰、酒類販賣の制限強化、

従來犯罪者を出したことの多かつた青年階級に屬するもの、軍隊への編入、更らに之に加ふるに、プロベーション(監視附刑の執行猶豫)及びパロール(監視附假釋放)の適用範圍の擴張等を列挙してゐるのである。しかし、此等のコンデイションは増加せる少年犯罪のために生じた有害な影響によつて打消されてゐて、リホーメトリへ收容さるゝ少(青)年の數は急に増加したのである。二十一歳以下のボーイズは收容されなかつたのである。次のテーブル(表)は報告された統計のまとめられた結果を示すものである。

年度	受刑人口	總數
1915	21,779	19,791
1915	24,222	10,981
合計		35,208

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

1916	23,934	9,957	33,891
1917	22,570	9,557	32,127
1918	19,869	9,122	28,991

受刑人口減少のパーセンテージ			
年 度	21 ヲブリス	19 ヲブリス	トリアー
1915—1918	18%		17.0%
1917—1918	12%		4.5%

之に反して、合衆國政府所屬刑務所への收容人員は戦時特別法の制定せられたために増加してゐる。

一九一七年七月一日現在 3,713
一九一八年六月廿日現在 4,482

回答を送つて來た十二都市のボリス・チーフ（警視總監）は一九一八年の最初の十ヶ月間の總逮捕數に於ける一般の減少を報じてゐる。彼等の多くはこの減少に於ける飲酒制限の効果の重要なことを力説してゐるのである。次の數字は一九一八年に於てドライ・ロー（禁酒法）の實施された諸都市に起つた現象の如何を示すため掲げてみたのである。

連 市	1916	1917	1918
チロロイト (ミシガソ)	54,633	10,107
グランド・ラセツツ (ミシガソ)	3,162	1,829
オーヌチイト (チキサス)	1,129	444
ホート・ウエーン (インディアナ)	2,382	1,568
トランソタ (デオーザ)	14,049	15,510
聖ルイ (ミズーリ)	32,250	45,896	41,550

此等の統計は貧窮と飲酒とは犯罪の主要なる原因なりとの語の眞なることを裏書するものである、と彼等は結論してゐるのである。

世界大戦後合衆國內で行はれた犯罪に實際動かさない絶對的增加があつたかどうかについては、二三の疑問を挟む人もあるのである。スロツソン氏は、「クライム・ウェーブ」(罪潮)の叫びの高かつたにも拘らず、合衆國で行はれた犯罪件數についての信頼すべき記録がないので、法律違反に於ける増加が實際あつたかどうかを確言することは不可能であるといふ意見を持つてゐる (Slosson, Preston, The Great Crusade and After

1914—1938)

エンゲルブレヒト博士は、「犯罪指數を正確に解釋するの難きに拘らず、世界大戦が犯罪と無秩序との蕃殖者であつたことは疑ふべくもない。この國に於て、一九一〇年より一九二三年に至る期間は種々の犯罪の騒然たる發生傳播によつて特に目立たしめられてゐるのである。文書偽造行使は六八・二パーセント、殺人は一六・一パーセント、強姦は三三・三パーセント、麻酔劑取締法の違反は二〇〇六・七パーセント並びに強盜犯は八三・三パーセント増加してゐるのである」と述べてゐる (Engelbrecht, H. G., Revolt Against War, 1937)

大戦前と大戦直後との殺人犯率の比較は明かに増減のない状態を示してゐる。之に反して、自殺は同じ期間に著しく減じてゐるのである。

1911—1919 = 於ケル他設及び自殺ノ人口十萬ニツイテノ死亡率 (産業部門)

死亡ノ原因	年 度	死 亡 率
自殺	1911	13.3
	1912	12.4
	1913	13.5
	1914	12.3
	1915	12.2
	1916	9.8

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

合衆國政府の受刑人口に關する統計に従へば、一九一〇年一月一日と一九二三年一月一日との間に於ける人口十萬についての受刑者の數には減少が見られたのである。前の日付に於ては、服刑中の受刑者の數は（陸海軍刑務所及び精神病院に在るものを除く）一一一、四九八人即ち人口十萬につき一一・二人で、一九二三年に於ては、一〇九、六一九人即ち人口十萬につき九九・七人であつた (Bureau of Census, Dept. of Commerce)

前きのスロツソン博士は、「不完全で部分的である統計ですら、同じ程度の文化を有つてゐる他のいづれの國に比べても合衆國に於ける公衆の安全の標準のいづれもながら低いものである

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

ことを明かに證據立ててゐるのである。典型的なアメリカの殺人犯といふのは強盜ロババなのである。……眞の問題となるのは職業的なバンディット（匪賊）であつて、彼等は抵抗するものをやつつけるため又は竊盜の場合の現場を見た證人を除くためのためそれだけの動機で人を殺すのである」と述べてゐる (Slosson, op. cit.)

一九一四年に於て夜盜保險のために支拂はれたるプレミアム（保険料）は一、三七七、〇〇〇ダラであつたが、一九二四年には二六、五一三、〇〇〇ダラに増加したのである。強盜犯は年毎に増加し、不敵さの程度も甚しくなつたのである（スロツツン）。一九一〇年と一九二三年の間に強盜犯の増加は殊に甚だしかつたが、刑務所へ收容せられたものは五〇パーセント餘に過ぎなかつたのである (Bureau of the Census)

前に引用した國勢調査局（商務省）(Bureau of the Census, Dept. of Commerce)の報告には「で、概括してみると、強力犯及び禁酒法並びに麻酔劑取締法の違反のための收監は著しく増加したが、微罪のための收監は更に一層の減少を見たのである」とある。多くの常習犯人は財産犯から合衆國政府の禁止立法によつて特に利得の多くなつた酒類及び麻酔劑の密賣の方面へ移つて行つたと信じられてゐる。

高速度自動車及び自働拳銃の發達は、禁酒法の實施と之に關聯して盛んになつた機關銃を用ひるギャング戦並びに大戦後

ないのであるが、何等明確なる材料の頼るべきものはないのである。只だこの調査から得られた唯一の結論は、リホームセンターに於けるエキスサービス・メン（舊軍人）のパーセンテージ（平均二三・九七パーセント）がブリズンに於けるパーセンテージ（平均一四・六五パーセント）よりも大きいといふことである。これは、疑もなくリホームセンターに收容せらるゝものの年齢限度が一般に十六歳から三十歳まで、恰も初回の募兵年齢と一致してゐる事實に當然歸すべきである、と報告は曰つてゐる。

一九二二年の末に行はれたウイソコンシン州の行刑施設に收容されてゐる舊從軍者の特別の調査によつて總數三百人であることが分かつたのである (Lorenz, Delinquency and the Ex-Soldier, Mental Hygiene, vol. 7, 1923)。

此等三百人の内二百九十人が取り調べられたが、百三十四人はステート・プリズンに、六十五人は矯正院 (House of Correction) に、九十一人はステート・リホームセンターに在つたのである。更らに約三百人以上のものは一九一九年に軍隊のデモビリゼーション（解除）以來既に刑を受けてゐるのである。アメリカの參戰當時ウイソコンシン州に割り宛てられた募兵數は十二萬であつた。これを基礎として考へると、世界大戦に軍役に従つたものゝパーセントの半分が解除後の三年間に行刑施設で刑を受けたことになるのである。合衆國全部を通じては行刑

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

につゞく銃器の無制限の製造と販賣と相結びついて、「クライム・ウェーブ」に於ける重大な因子である、とはカーチウェー氏の説く所である (Kirchway, What Makes Criminals?)。

一九二二年九月、ウイソコンシン州の行刑局 (the Wisconsin State Board of Control) によつて合衆國を通じてブリズンに收容されてゐる世界大戦中軍役に在つたもの (ex-service men) についての調査が試みられたことがあつた。この調査に對して十二ヶのステート・リホームセンター（州立矯正施設）及び十九ヶのプリズン（刑務所）から回答があつたが、これに依ると、此等の施設に收容されてゐるエキス・サービス・メン（嘗つて軍役に在りしもの）の各施設に於ける收容者總數に對するパーセンテージは四・七一パーセント（ネバダ州のプリズン）から三三・三三パーセント（ワシントン州リホームセンター）にまで色々あつて、全體のパーセンテージは一八・一二パーセントとなつてゐた。しかし、前きのウイソコンシン州の行刑局の報告は、信頼するに足る結論を引き出すには材料が不十分で、先づ第一に、全體の受刑人口中に於ける募兵年齢別による各グループのパーセンテージと、更らに、軍役に入る前の此等の人々のブリズン・レコード（受刑記録）の有無を知る必要があらう、と述べてゐる。猶ほ、報告は、軍籍に在つたものに對する寛大の處置の取られたケースのかなり大きかつたことを記載してゐる。これがために有罪宣告の數は減じてゐるにちがひ

施設に收容された舊從軍者を二萬なりとする概算が正確を得たものと考へられたのである。

犯罪の行はれたこの範圍は茲處で問題となつてゐる十九歳以上三十一歳までの年輩の軍籍にない公民の間に普通見出さるゝ所のものを遙かに越ゆるものと見做されてゐる。此等のエキス・ソルヂヤリス（舊兵）の十二パーセントは以前インダストリアル・スクール（少年勸業院）其他に在つたもので、十九パーセントは前科を有つてゐるものであつた（リホームセンターに收容せられたものは一人もない）。

多くのケースに於ては、「此等の人々の受けた經濟上の緊迫は一般の失業状態及び實際の身體の不具又は兵役に因る不利の條件の結果である」ことが見出されたのである (Lorenz)。

ウイソコンシン州のこの調査にあつた人達は、軍隊の經驗と訓練の戦後の犯罪行爲に及ぼした影響の一面として、「戦争で、特に海を越へて行はるゝ場合、極めて普通な事で且つ往々にして上官から認可された所有權無視の慣はしの出來た上は、戦争が終つて本國へ歸つても、急に他人の所有權を尊重する念慮を生ぜしめることはむづかしい」といふ考へを持つてゐるのである。頭の成熟しない又は悪い訓練を受けたものはかゝる經驗によつて道德觀の上に一種のひねくれた悪い影響を受けるのである。

エキス・ソルヂヤリスの運命よりも更らに一層大きいとさへ

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

云へる意義を有つてゐたのは、大戦中並びに大戦後國民の青年層の間に高まつて來た犯罪の潮流であつた。イングランドに於ける箇の潮の高まりの原因を説明して、セシル・リーズンは次のように説いてゐるのである。「若し少年の父親を奪ひ去つて軍隊に投じ、又は、親たるの義務を履行すべき機會と時間とを兩つながら與へなかつたなら、若し少年自身からこれ迄でな家庭外の勞働に就かしたなら、若し少年自身からこれ迄でなれ馴染み、平生の交りに調子のよく合つた仲間を奪つて、學校の内外で、本人の習慣行爲の一々窮窳なものに受取られるような餘り望ましくない他の仲間と一緒にすることを餘儀なくせしむるなら、若し學校生活の標準を低くし尊敬に値しない教師を宛てがふなら、若し少年の學校の授業時間を半減し、若しまた彼が勞働してゐるなら、彼の勞銀を倍額にし、而して崇拜すべき人物も則るべき模範もなく、不正に對する憤激を喚び覺まし正義を指し示してくれる先輩の一人のあるなく、彼のなすままに任かしてをくならば——かういふ事をしてゐたならば、少年「犯罪」でなくて彼等から何を豫期し得るのであらう。チャイルドフッド（少年時代）は多くの整調すべきものを有つてゐる時代である——外來の些細な勢力にも感じ易い微妙で纖弱な心身の組織構造をだん／＼と複雑になつてくる社會生活に適合せしめていかなければならないのである。成人でさへも、刻下の世界は二年前（戦前）に於けるよりも身を處するに更らに困

難な場所となつたのである。指導の與へられない無經驗な少年にとつてこの世界が身を處するに困難が少いといふ道理はないのである」(Leeson, Cecil, *The Child and The War*, London, 1917)。

イングランドに於て作用したファクターの或るものは稍々小さいスケールでわが合衆國に於てもその勢力を及ぼしつゝあつたのである。例へば、合衆國に於ては募兵は法律を犯かすだけの年齢に達した兒女を有つてゐるものに及ぶことはイングランドに於けるよりも少なかつたのである。學校も、わが合衆國に於ては教師の大部分が女子であつたために、分裂混亂の厄を蒙る程度が小さくて済むたのである。しかし、他の破壊的な力を有つてゐるファクターは悉く大なり小なりの程度で作用してゐたのである。

若い善にも惡にも化せられ易い精神に於ける戦争の及ぼす惡い心理的影響は多くの論者によつて一箇の危險なる感化として認められてゐるのである。リュウイズ・ターマンは、戦時に於ける青年は利用し得べきエネルギーの一層多くを有ち（勞銀増加の結果として榮養の良好なるため）、このエネルギーを濫用する機會の一層多くを有ち、而して、平時の社會に於ける抑制力の減少に乗じ得る機會の多くを有つてゐるのであるといふ説を信用して、「現在の狀勢（少年犯罪の）は少年の行爲に反映した歐洲の道德上の混亂による精神的感染でその理由を説明

せられ得ないものだらうか」と訝かつてゐるのである (Temman, Lewis M., *Juvenile Crime and the War*, *Journal of Delinquency*, London, May, 1917)。

或る牧師が言ふてゐるように、「頻々として新聞紙上に現はれる血河屍山の色々なシーンスの記事やら眞に迫まれる戦争映畫やらは少年の心を刺激して破壊と暴力の所爲を取てせしむる傾向を有つてゐたのである」(Parsons, Charles, Rev., "The Influence of the War on Crime" *American Prison Association Proceedings*, 1917, p, 267)。

エー・エー・ブリル博士も同じ考へを表明してゐるのである。「現在殺人罪を取てしてゐるボーイズ（若者）は大戦當時七つ八つか九つか十歳かであつたのである。彼等はその頭鉛の兵隊で模擬戦を演つてゐたのである。敵の十五機を射ち落し、或は荒れたる牡牛の如く敵の塹壕へ飛び込んで二十人の伍長をバヨネット（銃劍）で突き殺した人が彼等の英雄崇拜の的となつたのである。嘗つては殺人犯に慄へ上つてゐた國民が殺戮者と殺戮との讚美歌を高らかに唱ひ出す時に、「汝人を殺す勿れ」といふ十誡の中の一つの禁制は一嘘に付されてしまつたのである」(Engelbrecht, op, cit.)。

一九一七年の夏に於て、「既にニュー・ヨーク市に於けるプロベーション・オフィサーは少年犯人の増加を報告しつゝある。去年はその前年に於けるよりも多くのケースかチルドレン

ス・コート（少年審判所）で取扱はれたのである。この事は、オフィサー彼等自身によつて、戦争によつて惹起せしめられた生活と思想との不安動搖のためだとされてゐるのである」(Lane, Winthrop, D., "Making the War safe for Childhood; Delinquency in War-Time," *the Surrey*, vol. 38, August 25, 1917)。

ニウ・ヨーク州のプロベーション・コミッション（保護観察局）(New York State Probation Commission) の第十一回（一九一八年）年次報告に於て、コミッションは、「ステート（州）の裁判所からプロベーションに付せられた少女の數は合衆國が参戦した頃から著しく増加し始めて、以來その數は異常ともいふべき程に依然として大きかつたのである」と報告しつゝる（"Child Delinquency and The War," *The Surrey*, vol. 40, May 4, 1918)。

コミッションはこの増加を軍隊の處々のキャンプ（舍營）に於ける生活とガールズに對するユニホーム（軍服）の魅惑とにその責を歸してゐる。ガールズの犯罪を増加せしめた他の理由として、——誤れるパトリオティズム（愛國心）、興奮の欲求及び戰鬥的精神の及ぼした心理的結果が擧げられてゐる。猶ほ、當時ガールズは男子に代つて其職を満たし、従つて經濟的に獨立して兩親の監督訓練から離れたのも原因の一つなのである、とホークナー氏は一九一八年の全米行刑會議で述べてゐる (Faulkenor, Leon Charles, "Effect of

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

The War on Juvenile Delinquency, American Prison Association Proceedings, 1918) (アメリカン・プリズン・カンダレス議事録)。

一九一七年六月三十日を以て終る年度に於て、ニュー・ヨーク・ステートに於てプロベーションに付せられてゐるものが二萬一千八百四十七人あつたが、前年度に比して一三パーセントの増加で、増加の最も大きかつたのはガールズと成年男子の中に在つたのである。一九一七年に於てプロベーションに付されてゐた十六歳以下の男女少年は六千八百二十人であつた。

オハヨー州のハミルトン・カウンティ(シンシナティ市が含まれてゐる)の家事裁判所 (Court of Domestic Relations) のチーフ・プロベーション・オフィサー(主任)のエー・シー・クラウンス氏は、合衆國の參戰して以來このカウンティに於て少年犯罪は二一パーセント増加せることを述べてゐる。一九一七年の初めの三ヶ月には少年審判所の取扱つたケースに多少の減少を見たが、四月一日から十一月一日までに取扱つたケースは三百八十四件で、前年の同期には三百十六件であつたのである。 ("Child Delinquency and The War" op. cit., p. 132) シカゴ市からの報告によれば、一九一七年に於ける一ヶ月に於てクック・カウンティの少年審判所 (Juvenile Court) に於て少年犯罪に對して提出されたる訴狀數は一九一六年の同じ月に於けるよりも五四パーセント多かつたのである。

一九一七年に於て總數一萬四千五百十九人の男女少年がニュー・ヨーク市の少年審判所 (Children's Court) に召喚されたが、一九一六年に比して二千〇九十四人多かつたのである。 ("Child Delinquency and The War" op. cit., p. 132)

一九一八年に於て合衆國政府勞働省少年局 (Federal Children's Bureau, Dept. of Labour) で二十ヶのシテイ(大都市)の少年審判所の審判官 (Judge) 及びプロベーション・オフィサーに問合せを發して少年犯罪の状況を調査したが、此等のシテイの殆んど全部は少年犯罪に於ける増加を報告したのである (Faulkenor, op. cit., p. 156)。

アイオア州に於ては、合衆國參戰の前年二百〇八人の男少年がエルドラの少年訓練所 (State Training School for Boys) へ收容され、その翌年には二百十人が收容されたのであつた。これは參戰の結果として大した増加とは見えないが、しかし、一九一四年八月に終る年度に於ては僅かに百六十人が收容されたに過ぎなかつたのである。これは、「わが國が參戰する以前、戦争に伴ふ物價高とか社會の不安動揺とから夙く既に我々が影響を蒙つたことを示してゐるものである」 (Vial, Solon, "The Effect of War on Juvenile Delinquency," Bulletin of State Institutions, Iowa, Vol. 20, No. 3, July, 1918, p. 168)。

このエルドラの少年訓練所の所長ソロン・ダイアール氏は、このスクールからのパロリー(假出所者)を「^{イヤーナキ}樂な錢」のとなし、勞働力の補充せらるゝ場合に、小さな子供のある母親は頼るべき最後の方便として見做されなければならない。少年の學校並びに運動遊戯に於ける生活は妨害攪亂されてはならないのである。今や、何れの時にも勝して、正當なる保護者なき少年には個別的の訓練保護が必要であり、既に制御の困難になつたそれ等のものには特別の裁判所の監視が必要なのである。 (Children's Bureau, United States Department of Labor, Juvenile Delinquency in Certain Countries at War, A Brief Review of Available Foreign Sources, 1918)。

筆を擱くに當りて、上來記する所を顧るに、戦争と犯罪との間には實に關係の密なるものが存してゐることが分るのである。平時に於ける社會的抑制力の崩壊と戰時に於ける生活(經濟的、感情的並びに社會的)の逼迫との結合した運命の重壓には、女子供は今更云はずもかな、往々にして、普通男子の堪え得る以上のものが存するのである。猶ほ、これに止まらないのである。戰後には、定まつて思想上の幻滅と經濟上のデプレッション(不況)とがやつてくるのである。しかも、社會的抑制力の崩壊は戰時から引續き持ち越されてゐるのである。その結果は——必然少年犯人の増加であらねばならないのである。

(元) Journal of Criminal Law and Criminology, Februar, 1940,

北米合衆國に於ける戦争と犯罪の關係

れるホテル働きやタクシーの運轉手を止めて、歸所するか又は確かな信用のある商店で働くことを勧めてみたことを述べてゐる。「我々は、はしっこい少年が親父のとる一週十八ダラか二〇ダラよりもくつと好い給料を家へ持つて歸るといふケースの多くを知つてゐるのであるが、家賃も食料品も高くなつたので、両親は子供の持つてくるこの錢を非常に歓迎して、たとへ子供のやつてゐる仕事の性質が善くないものでも、他からそれに干渉してとやから、言ふのを餘計なおせつかいだと怒るのである。ボーイスもまたかうして家庭に於ける自分の地位が重く視られるようになる、家庭の束縛からの獨立を買ひ取つた氣で、他からの勸告に従ふことを拒むのである」 (Vial, Solon, "The Effect of War on Juvenile Delinquency," Bulletin of State Institutions, Iowa)。

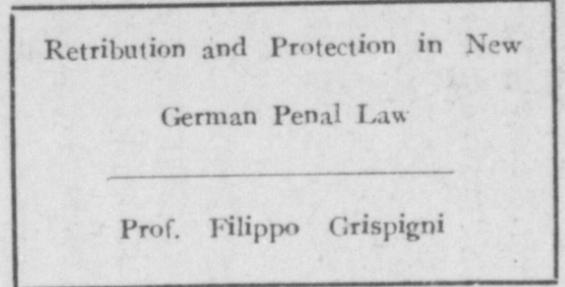
世界大戰の結果としての諸外國に於ける少年の運命を研究したる後、合衆國政府勞働省少年局 (United States Children's Bureau, Dept. of Labour) では、戦争より生ずる有害なる状態の發展を阻止すべく採用しなければならぬ豫防策について次のステートメントを出してゐるのである(一九一八年)。「是に於て、戰時に在つては家庭生活と社會事業とは特に支持援助せられなければならないのである。この國の多數の父親が軍に従つて家に在らざる時に當つては、平時に於けるより更に一層母は家庭に必要なつてくるのである。戰時の必要に應ずるため

ドイツ新刑法草案に於ける報復並びに社會防衛の意義

ドイツ新刑法草案に於ける報復 並びに社會防衛の意義 (一)

伊太利ミラノ大學教授

フィリツポ・グリスピーニ



一九三九年五月三十日ローマに於てドイツ國司法長官 (Reichsjug

minister) ドクトル・ギェルトナーは、一近く出づべきドイツ刑法及び刑罰執行の根本思想 (Grundgedanken des komm enden deutschen Strafrechts und Strafvollzugs) なる演題で一場の演説を試みたのである。この演説は、それを通して當路者の一人によつて將來のドイツの刑法の指導的根本思想が公にせられたといふ點で極めて注目に値するものである。

(この演説の全文は一九三九年第二十三號「ドイチエ、ユステイーツ」誌上に掲載せられてゐる) この規準となるべき思想について自分の抱ける二三の所見を

開陳するに當り、先づ以て、誤解を避けるために、自分は之に對して批判を試みんとするものでないことをあらかじめことわつてをきたいのである。といふのは色々の理由のあるため、

先づ第一の理由としては、各國家はその社會的並びに政治的の條件になつて且つ國民の精神と傳統とに最も善く適合した刑法を制定すべきであるのと、第二には、刑法の如く當然政治的且つ國家的の見解と結びついてゐる、といふよりも、むしろそれの滲透してゐなければならぬ國家の法的秩序の一部となつてゐるものについて一個の意見を立てるためには、自分はドイツのナチオナルゾチアリズムの主義と實行とに關する十分の智識を有つてゐないことで、以上二つの理由からして自分は輕

輕に批判を下すことを欲しないのである。

しかし、茲處に自分が企てるさゝやかな考察は嚴に専門的で科學的な性質のものである。しかし、また一方ドイツのウイゼンシャフト (學問) に捧ぐる自分の敬意 (自分は學生としてベルリン大學に在學した當時リスト、コーラー、ビルクマイヤー等の諸先生から受けた好意を深く記して今に忘れない) と現在ドイツとイタリアとを結びつくる政治的團結とはこの一小論文が冷靜な客觀性と公明な打ち開けた友情とで做し出されたことを保證して餘りあるものと思ふのである。

ギェルトナー長官の説明に従へば、ドイツの新刑法の骨髓を成すと云はれる箇の規準的觀念を面りにして、自分は茲處で豫め斷つてをかなければならないことがある。それは、若し一瞥してその外貌に目を奪はれて、深く探究することがなければ、重大な誤解に陥る虞のあることである。といふのは、ナチ・ドイツ (Nazi Germany) の新しい刑法が、實際は決してさうではないのに、長い間繰り返されて來た古臭い刑罰觀念を復活せしむるものであると解する危險に曝される虞があるからである。それ處か、若し深く察したなら、人はドイツの立法精神の基く所の一往奮進の革新の意志の旺なるに驚かねばならないと思ふのである。

ドイツ新刑法草案に於ける報復並びに社會防衛の意義

吾人がギェルトナーの説明を検討する時に、劈頭次の斷乎たる主張から説き起してゐるのを見出すのである。「わがナチオナルゾチアリズムの刑法に在つては贖罪 (Sühne) なる觀念は今更論議することを須ひない所のものである。違犯者 (Verbrecher) は自己の行爲に責任を有つもので且つ罪咎 (Schuld) を身に負ふてゐるものであつて、彼に科せられたる刑罰 (Strafe) に依りてこの罪咎を償はなければならぬのである」。即ち、精神的には贖罪で、物質的には罪責の賠償である。これは報復主義の根本的思想と相關する所のものがあるのではあらうか。一寸考へると然う思へるのである。

しかし、また、諷つて自ら問ふてみるのである。ドイツ刑法の箇の贖罪と報復とは刑法學の古典派によつて主張せらるゝ所のものと同實際同じ性質のものであらうか。何人も知れる如く、古典派は自由意志に基いて立論してゐるのであつて、違犯者が自分の自由意志を悪用し濫用したが故に其者を處罰しようといふのである。是に於てか、違犯者本人とは縁のない、従つて行爲するもの、道徳上の責任の原因とならない事情が存在すれば、刑罰は減輕せられ又は免除せらるゝのである。之に反してナチオナルゾチアリストの見解は全く異つた性質を有つてゐるのである。而して實際ギェルトナーは、

ドイツ新刑法草案に於ける報復並びに社會防衛の意義

改善すべからざる犯罪者を社會から除外する必要について論じ次のように言ふてゐるのである。「何人と雖も一人の人間が將來いかなる行動を取るかといふことを確かに知つてゐるものはない。それを知るものは只だゴッドだけである。我々は一人の人間の過去から彼の將來を斷定する外はないのである。玆處に過去といふのは本人の血統、身體並びに精神上的の遺傳、家族、教育環境、終りに、本人自身の行狀である」。行爲者の罪責を發見し得る唯一のものである行狀が最後に擧げられてゐるのに、由て以て一人の人間の將來の行狀を豫斷し得る他の基礎條件たる血統、遺傳的素質、家族、教育及び環境は——行爲者かその犠牲となつただけで、本人の罪責とは何の縁もない全く偶然の事情なのである。若しかゝる人間が保安處分を受けないで、最初から刑罰を科せらるゝことになると、この場合、何が贖はれ何が報復せらるゝのであるか、本人の罪か、それとも、先祖の、家族の環境の罪か、一體何が悪いのであるか、といふ疑問が自然に起つてくるのである。

司法長官ギェルトナーは更らに進んで説くのである。「こゝで我々を助けてくれるウイセンシャフテン(科學)は斷つてをくが、これは、報復主義の學徒が考へるように、道徳上の責任の程度を定め且つ必要な場合にこれを除去するためではなく

る。で、若し例へば或る民族の精神的特質に詐欺の傾向が存し而してこの民族に屬する一人の人間が詐欺を働いたとすれば、この者は刑罰によつて何を贖はしめらるゝことになるのか。幾世紀を通してその民族に深く根ざした特質であらうか。

之と相似た論法は、遺傳病に罹られるものゝ斷種に關する現行のドイツの立法についても進められ得るのである。この法律の目的は、身體及び精神の遺傳的素質の傳播により社會にとつて危険を形成する個人の出生を防止するに在る。で、若し一人の人間が適當なる時期に於て斷種されなかつた何人かによつて生殖さるゝ不幸を有つたならば、この者が罪を犯した場合は、刑罰によつて何を贖はねばならないのであるか。兩親の手遅れの斷種であるのか。

近く出づべきドイツの新しい刑法についても同じ事が言はれ得るのである。新刑法には性的に危険である犯人の去勢を規定してゐるのである。そこで若しかゝる豫防手段がドイツの法律で刑罰として規定せらるゝのであれば、然らばこれは刑罰其者の有つ謂ふ所の報復なる性質と矛盾するものではない。そうなるると復讐法の一つの形式への後戻りと思はれるかもしれないがそれならそれで壓抑主義の刑法の論理的結果の見地からは別に非難すべき點はない。報復主義は、實に「目には目を、齒には

ドイツ新刑法草案に於ける報復並びに社會防衛の意義

全く或る人の將來の行狀を豫斷するために科學の助けを借りるのである。「刑事生物學、遺傳學、心理學及び血統學である」。しかし、これでも満足できないのであつて、ギェルトナーはなほ進んで、「少年の中には「生來的犯人」(angeborene Verbrecher)があつて、これ等のものに對しては一切の感化は徒爾であることを我々は熱く知つてゐるのである」と言つてゐる。これで見ると、ナチオナルゾチアリストにとつては「生來的犯人」といふものが存在するのであつて、これが既に少年の時に分るかといふのである。而して、生來的犯人は、たとへ未成年者であつても、保安處分に付せらるゝ前に、刑罰を科せらるるのである。——然らなつてくると、この場合、何が贖はれ、何が報復さるゝことになるのか。それとも犯人として生れて來たことその事に責めが存するといふのであるか。

しかしながら、ナチ的立法の全體の内に包含せらるゝ刑罰の觀念を觀察する時には、ドイツの刑法草案中の贖罪と報復とは古典派の根本思想と相關する所の少いものであることの事實であるのを發見するだらうと思ふのである。ナチオナルゾチアリズムの根本的な主義主張の中には民族の差異といふ考へが含まれてゐるのであつて、この差異に基いて個人各自の性格が精神的にも肉體的にも且つ徳性的にも異つてゐるといふのであ

る。に外ならないのである。しかしながら、ドイツの法律は去勢が刑罰であることを拒むるのであつて、而して、それを一箇の保安處分として、即ち將來の犯罪を防止するための一つ的手段として規定してゐるのである。

さて、玆處で、一九三三年十一月十一日のドイツの新常習犯人法(Gewohnheitsverbrechergesetz)の起草者が由て以て犯罪の行はるゝオルガンを壓抑するといふ意味で去勢を豫防手段と考へてゐるとは信じられない。何となれば、そうなると論理を首尾一貫させるには——累犯を防止するために——それを手段として犯罪の行はれ得る身體のすべての部分、即ち、腕に、手に眼に同じ手段が適用されなければならなくなるのである。ドイツの法律はかゝる矛盾には陥らなかつたのである。何となればエロテイシユ(色情的)な性質を帯びた犯罪衝動は生殖腺にその根據を有するが故に、若しこの腺を除き去れば、精神的に起る犯罪的發作は少くなるわけであるといふ理由で、去勢が豫防手段として採用されたのである。かくして、ドイツの法律に於ける去勢といふ考へは嚴肅な科學的なものであつて、内分泌の腺即ちホルモンの人間の精神的の個性の上に及ぼす影響に關する智識に基いてゐるものである。(A)

アメリカ刑事統計批判

レオン・ブラン

筆者はベルギー監獄名譽監察官であり、原文は
"Revue de Droit Penal et de Criminologie et Archives
Internationale de Médecine légale," Juillet, 1939. に所
載されてゐる。

はしがき

監獄問題の深刻な研究に必要な礎地を提供する如き統計は、
ことのほか稀であり、大抵不完全で餘り信頼出来ない。その不
充分なために、適切な意圖を持つ研究といふ研究は盡く、長い
間阻まれてゐたのである。

個人の利益を確保するために自身のことのみしか關心しない
傾向を持つアメリカ人は、犯罪を「他人事」と考へ、犯罪の提
起する問題に無關心であり、恰も「個人の警察といふものは強
壯な、訓練を経た五〇〇人の人間を要する」と云つたあの偉大
な工業家の如く、自らよく犯罪豫防を講ずることなく済してゐ
る。又連帶精神の反應に敏感であり、犯罪がたま／＼行はれて

國家にとつて不名譽をもたらすことに感じ易い愛他主義者達
は、自己の理念に従つて非常に纏りなく而も均衡の採れない努
力に歩を進めんと努力してゐる、彼等に靈感を吹きこむこの
理念たるや、近き將來の成功を約束するには極めて都合の悪い
ものである。で、その成功はなか／＼困難であり而も無限の努
力をさへ要するものである。吾々は人を月且する意はちつとも
ないし、又彼等の無關心、彼等の無力を批判することも慎しま
り、又彼等に對して尊大な態度を採るものでもない。

昔、スバルタ人はその子弟を育成するために酔ひどれの賤民
が醸し出すスカンダルを思ひついた。スカンダルは、場合に依
つては町役人の手で組織されることさへあつた。その實演は、
見物人の心に暗示的な力と道徳的な影響を増大する事に力あつ
た。

アメリカ合衆國犯罪現勢の統計は、その餘白に何か説明を書
き込むには充分に陰鬱な色合に出来てゐる。此の『犯罪軍隊』
を持つ新大陸には暗喩的なものは何もない、却つて生々しい現

實が展開して居り、覆ひ被さつて来る犯罪大衆の數、その體系
的組織、完全なる犯罪手段が現實の中に強調されてゐる。

スバルタ人の感受性を呼び醒すことなくとも、酔ひどれの賤
民を呼び戻し、そのスカンダルに關する吾々のより大きな收穫
を計量することは可能である。

一 犯罪數の重大性

一九三八年發表の聯邦並に州立監獄及び感化監の收容者移動
年度報告に依れば、一九三六年に於ける拘禁數は一日平均一
二、三八五七人であつたと商務省統計局は報告してゐる。(一)
此の平均數は、合衆國聯邦局直屬、或は同聯邦の特別州の一つ
に所在する一一五施設(二)當局の提供せる資料に據るもので
あるが、聯邦及び國民施設の總數は二九九である。

一九三七年九月に發表されたアメリカ刑務協會の報告は、よ
り完全なる資料に據つてなされてゐる。それは二八二の施設に
就いて報告してゐる。即ち、同報告中に引用された數字に依れ
ば、一九三六年二八二施設の一日平均拘禁員數は一八八、一三
二人(三)に上つてゐる。併しながら、總べての拘禁者が特別
州或は聯邦直屬の施設に於てのみ刑の執行を受けるのではな
い。一年以上の刑に處せられた者さへ、その中に非常に多くの
員數が地方監獄(country-jail)或は都市監獄(city-jail)に收容
されてゐる。その數は三、七〇〇人(四)に達すると計量され

てゐる。最近年(一九三三年)の統計は六〇〇、〇〇〇人(五)
以上の者が第二監獄に拘禁されたことを示してゐる。

これ等の統計數に基いて計算すれば、各級の施設に拘禁され
てゐる者の一日平均數は極く概略ではあるが七九〇、〇〇〇人
に達することになる。此の計算の確實性は、ヴァージニア州の
公衆福利局の監獄監察官(supervisor of jail)ラッセル・B・D・
ヴァイン氏の確言せるところである。事實同氏は一九三六年に
於ける被告人を含む全合衆國の各種施設收容數は百萬人(六)
と計算してゐる。

同年度合衆國に於ては、毎日平均人口一、〇〇〇人に對し七
人(七)が拘禁刑に處せられてゐる、その數は如何に少く見積
つてもヨーロッパ諸國の三倍に該當する。(八)

それにしても拘禁員數の統計表は一般犯罪に關して極めて杜
撰な概念を與へるに過ぎない。このことは總べての國家にあて
はまるのである、官廳統計の註釋者レオン・E・ツリュエスデ
ル(Léon E. Truesdell)博士に従へば、この事實はアメリカ合
衆國に對して特によくあてはまる。「犯罪者の數は決して判明
するものではない、拘引された者の中多數が裁判から除外され
るし或は裁判を受けた者の中多くは刑罪を免除される。最後に
宣告を下される場合でも、判事が自己の責任に於て拘禁刑を宣
告するとはきまつてゐない。相當數の者が執行猶豫或は保護觀
察制度或は單に罰金支拂ひに處せられる」(九)

アメリカ刑事統計批判

有名でないか或は発見されてゐない。作者の作成せる犯罪統計或は有罪者と認められる被告人の統計に依つて補完された告訴状或は調査の統計は一層興味あるものであり尙ほそのみが犯罪活動を正確に評價し得るものであらうが、この統計も亦過誤を冒してゐる。(一〇)

それが無いとしてみれば、残るのは形式的には資格ある人々の作成せる文書の中から汲取らるべき資料だけである。そこで吾々はウオシントン聯邦調査局長M・エドガー・J・フーズアー氏に依る割合に疑惑の餘地ない證言を回想してみよう。若干の判決(一一)に於ては、アメリカ聯邦警察局長 (Le chef de la police fédérale Américaine) は刑事學に於けるエキスパートとしての通念にあてはまらぬかも知れぬが、その地位は犯罪の強度を正確に報告するには全く格好な役である。彼に據れば、アメリカ合衆國に於ける犯罪者軍は四百萬人(一二)を超過し、其中二五萬人は殺人、五十萬人は自動車窃盜(一三)であり、各年齢の人口動一〇〇、〇〇〇人に對して犯罪者數は三、一一三人而るに一九三五年度イタリーに於ける同數は一、二八三人、一九三三年度ベルギーに於ける同數は四六二人である。(一四)

J・エドガー・フーズアー氏はそれに附言して曰く「犯罪者は吾々の日常生活に於て眞に恐るべき有害な勢力を構成してゐる、でその統計數字だけを考へてみたところで凡そ想像に絶す

るものがある。例へば、アメリカに於ては毎十分或は毎十五分毎に犯罪が発生してゐるといふ事實は一見信じ難い程である、がそれは全くの事實である。吾が國に於ては百人の中四人が、純粹に刑事的性質を帯びる犯罪を犯せる結果、警察で指紋を採られてゐることを知つたら誰でも驚愕するだらう。(一五)

- (一) Prisoners in state and federal prisons and reformatories, 1936, p. 8 tabl. 4.
- (二) これ等一一五施設は次の如く區分される。六四監獄、三四感化監、五外役作業場、七密閉監獄 (fermes prisons)、一缺格者用監獄病院、一中毒者用密閉監獄、一矯正監獄 (work-house)、四監獄學校。
- (三) State and national correctional institutions of the United States of America, prepared by the American Prison Association, septemler 1937.
- (四) the American jail, by Russel B. De Vine, october 1937, p. 7.
- (五) Prisoners in state ..., 1936, p. 1.
- (六) De Vine: Op. cit., p. 8.
- (七) 一九三六年七月一日に於けるアメリカ合衆國各年齢人口は一二八、四二九、〇〇〇人である。
- (八) Voir: Un projet de réforme pénitentiaire (annexe) même revue, année 1937.

(九) Prisoners in state..., pp. 1 et 2.

(一〇) The trend of crime in New-York City, Harry Wiltbach; the journal of criminal Law and Criminology; mai-juin 1938.

(一一) Newman. F. Backer; Le crime aux Etats-Unis, traduction française, p. 32.

(一二) *idem*, 20.

(一三) Discours inaugural de l'année judiciaire 1937—38, par le sénateur Edouard Piola, procureur général près la Cour de cassation, Revue de droit pénal et de criminologie, année 1938, p. 1137.

(一四) L. Belym: Un projet de réforme pénitentiaire, même revue, année 1937.

(一五) *Op. cit.*, 19.

斯の如く一九三六年に於ける犯罪状態は驚くべきものがある。ではアメリカ合衆國の犯罪状態は發展したのかそれとも退歩か或は單に硬化してゐるのであらうか。

それに適切なる解答を與へるためには過去に比較してみなければならぬ。アメリカ統計の缺陷は超ゆべからざる障碍となつてゐる。とにかく、國民並に聯邦施設の一五の現状に關する商務省の官廳報告を分析することに依つて年次犯罪動態の概

念を得ることにしよう。

即ち、一九三六年中に當該施設の新入者は六〇、九二五人である。一九一〇年には二九、七一〇人で一〇五パーセントの増加である。一九三一年に中斷される迄増勢を續けて居り同年には七一、五二〇人の新入者を數へてゐる。その年以來減少し、年々幾分づつ減つて行つた、但し一九三五年にはかなり増加してゐる。總べての施設への新入者の動態が同一調子であるならば、改善の傾向にあると謂つていゝだらう。

各年別總體人口に關して云へば新入者の員數は同一結論を示してゐる。一九一〇年に於ては、上記一一五施設への新入者は各年齢人口一〇〇、〇〇〇人に付三二・五人、一九三一年に於ては一〇〇、〇〇〇人に付六〇・九人、一九三六年は五〇人であつた。(一)

此の統計の註解者はしばしば數字に關する早急な解釋に對して警戒してゐる。彼は一九三一年から一九三六年迄の新入受刑者數の減少は、たゞ特別州所屬施設に於けるものなること、而るに聯邦施設に於てはその數が増加したことを注意してゐる。

事實國民施設に於ける一九三六年の新入數は一九三一年の同數よりも一八パーセントだけ低下し、前五ヶ年の平均數より一一・五パーセントだけ下つてゐる。聯邦施設に關して云ふならば一九三一年よりも九・七パーセントだけ増加し、前五ヶ年の平均數を四四パーセントだけ増加してゐる。(二)

アメリカ刑事統計批判

註解者は熱心に次の如く指摘してゐる「それ等の統計は眞に未成年犯罪の蔓延を呈示するものではない、それは未成年犯罪者用特別施設に收容されてゐる二一歳以下の未成年者に關する報告をしてゐないから」。尙附言して云ふ「二一歳以下の未成年者の大部分は輕罪としてこれ等の特別施設に收容されてゐる、若し彼等が成年に達してゐれば、本質上重罪犯人として聯邦或は國民施設拘禁に該るものである」(一九) 合衆國に於ける青年の不法行爲は端的に微罪に該る反社會的行動に限定されてゐない。二一歳の未成年者の中自動車竊盜の三九パーセント、他の重大なる竊盜の二二・二九パーセント、殺人の一三パーセントがあり、聯邦及び國民施設に收容さるべきものとして同統計は報告してゐる。(一〇) 最後に、一九三五年及び一九三六年に死刑を執行された三九三人の中一六人は二一歳であり、約三〇パーセントに該る、一九三五年には一八歳以下の一人が死刑に處せられてゐる。(一一)

エドガー・フーズアー氏の次の記録を人々は驚きを以て讀むであらう「自己の子女の不運を憐れく——而もその不運者の中には單なる處罰に止らず感化監から電氣椅子に至る者迄を含む——兩親が百五十萬人もある」(一二)。

六〇パーセントの再犯率が數へられる。(一三) 先づ第一に、アメリカの統計に於ける再犯とは一般に前罪刑の執行に依り刑罪施設に收容された者に限られ、(一四) 従つて、罰金刑、刑

ル及びシチーチェール及び未成年施設收容受刑者の前科に關する文書は不完全であり、それに基礎を置く累犯統計を不正確なものにする」(一七)。

「特別州の大部分に於ては受刑者統計中央部は過を犯してゐる」時にどうして他の結果があり得ようか。(一八)

トリュエスデルの作成せる留保條件の正當性を確證するためには、一九三五年一九三六年度の新入受刑者一二六、六四八人の中二八、九〇三人(全數の約四分の一)の身分帳は作られてゐない、で統計の作成者は右數字が初犯者實數に加へられないやうに配慮してゐる。

尙ほ商務省の統計は拘禁受刑者の最小部分殆ど六分の一(七九〇、〇〇〇人の中一二三、八五七人)を含んでゐるに過ぎない。該統計には多數の受刑者が微罪として無視されてゐるが、此の數字は累犯率に相當數の數字を加へるものである。若し統計にそれらの受刑者を包含するならば、アメリカに於ける累犯率の最低水準は、既に充分疑惑の眼を以て見られてゐた六〇パーセントを超えることに疑ひの餘地はない。

P・アンプ氏に依れば「アメリカの重犯罪は色情に基くものではない」(一九)。合衆國に於いて色情的重罪は稀であることを一應承認する。統計に依れば、殺人の一般犯罪に於ける割合は寧ろ低い、國勢調査に依れば一九三五——一九三六年度の一一一施設への入所受刑者の中六パーセントが殺人罪である。尙ほ

アメリカ刑事統計批判

の執行猶豫或は保護觀察に附されたる多くの犯罪者はこの項に包含されないものである。併しそれ等の者は再犯者であり、ヨーロッパの統計はそれ等を含むのである。此の意想外の數字を加へると累犯者のパーセンテージは驚く程高まるだらう。

この制限のことは云はずもがな、六〇パーセントと云ふ計算が得られてゐるので、合衆國人はヨーロッパ人よりも尙ほ困難な状態にあると云へる。(一五) アメリカの統計に基くカテゴリーの累犯者の場合を考へても、六〇パーセントの累犯率は實勢以下の評價である。

此の統計の註解者は國勢調査に依る一一五施設の一九三五年と一九三六年に於ける入所受刑者の中平均再犯率五五パーセントを認めた後、(一六)「再犯者の總數は該統計の示す數よりもずつと多いことは疑ふべくもない」と聲明することを躊躇しなかつた。

彼は其の上に次の事實を指摘してその意見を確かめた、曰く「指紋部の創立は比較的最近の出來事である」「收容者の前歴に關する當局の報告はその前歴に關してまだ、初歩的な認識を基礎としてゐる」「當局は前歴に關する調査報告を規則的に聯邦統計局に提出してゐない」「聯邦並に國民監獄、感化監當局からの報告に關する此の數字不計算が減少してゐるとして、地方及び都市を含む行刑施設當局特に未成年施設側の未報告は莫大の數に上る」尙且「従つて、特にカントリー・チェー

最も廣い意味に於ける傷害罪として同年度同收容者の一六・四八パーセントだけが拘禁宣告を受けた。強姦或は他の性的犯罪被告受刑者は完全統計數の五パーセントを超えてゐない。(二〇) ラッセル・B・D・ヴァイン氏は全合衆國の風俗犯の割合は一パーセントに過ぎないと確信してゐる。(二一)

アメリカに於ける重罪は特に利得精神に由來する。その大多數は財産犯罪に實現されてゐる。(二二) 實際、その犯罪には何等特別なるものは存しない。それは容易なる手得方法、即ち他人が辛苦して購入せる製品を詐欺手段に依つて奪取すること、それは各國に於ても第一に犯罪を誘發するものである。併し、アメリカの社會記事を信すれば、新大陸の惡漢共はこの獲物に對して大きな食欲を持つてゐる、彼等の金錢に對する欲望は財産の限度に達するかのやうである、その欲望を満足するために、惡をなす極端にして最も完成した手段は彼等の良心にふさはしいものだらう。

合衆國に於ける重罪は多くの者にとつては職業であり、ユニークなものである。この國に於ては司法官か技師と同様に犯罪は職業である。(二三) 勿論、舊大陸に於ても事態は同様であつた。だがその數は少く、この悲しむべき職業の組織的完成を同一程度に高めることには成功しなかつた。

P・アンプ氏は云ふ「アメリカの犯罪者はゼネラル・エレクトリック・カンパニーが冷却装置をなすやうにその仕事を方法的

アメリカ刑事統計批判

に組織してゐる。犯罪者は、各部長としての機能者を有する標準作業のそれに似た組織を有してゐる。外科醫、訴訟係、銀行、武器製造所、監獄訪問者、家族扶助者を有するのである。(二二四)「如何に不利な場合にも検挙者に對して證人を有して居り、彼等の辯護事務局を持つて居る。仕事上の突發事件(射殺されたり有罪宣告を受けたる者)に對する救助豫算もある、病院或は監獄訪問の特別資格者も居り、家族を扶助し子供を教育する」(二二五)。

エドガー・J・フーズアー氏は、アメリカの全教會には少くも澤山の泥棒組合事務員がある、その組合は何等屋號を附けずして、強盜の仕事の間接に統制し、その配下の者達にそれ相應の罰(時に死刑)を科す。それは神秘的な犯罪權威者であり未だ曾て檢擧されず、配下の刺客が監獄にゐる場合には、新しい配下を募集しても何等罰せられることもない。彼は到る處で募集をなし、重々しい假面の下に犯罪を教へる。此の種類の人間が何百人もゐる」(二二六)。

孤獨なる犯罪者のゐることも確かだが、それ等は新參者か機會犯人中に發見され、その反社會活動は輕罪或は中等度の犯罪に限られてゐる。彼等は容易にそれ以上の冒險をなし得ない「孤獨なる者は本氣に重罪を犯すことはない、たかゞ自動車泥棒である。この仕事師は直ちに大物師に依つて征服されてしまふ。この後者はギャング、ラケット(脅迫)、キッドナツピン

二一—二四歳	二二、一五九	一三、六八八
二五—二九歳	一一、八五三	一一、五二四
三〇—三四歳	八、二七	八、八八二
三五—三九歳	六、四五四	六、七五二
四〇—四五歳	四、一一五	四、三三三
四五—四九歳	二、八一七	二、九四七
五〇—五四歳	一、八九一	一、八五八
五五—五九歳	一、一三七	一、〇八九
六〇—六四歳	六三四	六六四
六五歳以上	五三三	五二七
三六、六六二		四一、七六六
六三%		六三・五%
二二、一五七		二二、三〇六
一八、三%		一七%

(五) Hoover: Op. cit., p. 275.

(六) Hoover: Op. cit., p. 24.

(七) Voir note 2a la page 940.

(八) Prisoners in state....., 1935, p. 37, tabl. 31.

同年齡人口一〇〇人に付	〇・七六八	三〇歳—三四歳	一・九五八
一五歳—一七歳	二・五六	三五歳—三九歳	一・六〇
一八歳	三・二七	四〇歳—四四歳	〇・九七
一九歳	三・三九	四五歳—四九歳	〇・七
二〇歳	三・一八	五〇歳—五四歳	〇・五七
二一歳—二四歳	二・五二	五五歳—五九歳	〇・四〇

アメリカ刑事統計批判

グ(子供浚ひ)の三特別部門に屬する」(二二六)。
これこそが今を盛りの徒黨犯罪であり、前代未聞の完成の域に迄達した犯罪である、その工業化、そのダイナミズムは總べての人に彼等の撓むべからざる法律(P・アンプ氏の大膽な定義に依れば法律以上の法律)(二二七)を科するに至つた。これは未成年犯罪よりも、累犯水準の高騰よりも合衆國の犯罪狀勢を特徴づけ、同國に特別な形相を附與するのである。

- (一) P. Hamp:Op. cit., p. 107.
- (二) De Vine Op. cit., p. 9.
- (三) Edgar Hoover: Op. cit p. 101.
- (四) Prisoners in state....., 1935, p. 37, tabl. 31, et 1936, p. 37, tabl. 28.

新入受刑者	一九三六	一九三五
一五歳以下	二二	二六
一五—一七歳	二、三三三	二、五二五
一八歳	二、六〇五	二、八六二
一九歳	三、〇一〇	三、六八六
二〇歳	二、九二二	三、五〇四
一〇、八八九		一一、五九五
一八%		一九%

六〇歳—六四歳	〇・三	六五歳以上	〇・一四
---------	-----	-------	------

(九) Prisoners in state....., 1936, p. 37.

(一〇) Prisoners in state....., 1935, pp. 40—41 tabl. 33, 1936, pp. 40—41 tabl. 30.

犯罪	一九三五		一九三六		%
	犯罪總數	未成年犯罪	犯罪總數	未成年犯罪	
自動車竊取	三、三八八	一、三三	三、一七八	一、三三七	三九
強盜	六、五九九	一、九〇五	五、三〇〇	一、三五四	二五
重竊盜 (Larceny)	一三、七九七	三、八四三	一一、六五五	三、一九六	二七・四
輕竊盜 (Larceny)	一一、三四	二、五八二	一〇、九四八	二、三六〇	二一・六
強姦	一、五八四	二七〇	一、五二〇	二〇八	一四・六
其他犯罪	二、〇六四	三三三	二、一〇六	三〇七	一五
脅迫	一、三三五	一七四	一、〇五五	一一九	一一
財產詐取	七三九	一〇一	五六六	六六	二・六
殺人	三、八九九	四七四	三、七三一	四三三	二・五
悪性脅迫	二、三二九	二六七	二、二七六	二八一	二・三

アメリカ刑事統計批判

偽造	四〇一八	三九五	一〇	四、〇六四	三八五	九・四
酒類違反	五八七六	三〇五	五	五、八八四	二五三	四・三
横領等	二、一四四	七十一	三・三	二、〇九二	九〇	

(一) Prisoners in state....., 1935, p. 76 tabl. 55, 1936, p. 74, tabl. 50.

(二) Hoover: Op. cit., p. 23.

(三) De Vine: Op. cit., p. 12.

(四) Prisoners in state....., 1936, p. 31.

(五) ベルギーは一九一九—一九三三年に再犯率三八%、オランダは一九三二年に四〇%、ドイツは一九三一年に約四四%、フランスは一九三二年中央監獄人口で五〇%、エール共和国は一九三六年に五五%、リトワニアは一九三六年に三六%。

(六) Prisoners in state..... 1935, p. 30, tabl. 23—1936, p. 31, tabl. 22.

受刑者	一九三五	一九三六	總計
	六五、七三三	六〇、九二五	

身分帳不明の者	一三、八五三	一五、〇四七	二八、九〇三
同上判明せる者	五二、八六七	四五、八七八	九七、七四五
初犯	二二、〇〇一	一九、九七一	四三、九七二

ジエール又は未成年施設少年數	八、五二〇	八、七四七	五三、七三三 (五五%)
再犯	一一、八四四	一〇、七四八	
三犯	四、三三三	三、六九七	
四犯以上	三、二四八	二、七二五	

(七) Prisoners in state..... 1935, p. 30, 1936, p. 31.

(八) De Vine, Op. cit. p. 8.

(九) Hamp op. cit. pi 86.

(一〇) Prisoners in state 1935, p. 11, tabl. 9 et 1936, p. 12, tabl. 8.

(一一) De Vine, Op. cit. p. 9.

(一二) Voir le tableau ci-dessus.

(一三) Hamp, Op. cit. p. 88.

(一四) Hamp, Op. cit. pp. 88 et 89.

(一五) Edgar Hoover, op. cit. p. 211.

(一六) P. Hamp, Op. cit. pp. 89 et suiv.

正木亮氏に對し學位授與

長い間、刑政の編輯をお引受けになり、一方ならぬ御盡力の結果、今日の刑政の地盤を築き上げられた正木亮氏が今度東京帝國大學から法學博士の學位をお受けになられた。主論文は「不定期刑を基點として考察したる自由刑」であつて、同氏

平素の御信念がそのままに學問化されたものであるにつけても、われわれは同氏を通じて平素の仕事に大きな誇りを感じたい。

勿論、氏の社會的聲望は既に定評あるところ、氏が年少義勇囚として小菅刑務所に有馬典獄を訪

れて以來、行刑に對して與へられた直接、間接の數々の御功績の前には何人と雖も頭を下げぬわけには行かない。

かういふ御功績を思ふとき既に同氏は學位論文以上のものを成し遂げられて居たのである。しかし、それにしてもやはり、この天爵をわれわれとしてはお喜び申上げ度い。廣島控訴院檢事たる同氏に遙に祝意を表し。益々行刑學、刑事政策學の上に於てわれわれを御指導下さることをお願い致し度い。

正木亮氏に對し學位授與

江戸時代の行刑 (二)

捕具刑具拷具を中心として――

平 沼 文 男

- 一、總 論
- 二、徳川時代の捕具
- 三、徳川時代の刑具
- 四、徳川時代の拷具
- 五、結 論

其三、鋸 引

鋸引は殺逆の大罪人に對して執行する極刑である。引廻の上二日間晒本刑に處して後磔にかくる、百ヶ條定書によると従前々之例

- 一、鋸 引
 - 享保六年極
 - 一日引廻し兩の肩に刀目を入れ、竹鋸に血を付、側に置二日晒挽可申者有之時は爲挽候事
 - 従前々之例

但出、畑、家屋敷、家財、共缺所と規定してある。徳川幕府以前に於ては實際鋸で挽殺したらしいが其後は單に見せしめのためにした一つの形式になつた晒場は日本橋南詰の廣場に設置し小屋をかけて周圍に繩張りなし引廻したる刑人を馬より下ろして穴晒箱に入れるのである。そして首枷をかけ之を釘でめて檢視の町奉行組與力の差圖を受けて町奉行組同心が刀を抜いて、刑人の兩肩に切疵をつけ其の血を竹鋸に塗つておき之を非人が見張つて居るのであるそして町奉行の年寄同心二人若同心四人が最寄の自身番に詰めて居り時々見廻りながら朝より夕方迄警固をする其間希望者があれば勝手に刑人の首を挽かせたものであるが望んで挽いたものはないと言ふ。この様にして夕方七ツ時に至れば刑人を穴晒箱より出し首枷を外して同心が附添つて牢屋敷へ歸へすのである押送は非人が番で運ぶ而して牢舎中と雖も手鎖をかけて役囚人をして一層視察を嚴重にせしむる二

日目は朝五ツ時に同様年寄同心二人若同心四人が牢屋へ出張し前日と同様刑人を日本橋の晒場へ連行して一日晒した夕方七ツ時歸牢するのである三日目の朝になると矢張り五ツ時に檢視が牢屋へ出張して改番所に於て刑人を受け取り牢屋の裏門から馬に乗せて刑場に連れ出す。その手續は前述の磔の時と同じである。晒の法をもつと詳しく説明すれば先づ松の三寸板で造つた三尺四方深さ二尺五寸の底のない箱を据へ長さ六尺巾八寸の板二枚を以て拵へた首枷で首を挟み首を挟んだ板の合せ目を鋸十挺で繋ぎ合はせこの首枷の箆つた罪人を底なし箱の中へ座はらせ箱の中へ入れた刑人を豫め箱の中に打込んである棒杭に縛りつけ首枷を箱の兩端にかけて首枷の上へ左右二俵の土俵を乗せる。こうして刀で頸動脈を斷ち切つて血を出しその血を竹鋸と眞實の鋸とに塗りて血のついた此の二個の鋸を箱の兩脇に立ち掛けて二日間晒するのである。

- 晒場所に於ける入用品
 - 一、穴晒箱、枷板、釘、鋸、竹鋸、土俵、捨札、道具掛、小屋、太繩、杭、朱槍、捕物道具
 - 晒中の警固人數及番人
 - 一、刑人一人に付南北奉行組年寄同心二人若同心二人牢屋同心二人(何れも白衣羽織)の割合にて出役する
 - 一、晒場外番人穢多頭彈左衛門手代二人(野服帶刀)

- 一、矢の者十二人内宰領一人(白衣帶刀)
- 一、非人頭善七手代二人(白衣羽織脇差)
- 一、非人四十五人(白衣)横目六人(白衣羽織)
- 一、刑人始末方非人二人(白衣)

- 日本橋晒場入用品
 - 一、晒番小屋 一ヶ所
 - 一、大鋸 一挺
 - 一、完料鋸
 - 一、縦六尺札一枚 打釘机共
 - 一、轆 一本
 - 一、箆薪 七十把 二日分
 - 一、番小屋一ヶ所
- である。尙鹽漬死骸の晒と言ふことがあるがそれは鋸挽刑に處せらるべき者が牢死した場合は其死骸を鹽詰として置きこれを生きて居る者同様に晒刑を行ふのである。
- 以上が大體の鋸引刑の説明である。
- 其四、獄 門

本刑の斬首迄の手續は前述の通である斬首したる首及死體は葬むることが出来ないのので其儘空俵に入れて非人に昇がせ小塚原に捨てさせたものである。然し大罪人を獄門にかけた場合は更に首だけを俵に入れ晒場である品川の鈴ヶ森又は千住の小塚原に於て晒した。この獄門にかける首は非人が水でよ

江戸時代の行刑

く血を洗つて首俵に入れる。首俵は長さ一尺八寸横一尺二寸の丸いもので其の中へ首を入れ口を縛り上部を長さ四尺の青竹に通して二人で昇ぐ此獄門首を刑場に運ぶのは引廻に似た様な行列をつくつて行くのである。其行列は先頭に非人二人六尺棒を持ち次に捨札を立て非人がこれを持つ捨札には罪状所刑を略記する次に弾左衛門の配下である矢の者二人が白衣帯刀で拔身の朱槍を擔ふ矢の者とは淺草谷の村に住んで居つたもので矢は谷に通ずるところより矢の者と稱するのである非人よりは身分の上の者である次に刑首を非人二人で擔ひ矢の者が捕物道具である刺股突棒二本を荷ふ非人小屋頭白衣羽織にて二人附添次に檢視次に警固下役同心二人と言ふ順に續くのである若し引廻付の獄門であれば更に轍を立てる此の捕物道具は兩奉行所の備品である。晒場には法に従つて獄門臺を建て其の脇に非人番小屋道具掛等を作るこれは奉行所より牢屋敷並びに穢多頭彈左衛門に命ずるのである斯様にして晒場に於て首を獄門臺に乗せ檢視は之を見分して退去する。昔は獄門臺に首を三個四個と懸け並べたのであるが文化三年四月二十五日町奉行掛に於て小塚原の獄門の時一首一臺となり同六年十月二十七日の獄門も同様で後自然に一臺一首と云ふことになつた様である。其後は非人が晝夜番をして三日間晒しておく晒中は三日二夜上番人が矢の者六人下番人が非人六人にて見張番をなし三日目に弾左衛門から掛奉行へ伺を立

て差圖を受けて取捨てる。然しながら晒中に將軍家の御成とか其他事故の起つた場合に於ては三日を待たずに町奉行より取捨を命ずる。捨札は三十日間同所に立て、置く若し前の様な場合は其の期間中之を除いて再び残る日數だけ建て、置く朱槍と捕物道具は三日目に矢の者が兩奉行所へ持參して返納するのである。

獄門臺には一定の型があつて材木は柁の木で高さは地上三尺五寸地下二尺五寸で長さは一人用が四尺二人用が六尺三人用は八尺になつて居つた巾は八寸厚さは二寸足は四寸角のものである。鏝の長さは六寸で釘のところは二寸その數は正面二本側面三本合計十本を使用した。又首を乗せるところは下より逆釘二本を出し其の釘先へ上から首を差し通す尙首の切口のところへは泥を塗つておく此の獄門臺の横に杭を二本打ち繩を二條通して其間へ槍二本と捕具三本合計五本立てるそして少し隔つた所に番小屋があつて非人が晝夜見張をした。夜は盛に火を焚く。此等の用具は一切穢多頭に於て造り納入したもので一般の人は厭つて作らなかつたものである。何故に鈴ヶ森と小塚原に於て梟首したかと言ふと鈴ヶ森は東海道の道側であり小塚原は水戸街道の道側であり通行人をして之れを見物せしむるには誠に適當の場所であつたからである。通行人も随分迷惑したことであらう。千住の小塚原の獄門臺の前方の田は睨田と稱して氣味悪がつて誰も作る者がなかつた

以上が獄門刑の大體の説明である。

其五、火 罪

火罪は火焙とも火刑とも言ふ即ち火を用ひて罪人を焚殺する刑である。

本罪は放火犯に限つて執行したもので必らず引廻の附加刑があつた。引廻はしの後鈴ヶ森又は小塚原に於て本刑を行ふたのである百ヶ條定書には

従前々之例 一、火 罪

引廻の上淺草品川に於て火罪申付在方は火を附候處へ差遣候儀も有之尤科書之捨札建、三日の内非人番附置候但物取に無之分は不及捨札田畑家屋敷家財とも欠所と規定して居る。

外國に於ては直接火力を用ひず間接に火を用ひて殺した様である。或は油の熱湯を口及耳の中へ注ぐ。餘灰の中に幽閉する。鉛の熱湯を口の中又は断ち切つた背の中に注ぐ。灼熱したる鐵棒を抱かしむる。釜の中に於て煮る等の方法があつた。

我國に於ける火刑中有名なのは八百屋お七などで同人は引廻しの上鈴ヶ森で處刑せられた。引廻しに二種ある一つは五ヶ所引廻し一つは江戸中引廻しである五ヶ所引廻しと言ふのは捨札を日本橋兩國橋萬世橋四谷御門赤坂御門と刑場とに立て

と言ふことである何時も罪囚の首が脱みつけて居つたから地主は困つて一段に就て米四俵宛つけてやらうと言つても仲々引受人がなかつた。然るに今日に於ては繁華な土地となつて一坪何十圓と言ふことになり百年を経たぬ今日全く隔世の感深いものがある。

入用品

- 一、捨札、轍、小屋、獄門釘、鏝
 - 一、縦六尺札 一枚
 - 一、獄門釘 二本
 - 一、同大 十挺
 - 一、番小屋 一ヶ處
 - 一、箒薪 七十把
- 遠國獄門には首桶が入用である
- 引廻の上獄門一人に就いての人數の出方は
- 一、道具持矢の者十人矢の者小頭二人彈左衛門手代一人先拂非人十八人横目非人小屋頭二人手傳二人人足二人同横目非人小屋頭二人切賣片附非人人足三人同横目非人小屋頭一人場所小屋掛非人人足十五人下働非人人足十二人重役小屋頭二人
 - 三日二夜の番人數
- 一、初日上番人矢の者六人非人六人夜上番人矢の者六人非人六人
 - 二、二日目同斷夜同斷三日目上番人矢の者八人下番人非人六人
 - で人足は何れも穢多頭彈左衛門より差出すのである。

江戸時代の行刑

江戸時代の行刑

るのである江戸中引廻は江戸中の目貫の大通りを引廻はすのである。この引廻しの行列は可成大掛りにやつたもので沿道の群衆は店を閉めてこれを見物した何故かと言へば店を閉めるのは罪人が何か食べたいとか何か欲しいと言ふとそれを與へたものらしいそれが氣味悪さに沿道は皆店の戸を閉めた。引廻しの模様は先頭に非人六尺棒を持つ者二人、次に幟持ち三人拾札持一人拔身の朱槍二本持つ矢の者白衣帯刀にて二人次に刑人を裸馬或は舂に乗せる。裸馬に乗せる場合刑人病身なる時は曲録と言ふ者を背にあてる。馬の口取非人一人介添人二人次に捕物道具の刺股二本を矢の者が持ち南北奉行所の與力檢視正副二人陣笠野羽織袴帶劍と言ふ正装で騎馬而も馬の口取二人を従へる其外に挾箱これは御用箱及床几雨具を入れるもの次に同心四人これは刑人一人毎に二人を増すことになつて居た服装は丸羽織股引脚絆、彈左衛門及手代之は野羽織股引帶劍、と言ふ服装次に彈左衛門組下棒突六人非人頭車善七及手代二人、刑人の取扱下働非人六人何れも白衣脚絆尻端折にて従ふ。これに目付立會の場合は徒目付小人目付か加はり刑場へ先行する。従つて其行列は五六十人の大勢となるわけである。

この行列に立てる幟は西ノ内三十六枚で作つた縦九枚横四枚大きさは縦八尺五寸横五尺五寸竹桿に通して昇ぐのであるこれには筆太に犯罪事實の大要と所刑を略記する。拾札は長さ

は侍、草履取、槍持、挾箱持等多勢控へて居り同心及彈左衛門手代等は刑場の前後左右に並列して非常に備へ矢の者は朱槍及捕物道具を突き立て、刑人の兩傍を警戒する。そして檢視が彈左衛門に對して火を移すべしと命ずると非人は茅三把を一手に持つて風上より火をつけ箆で煽ると薪二百十把茅七百把と言ふものに火がつき火勢炎烟として燃ゆるのである下火になる頃刑人は黒焦げとなる誠に慘酷の刑罰であるが苦惱の状態が茅の爲め妨げらるゝのはせめてもの事と言はねばならぬ火勢が衰へた頃非人は茅四把に火をつけて一方は鼻一方は陰囊を焼く之を「止め火」と稱する女は乳を焼く。其の殘骸は三日二夜晒しておく獄門と同じである後に非人が之を取り片附ける。

刑場の入用品

- 一、火罪木柱
- 一、繩薪茅材木幟釘番小屋道具
- 一、佐野薪二百十把
- 一、茅七百把
- 一、中繩十把
- 一、篤佐野薪七十把
- 一、番小屋一ヶ所
- 一、縦六尺札一枚
- 一、札打釘十本

江戸時代の行刑

六尺巾一尺三寸厚さ六分に長さ五尺の脚をつけ罪人の氏名罪狀を書く。前に述べた曲録と言ふのは又形の本で直径一寸五分の松丸太横木二尺二寸縦四尺五寸のものである。馬上の刑人には珠數を首にかけた。これは百八ツの白木玉を通した三尺位のものの中には牢屋で自分が紙玉で拵らへたものを使用させる場合もあつた。刑場に到着すると下働非人が六人にて刑人を馬より下ろし繩の儘火罪木に登らせる次に輪竹の中に立たせ上臂を釣竹に結び付け細腰高股兩足を柱に縛りつけ何れも太い繩で二重にかけて確かりと結び之を泥ですつかり塗り込み其の上を小繩で巻くそれから後に頸繩(前に縛られたるもの)を切つて其の跡を太繩で二重に罪木に結びつけこれも繩目は泥で塗る。火罪木は五寸角の長さ二間のもので地下へ四五寸埋めるから地上は七八尺になる輪竹は直径二尺五寸釣竹は七尺の竹二本にて作る。罪木にすつかり縛り終ると茅と薪とで四面を覆ふのである。之を籠造りと稱する。次に茅一把づつ結んだまゝ二重三重に積み上げて中頃より上部にかけては茅を散らしてかける。外部から見ると丁度糞蟲か茅屋の様になる。かくして用意が終ると檢視に對して彈左衛門手代が支度出來たる旨を報告する。すると檢視は下役同心に命じ下役同心は刑人に近づいて人違ひなきや否やを取調べ茅で其の面部を覆ふ。檢視は刑人の正面に向つて隔つること十間許りの處に床几に腰打ちかけ陣笠のまゝ見分する背部に

- 一、札建杭一本
- 一、幟一本
- 一、四斗樽二ツ
- 一、醬油樽二ツ
- 一、ねば土一樽
- 一、鐵熊手一本
- 一、蠟燭十二挺

次に外國に於ける火罪の方法に就て簡単に説明する。

印度に於ては摩訶婆法經に燒殺の規定が二つある。

- 一、夫あり身分ある女に通じたる者は王命を以て赤く熱したる鐵の床に之を臥せしめ刑を行ふ者をして兇徒の死に至る迄薪火を斷たざらしむべし
- 二、庶民又は武士夫あり身分ある梵女に通じたる時は穢多の如く取り扱ひ草又は蘆の火を用ひて焼き殺ろさしむべし、と

埃及に於ては親を殺ろしたる者は火刑に處した。其方法は先づ兇行を逞うした體肢に表情性の刑を加へる例へば手を用ひたる者には刑場に於て其手を突き破り地上に血を注がしめて贖罪の意を表はし次で手足を縛り生きながら之を荊棘の火中に投げ込む或は燼灰を積んだ室内に幽閉餓死せしむる刑を行ふた。

アッシリアに於ては烈火を蓄へた巨甕の裏に於て燒死せしむる刑。又は銅器に拘し

江戸時代の行刑

て弱い火を用ひて爛死せしむる様な刑を行ふた。
ペルシアに於ける火刑の方法は刑人を焰々たる烈火の中に投入し或は炬火を使用して肋骨や臟腑を焼いて焚き殺ろした又は鉛の熱湯を耳に注ぎ込んで執行した。

へブライ民族の火刑は犯人の膝迄敷藁で一杯に埋め頸には長い繩を結んで犯人即ち刑人の證人が左右より其の端を引き口の中には鉛の熱湯を注ぎ込んでこれに火を點けて焚殺した若し刑人がどうしても口を開かぬ時は釘拔で無理に齒を押し開けて執行した。

そして同民族の火刑は司祭の家に生れた子女が利のために淑徳を賣つて家名を汚した罪、自分の娘を犯した罪、父の母(義母)を犯した罪、妻の孫女(義孫)を犯した罪、母の母を犯した罪、父(義父)の母を犯した罪等に對して執行したと言ふ。

ローマに於ける火刑は主として政治犯人に對して科した、又奴隷が主人の妻と通じた場合にも本刑を用ひた、西洋史上有名なのは暴帝のネロが基督教の迫害に火刑を行ひ信者を市街目抜の場所に配列して制縛し順次に焼殺したのはよく人の知るところである。

英吉利に於ては本夫を殺ろした女或は反逆の罪を犯した女姦姦者等に對して火刑を行ふた但し女子は絞殺してからその屍を燒くのが例であつた、異教徒に對する火刑に就ては異教徒燒殺法と言ふ特別法があつた、女王メリーの時代に於て或女は異教

を信ずる理由で妊娠したまゝ火刑に處せられたが刑場の恐怖と苦悶のため陣痛を催して遂に赤子を分娩して了つた。すると處刑を見物して居つたものが餘りにも惻隱の情にかられて急いで嬰兒を救ひ出した然し立會して居つた僧侶は嬰兒も異教徒であると云つて再び火中に投じたと言ふのである。

フランスに於ける火刑執行の方法は先づ九尺前後の柱を建て、其の周圍に束ねない薪と藁とを方形に積み上げ高さを刑人の頭が隠れる位にするそして柱の處まで通れるだけの餘地を作つて置く、刑人に對しては衣類を全部剥ぎ脱がせ硫黄を塗りつけた肌着を着させ薪壇の入口を柱の下に進ませ背を後にして頸と兩足とは繩を以て胸は鎖を以て柱に縛りつけ入口を塞いで之れに火をつける、然し場合によつては刑人の苦痛を減せしむるために薪を積む鐵叉の先で刑人の心臓を突き刺し事實上焚殺ろす前に絶命せしめたと言ふ。

支那に於ける火刑に就ては明らかでない周時代の刑の中に焚焙と言ふことがあるが焚は薪を用ふる焙に竈火を用ひたものらしい春秋の時代頃より火刑を廢したのではあるまいか。其他種々の方法があると思ふが火刑に就ては大體以上の説明に止めたい。

明治大學の刑事博物館に火刑に用ひた臺石がある、これは厚さ四寸直徑一尺六寸の擗臼の上の石の廢物を利用したもので穴が二つあるこの石は慶應年間靜岡縣の三島澁川河原に於て放火犯

國天草島へ道 但田畑家屋敷家財共缺所とある。

即ち遠島は江戸よりする者は伊豆七島の内へ京大阪及西國中國よりする者は隱岐壹岐天草及薩摩五島の内へ流すのである勿論武士たると庶民たるを問はない動産不動産共沒收である。本刑の申渡は奉行が白洲に於て宣告する申渡を受けたる者は出帆までは牢屋に拘禁される、この遠島出帆の世話は南北奉行の世話番が擔任して居るので或は寺社奉行勘定奉行などより決定して來る者を集め日を定めて御船手に渡して出帆せしむるのである御船手の番所は靈岸島にあつて御用船を掌る者は定められて居り流罪になる者は代官江川太郎左衛門と此船手頭か定められた島々へ送致するのである。

其八、敲 百ヶ條定書によれば 享保五年極 牢屋門前にて科人の肩脊尻へかけ脊骨を除統入不仕様檢視役人差遣牢屋同心に爲敲可申候事但町人に候はゞ其家主名主在方は名主組頭呼寄敲候を爲見候て引渡遣し無宿之者は牢屋門前にて拂遣す。

とある。 敲は庶人の中男子に對して行ふ刑であつて土僧侶女子には行な

の原のおせきと言ふ者を火焙りにする時使用した臺石である、執行の當日は觀衆が堤防を埋めて三島明神の祭禮より賑やかであつたと言ふことである、執行の時は素裸かにして火罪木に縛りつけたところ本人の乞ひによつて下腹部にだけ紙を貼つて周圍に茅を積んで行つたと言ふ。

其六、下 手 人 百ヶ條定書によれば 從前々之例 一、下 手 人 首を刎死骸取捨(後改めて片付) 但様物には不申付 とある。 即ち下 手 人とは盜奪の目的なくして人を殺ろしたものである。之に對する刑の執行手續は死罪と同様である唯其の死骸は様物に用ひず埋葬することが出来るのである。 其七、遠 島 百ヶ條定書によれば 從前々之例 一、遠 島 從江戸流罪之者は大島八丈島三宅島新島神津島御藏島利島 右七島の内へ遣す。 京大阪西國中國より流罪の分は薩摩五島の島々隱岐國壹岐

江戸時代の行刑

江戸時代の行刑

はない、敵には輕敵と重敵とあつて輕敵は答五十重敵は答百を加ふる、其執行の場所は太抵小傳馬町の牢屋敷の門前である、先づ其執行の手續模様を説明する、牢屋敷の表門前へ筵三枚を敷いて表門の門扉を開らく門の前に小桶を備へ笞杖は門の右の板塀に立掛けて置くそして受刑人引受人等を並列させ用意が出来れば牢屋鑰役から各役々に通知する、これに立會する役人は牢屋預石出帶刀（纏上下帶刀）牢屋見廻與力（羽織白衣帶刀）檢視與力（纏上下帶刀）徒目付小人目付（白衣羽織帶刀）が表門の右に牢屋同心鍵役四人（羽織袴帶刀）左の方に牢屋同心打役四人（白衣羽織帶刀）次に醫師一人下男部屋頭などが並ぶその處へ囚人が腰細付で繩取の非人が二人附添つて出て來り往來を背後にして門前の筵の上に座らせる囚人の後には牢屋付の辻番人二人が棒を突立て、控へる囚人の居町家主名主組頭等は往來に並んで之を見る事が出来る、こうして用意が出来れば當番の鑰役が氏名年齢入牢月日掛奉行及申渡されたる敵刑の輕重を訊問して點檢し相違のないことを確めると囚人一人づつ呼出すのである、呼出によつて下男は刑人を裸體として衣類を筵の上に敷いて其の上に腹面にさせるそして四人の下男が手と足へ乗りかゝつて押へると打役四人の中の末席の者が笞杖を右手にとつて刑人の前に進んで身構へて打つのであるその打つ器を箠尻と言ふこれは長さ一尺九寸周り三寸程で竹片二本を麻芋

で包み其の上を紙捻りで卷いたものである、打役は一打毎に一ツ二ツと數をよぶ打役の筆頭は少し進んで其の數をとる檢使は勿論立會の役人は其の數の誤りない様に注意して居る重敵は五十打つと一時中止して醫師が氣附藥を吞ませ下男が手桶の水を腕にくんで口に與へ一息休憩して打役が交替して更に残りを打つのである全部打終れば直ぐ衣服を着させて其場を立ち去らしめ續いて他の刑人の執行に移るのである一日に數十人も打つことがあつたこの數取りに就て面白いことがある、天保年間に多人数を本刑に處したのが輕敵を誤つて五十打つた後更に一ツ二ツ餘計に打つて了つた打つてから檢視が心附いて遽かに止めたことがあつたが其の儘と言ふ譯にゆかずに其日の立會役人は進退伺を上司に提出して處罰せられたと言ふことである従つて數取の打役人は誤つて餘計に打たんとする様な時は打つ人を突き除けて其身を以て笞に當たらんとする勢で數をとつたと言ふ、蓋し相當嚴格に執行したものらしい、然し刑人が病人だとか或は老人などで普通の敵刑を行ふに於ては生命に別條を來す如き者に對しては打役が多少の手心を加へて寛に打つたと言ふのである然し數だけは決して増減しなかつた、講談などで賄賂を數取打役に提供すれば數を減ずるなどと言ふ者があるが立會の役人が大勢居るから決してその様なことは出来なかつた。本刑は徳川八代將軍吉宗公の時耳切鼻削の刑に代つて其後に創めた刑で享保五年に定められたものである。

第十三回全國刑務所武道大會記

時はまさに春、刑務協會主催に係る晴れの第十三回全國刑務所武道大會は會場を橿原の聖地に近き浪速に移し神前奉納の意義もゆかしくいと盛大に開催せられた。

あゝ 五月十四日
仰げば空は日本晴、朝露にしつとり濡れた葉櫻にそよぐ薫風も爽かに絶好の大會日和、地區豫選大會に優勝し必勝の意氣に燃ゆる全國各區代表選士は定刻前すでに會場たる大阪刑務所道場、濟美館に參集して時の到るを待つ。

待つ間もなく開會を告ぐる太鼓の音が勇しく場内に響きわたる、時まさに午前八時。
まづ國歌齊唱、皇居並に橿原神宮遙拜、黙禱と極めて嚴肅裡に行はれ、ついで地元岡部大阪刑務所長より大要次の如き開會の挨拶があつた。

『本日こゝに諸君と共に一堂に相會し第十三回全國武道大會を開催し得ますことは御同慶に堪へませぬ。現在吾日本は東亞新秩序の建設、東亞新文化の創造といふ大事業を遂行しつつあり、いまやまさに世界歴史の巨大なる一頁は繰りひろげられやうとてあります。この非常時局下に迎へた榮光輝く

紀元二千六百年の佳き年建國の聖地橿原の神前にぬかづき統後國民の覺悟を新たにすることは誠に意義深きことと思ひます。こうした機會を作るために本年は特に會場を當地に移して本大會を開催することになりましたが更にもう一つ本日の試合を謹んで橿原神宮の大前に捧げようといふ奉納大會の意義も含まれてあるのであります。従つて各位は本大會の意義をよく體せられて勝敗にとらはれることなく武士道精神に則りあくまで正々堂々とたゝかはれ本大會をして有終の美を濟さしめて頂きたいのであります。』

次いで前年優勝の第四區（柔道）第二區（劍道）より優勝旗優勝盃の返還あり、午前八時二十分いよいよ劍道より戦ひの幕は切つて落された。尙當日は會長代理芥川衛生官、安達書記官、吉田豊多摩刑務所長を始め全國各所長臨席其他多數の來賓があつた。

劍道

審判 志賀教士 原田教士 榎田教士

第十三回全國刑務所武道大會記

第二區3 第四區

相馬初段(豊多摩) ———— ○コメ鞍掛三段(廣島)
 程田初段(小菅) ———— ○ココ入江初段(岡山)
 櫻井三段(府中) ———— ○メド中山二段(高知)
 *技倆伯仲して勝敗容易に決せず接戦の後中山の胴美事に
 きまる

宮崎三段(豊多摩)ココ ———— 古賀三段(廣島)
 伊藤三段(小菅)ココ ———— 水島二段(岡山)
 田中三段(豊多摩)ココ ———— 須磨三段(廣島)
 *大將同志の決戦兩々相譲らず攻防の秘術を盡すも勝敗決
 定せず改めて一本勝負となり田中のコチきれいに金星を
 獲得す

第三區3 第五區

加藤二段(金澤)メメ ———— 坂元二段(宮崎)
 高橋二段(長野)メコ ———— 廣兼二段(岩國少)
 加藤三段(名古屋)ココ ———— ○メメ福永三段(鹿兒島)
 *福永の面素晴らしく冴え加藤善戦するも及ばず

中川三段(金澤)メコ ———— 日高二段(宮崎)
 下井三段(長野)野 ———— ○メコ村岡二段(岩國少)
 宮島三段(金澤)メ ———— ○ドド鹽月三段(宮崎)
 *鹽月は俊敏名うての使ひ手宮島奮戦之つとむるも鹽月得
 意の胴に潰ゆ

第一區1 第四區

道池三段(盛岡少) ———— ○コメ鞍掛三段(廣島)
 藤田二段(宮城) ———— ○メコ入江初段(岡山)
 中村初段(青森) ———— ○メメ中山二段(高知)
 芦田三段(盛岡少)メメ ———— 古賀三段(廣島)
 菅野二段(宮城) ———— ○ココ水島二段(岡山)
 中村三段(盛岡少) ———— ○メメ須磨三段(廣島)
 第二區5 1 第三區

第一區4 第五區

相馬初段(豊多摩)ドコ ———— 加藤二段(金澤)
 程田初段(小菅) ———— ○ココ高橋二段(長野)
 櫻井三段(府中)ココ ———— 加藤三段(名古屋)
 宮崎三段(豊多摩)メコ ———— 中川三段(金澤)
 伊藤三段(小菅)メコ ———— 下井三段(長野)
 田中三段(豊多摩)メメ ———— 宮島三段(金澤)
 第一區4 2 第五區

第四區4 第五區

鞍掛三段(廣島)ココ ———— 坂元二段(宮崎)
 入江初段(岡山) ———— ○メメ廣兼二段(岩國少)
 中山二段(高知)ドド ———— メ福永三段(鹿兒島)
 古賀三段(廣島)メメ ———— メ日高二段(宮崎)
 *一本一本となり技倆相譲らず古賀の剣尖よく伸び遂に面
 に入りて意氣軒昂

第一區3 第三區

水島二段(岡山) ———— ○ココ村岡二段(岩國少)
 須磨三段(廣島)ドメ ———— 鹽月三段(宮崎)
 *大會屈指の強豪同志、激戦數合遂に須磨に凱歌あがる
 第一區3 3 第三區

第二區2 第五區

道池三段(盛岡少)メメ ———— 加藤二段(金澤)
 藤田二段(宮城) ———— ○ドド高橋二段(長野)
 中村初段(青森) ———— ○メコ加藤三段(名古屋)
 芦田三段(盛岡少)ココ ———— 中川三段(金澤)
 菅野二段(宮城)メド ———— 下井三段(長野)
 中村三段(盛岡少) ———— ○メメ宮島三段(金澤)
 第二區2 4 第五區

相馬初段(豊多摩)メ ———— ○コド坂元二段(宮崎)
 *第二區としては是が非でも四點以上獲得せねば優勝を逸
 する。相馬慎重に攻めて一本を取りたるも坂元よく應戦
 コテ胴相馬を降す

第四區5 第三區

鞍掛三段(廣島)メメ ———— 加藤二段(金澤)
 入江初段(岡山) ———— ○ココ高橋二段(長野)
 中山二段(高知)メメ ———— 加藤三段(名古屋)
 古賀三段(廣島)ココ ———— 中川三段(金澤)
 水島二段(長野)野ココ ———— 下井三段(長野)
 須磨三段(廣島)ドド ———— 宮島三段(金澤)
 *第四區はこゝに十二點を得て優勝の呼聲頓に高し

第二區5 第一區

相馬初段(豊多摩)メメ ———— 道池三段(盛岡少)
 *第四區の優勢を眼のあたりに見て相馬懸命の奮闘貴重な
 る一點をあげて幸先よし

程田初段(小菅)ココ ———— 藤田二段(宮城)
 櫻井三段(府中)ココ ———— ○コド中村初段(青森)
 *一本〳〵勝負となりよく攻めよく守りて譲らず奮戦や
 しばし中村決死の勇を鼓し飛びこんで拂へば快音あり遂
 に強敵をたぼす

宮崎三段(豊多摩)ココ ———— 芦田三段(盛岡少)
 伊藤三段(小菅)ココ ———— 菅野二段(宮城)
 田中三段(豊多摩)ココ ———— 中村三段(盛岡少)
 *第二區も此回五點をあげて第四區と同點となりいよ〳〵
 後半戦に移る

第十三回全國刑務所武道大會記

第十三回全國刑務所武道大會記

程田初段(小菅) ———— ○メド廣兼二段(岩國少)

櫻井三段(府中) ———— ○メド福永三段(鹿兒島)

* 勝敗は優勝に關する瀬戸ぎわ、櫻井や、固くなりて劍尖伸びず、福永は終始攻勢に出て敵を居る。かくて第四區の優勝確定す

宮崎三段(豐多摩)ココ ———— 日高二段(宮崎)

伊藤三段(小菅)ココ ———— コ村岡二段(岩國少)

田中三段(豐多摩) ———— ○ド下鹽月三段(宮崎)

* 二本目となりて鹽月左片手上段、機熟したか發止と一尖籠手へ、之を田中美事にかはすと見るより鹽月更に敵胸深く片手打あざやかに決る

かくて各區得點異計は

- (1) 十七點……第四區
- (2) 十五點……第二區
- (3) 十一點……第五區
- (4) 九點……第一區
- (5) 八點……第三區

となり第四區は昭和六年以來實に九年振りに覇權を獲得した。

個人優勝者

先鋒 第四區 鞍掛三段(廣島)

二將 第三區 高橋二段(長野)

三將 第四區 中山二段(高知)

四將 第二區 宮崎三段(豐多摩)

組		甲					選士名	點得		
選士名	加藤	富松	江藤	中山	園山	武藤	田中	加山	新開	藤村
加藤	○	△	△	△	△	○	○	○	△	△
富松	○	△	△	△	△	○	○	○	△	△
江藤	○	△	△	△	△	○	○	○	△	△
中山	○	△	△	△	△	○	○	○	△	△
園山	○	△	△	△	△	○	○	○	△	△
點得	4	1	2	0	3					

指定選士

副將 第二區 伊藤三段(小菅)

大將 第四區 須磨三段(廣島)

* 大將は第二區田中三段、第四區須磨三段、第五區鹽月三段各三點を得て同點、決勝試合の結果須磨選士の優勝に歸す

組		乙					選士名	點得		
選士名	加藤	富松	江藤	中山	園山	加藤	富松	江藤	中山	園山
加藤	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○
富松	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○
江藤	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○
中山	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○
園山	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○
點得	4	3	1	2	0					

決勝戦

藤村鍊士(宮崎)メメ○ ———— 園山鍊士(府中)

* 甲乙丙組の優勝者の決戦は期せずして東の園山、西の藤村の對戦となる。俊敏卑の如き藤村、重厚巖の如き園山、裂帛の氣合物凄く流石決勝戦なるかなと感歎せしむ、双方秘術をつくして闘ふことしばし藤村の面きれひに決り優勝の金的を射止む

柔道

審判

黒山教士 淺井教士 濱野教士

第二區 川島三段(千葉) ———— 6 第四區

* 好守好防延長一回、遂に梶原の押込きまる

前川三段(小菅) ———— ○内股 川野三段(德島)

* 川野よく攻めたが前川よく防ぎ延長二回、遂に内股冴えて川野堂々の勝

小倉初段(横濱) ———— ○合技 大外刈衣笠三段(姫路)

古川二段(千葉) ———— ○締 黒住三段(岡山)

大島三段(小菅) ———— ○大外刈矢田三段(德島)

石川三段(千葉) ———— ○背負投大田三段(岡山)

第三區 2 ———— 4 第五區

小柳初段(靜岡) ———— ○優勢 谷口一級(宮崎)

* 谷口縮にかゝりたるも極らず延長、優勢を認められて勝

第十三回全國刑務所武道大會記

森 二段(滋 賀) ———— ○背負投岡田二段(熊本)
 土肥初段(長野) ———— ○技有手塚三段(長崎)
 *手塚の體落し技有にて優勢勝

小川二段(靜岡) 内股 ○ ———— 日高二段(宮崎)
 佃 二段(滋賀) ———— ○内股 谷 二段(熊本)
 石田三段(靜岡) 崩上四方 ○ ———— 岩切二段(宮崎)
 *石田かねて評判にたがはず技の冴えを見せて悠々勝つ

第一區 0 ———— 6 第四區
 納藤二段(網走) ———— ○横四方梶原三段(岡山)
 小財二段(函館) ———— ○大外落川野三段(徳島)
 瀧澤三段(秋田) ———— ○大外落衣笠三段(姫路)
 田中初段(網走) ———— ○體落 黒住三段(岡山)
 米代二段(函館) ———— ○優勢 矢田三段(徳島)
 *小柄の米代元氣一杯にて巨漢矢田を相手に奮闘せしも遂に判定に破る

藤井初段(網走) ———— ○大内刈大田三段(岡山)
 第二區 3 ———— 3 第三區
 川島二段(千葉) 崩上四方 ○ ———— 小柳初段(靜岡)
 前川三段(小菅) 釣込腰 ○ ———— 森 二段(滋賀)

小倉初段(横濱) 背負投 ○ ———— 土肥初段(長野)
 古川二段(千葉) ———— ○跳腰 小川二段(靜岡)
 *延長一回の後小川の跳腰きれいに決る

大島三段(小菅) ———— ○右體落佃 二段(滋賀)
 石川三段(千葉) ———— ○崩上四方石田三段(靜岡)
 第五區 4 ———— 2 第一區
 谷口一級(宮崎) 優勢 ○ ———— 納藤二段(網走)
 *谷口元氣にて終始攻勢に出て縮きまらざりしも優勢勝

岡田二段(熊本) 背負投 ○ ———— 小財二段(函館)
 *双方物凄い力戦に勝敗決せず延長三回に入りて岡田の左背負あざやかに制勝す
 手塚三段(長崎) 足拂 ○ ———— 瀧澤三段(秋田)
 日高二段(宮崎) 大外落 ○ ———— 田中初段(網走)
 谷 二段(熊本) ———— ○小内落米代三段(函館)
 岩切二段(宮崎) ———— ○技有 藤井初段(網走)
 *立つて藤井内股技有あり、ついで寢業に入れば忽ち崩上回方に岩切を討取る

小柳初段(靜岡) ———— ○袈裟固梶原三段(岡山)
 第三區 0 ———— 6 第四區

千田三段(金澤) ———— ○内股 川野三段(徳島)
 *森に代つて出場して千田三段力闘するも及ばず内股に破る

土肥初段(長野) ———— ○大外落衣笠三段(姫路)
 小川二段(靜岡) ———— ○優勢 黒住三段(岡山)
 *黒住はかねて定評ある業師、小川之に拮抗してゆづらず延長に入るも勝敗決せず判定にて黒住に軍配あがる

佃 二段(滋賀) ———— ○巻込落矢田三段(徳島)
 石田三段(靜岡) ———— ○背負投大田三段(岡山)
 *期待せられた好試合、石田死力をつくして防戦するも大田の牙城ゆるかず背負に討とられ無念の涙を吞む

第二區 1.5 ———— 4.5 第一區
 川島三段(千葉) ———— ○優勢 納藤二段(網走)
 *双方よく攻めたが決らず納藤の巴投効果ありと認められ
 て優勢勝
 前川三段(小菅) ———— ○内股 小財二段(函館)
 小倉初段(横濱) ———— ○足拂 瀧澤三段(秋田)
 古川二段(千葉) 背負投 ○ ———— 田中初段(網走)
 類勢挽回の意氣物凄き古川乾坤一擲の背負投に敵を屠る

大島三段(小菅) ———— ○小内刈米代二段(函館)

石川三段(千葉) ———— ×分 ———— 藤井初段(網走)
 *大將同志の試合は双方攻守ゆづらず熱戦遂に延長二回に及ぶも勝敗はもとより優劣も決せず遂に引分となる

第五區 3 ———— 3 第四區
 谷口一級(宮崎) ———— ○崩横四方梶原三段(岡山)
 *幸先よき一點をあげんと双方意氣物凄く熱戦をつどくる内梶原得意の寢業に敵を引入れ遂に崩横四方にて首級をあげる

岡田二段(熊本) 内股返 ○ ———— 川野三段(徳島)
 *岡田さらばと獅子奮迅の攻撃に流石の川野も攻勢に移る間もなく岡田快心の内股返に憾を吞む
 手塚三段(長崎) 優勢 ○ ———— 衣笠三段(姫路)
 *腕に覺えの衣笠も手塚の巨軀をもてあまし延長戦に入る
 手塚の攻勢を認めて勝敗決す

日高二段(宮崎) ———— ○背負投黒住三段(岡山)
 谷 二段(熊本) 大外落 ○ ———— 矢田三段(徳島)
 *矢田は二十四貫の巨軀、谷はこの巨豪を相手に堂々の陣
 をはり積極戦法に出づ。猛攻功を奏して内股技有を取り
 矢田のひるむところを一瞬美事な大外落に金星燦として

第十三回全國刑務所武道大會記

輝く

岩切二段(宮崎) — 〇背負投大田三段(岡山)

* 岩切味方の與望に應へんと奮戦するも大田は名うての名手背負の大業物一尖悲涙をのむ。かくて第四區の優勝確定す

第三區 2 4 第一區

小柳初段(静岡) — 〇大内刈納藤二段(網走)

千田三段(金澤) — 〇跳腰 小財二段(函館)

土肥初段(長野) — 〇足拂 瀧澤三段(秋田)

* 延長に入りて瀧澤の足拂ひきれいに決る

小川二段(静岡) 内股 〇 — 田中初段(網走)

佃二段(滋賀) — 〇足拂 米代二段(函館)

石田三段(静岡) 締 〇 — 藤井初段(網走)

* 石田味方の不振に奮然として立ち締に敵を屠る

第二區 2 4 第五區

川島二段(千葉) — 〇背負投谷口一級(宮崎)

* 谷口奮闘遂に川島二段を美事背負投に討取つて殊勲の金星

前川三段(小菅) — 〇大外落岡田二段(熊本)

小倉初段(横濱) — 〇崩上四方手塚三段(長崎)

古川二段(千葉) 内股返 〇 — 日高二段(宮崎)

大島三段(小菅) — 〇足拂返谷二段(熊本)

石川三段(千葉) 葉 足拂返 〇 — 岩切二段(宮崎)

かくして各區得點累計は

- (1) 二十一點……第四區
- (2) 十五點……第五區
- (3) 十點五分……第一區
- (4) 七點……第三區

指定選手

組		甲				
選士名	木津	松田	北村	百田	犬飼	點得
四段 木津新	△	△	△	△	△	0
四段 松田新	〇	△	△	△	△	1
四段 北村新	〇	〇	△	△	△	4
四段 百田新	〇	〇	△	△	△	2
四段 犬飼新	〇	〇	△	△	△	3

(5) 六點五分……第二區

となり、第四區は壓倒的優勢裡に堂々二年連続制覇の偉業を完成した。

個人優勝者

先鋒 第四區 梶原三段(岡山)

二將 第五區 岡田二段(熊本)

三將 第五區 手塚三段(長崎)

四將 第四區 黒住三段(岡山)

組		乙				
選士名	飯田	飛田	坂川	三浦	内田	點得
四段 飯田大	△	△	△	△	△	4
四段 飛田大	〇	△	△	△	△	0
四段 坂川大	〇	〇	△	△	△	2
四段 三浦大	〇	〇	△	△	△	2
四段 内田大	〇	〇	△	△	△	1

副將 第一區 米代二段(函館)

* 第四區矢田三段、第五區谷二段、第一區米代二段にて同點決勝を行ひ米代二段優勝す

大將 第四區 大田三段(岡山)

決勝

飯田五段(大阪) 技有優勢 〇 — 北村五段(大阪)

* 甲、乙兩組全勝者北村、飯田兩選士の間に決勝が争はれた。共に全國に聞えた豪の者同志にて勝敗容易に決せず延長數回に及ぶ。飯田決死の大内刈、北村の體崩るゝと見るや素早く足を取りて北村堂と倒れ「技有」となる。其の後力戦を續けたが飯田の優勢勝となる。

以上の通り柔剣道ともに第四區の優勝に歸し指定選手に於ては藤村、飯田兩鍊士に榮冠が輝き全試合を終了した各選手とも正々堂々と覇を争ひ平素の鍛鍊を遺憾なく發揮して奉納試合に相應しい成果を収めた。

尙試合終了に引續き優勝旗、優勝盃の授與を行ひ會長代理芥川衛生官の閉會の挨拶があつて午後六時大會の幕を閉じた。

小田原、川越兩少年刑務所協議會

川越兩少年刑務所

第二十回協議會狀況

一、開催日時
昭和十五年五月二十日午前十時より午後四時迄

二、開催場所
川越少年刑務所々々長室

三、協議員
川越少年刑務所側
寺光所長以下幹部一同
小田原少年刑務所側
根田所長、山東醫務課長

一、議題及議決事項
少年受刑者との性格
本協議會も回を重ねて實に二十回に及ぶ、顧みて其の効の偉なりしを憶ふと共に感慨亦特に深きものあり本問に就いては小田原川越兩所に收容中の少年受刑者中（五月一日現在に於て）夫々三六二名、二二五名、計五八七名に付き、其の性格を調査し、以て我々の少年行刑に於ける對象の吟味を爲したるものなり

(イ) 調査の方法
性格の「變質的傾向」としては

九箇のものを挙げたり、(尤も茲に「變質的傾向」とは、單に性格的傾向を示したるに止まり、必ずしも「變質者」の謂に非ず、況んや、「精神病者」に非ず、且又、精神薄弱、知能の問題にも非ず)

(ロ) 其の「變質的傾向」は一人に付き一の最も強きものを挙げたり

(ハ) 調査方法としては別紙一の如き調査表に基き個々に調査を爲したるもの

(ニ) 觀察者の異なるに従ひ兩所に於てまた個々人に就て結果の判定に強弱を生じたるものあるを認む

(一) 結果
性格上「變質的傾向」を有するもの四五・八%なり(此の數字は小なるものなりとは稱し得ざるべきも、他の類似の調査の結果に比して、大なるものにも非

ず。例へば吉益氏「都市青少年犯罪者の研究」比照)

(2) 傾向として、「放逸」最も多し(一六五名)

(3) 「分離」「癲癇」「躁病」「鬱病」「ヒステリー」の五は比較的少し

(4) 血族結婚、胎生期の父母疾患、小兒期の頭部外傷は性格變質の傾向を生み易きものあるを認む

(5) 小兒期に於ける頭痛、失神、痙攣、夜尿、早熟の現象は變質的傾向の者に多く著はれ又斯かるものの學業成績は概ね不良なり

(6) 變質的傾向者に飲酒癖の著はれ居らざるは、主として年齢の關係(未だ年少にして機會に乏し)に基くものと思料せらる

(7) 身體的方面との關連を觀るに、
イ) 左利耳鼻疾患の傾向は顯著なるもロ) 體格一般に於ては其の相關々係の稀薄なる者看取せらる

(8) 知能低き者(魯鈍・痴愚)の殆ど全部は性格變質の傾向を有す

昭和十五年五月一日現在

別紙一

番 號	年 齡	歳
氏 名	罪 名	
家 族 歴	父母結婚血族なりや	然 否
既 往	胎 生 期	父母の疾患 有 無
	小 兒 期	頭痛 頭部外傷 失神 痙攣
往 歴	夜 尿	10歳以上 5歳以上 5歳以下
	思 春 期	初性交 18歳以上 17歳以上 16歳以下
身 體 狀 態	花 柳 病	微 毒 淋 疾 下 疳
	飲 酒	3合以上 2合以上 1合以下
精 神 變 質 者	學 業 成 績	優 良 不 良
	體 格	甲 乙 丙 丁 戊
精 神 變 質 者	身 長	1.60米以上 1.50米以上 1.50米以下
	體 重	60.00 疋以上 50.00 疋以上 40.00 疋以下
精 神 變 質 者	左 利	
	耳 鼻 疾 患	耳 鼻
精 神 變 質 者	放 逸 性 性 格	考へノナイ 浪 費 徘徊 放 縱
	興 奮 性 性 格	荒暴發作 憤 怒
精 神 變 質 者	識 弱 性 性 格	氣ノ弱イ 誘 惑サレ易イ
	分 離 性 性 格	變 人 無 口 冷淡 矛盾
精 神 變 質 者	癲 癇 性 性 格	几帳面 整頓癖 頑 迷 猜疑心
	躁 病 性 性 格	氣分轉換 樂 天 多 辯
精 神 變 質 者	鬱 病 性 性 格	悲 觀 沈 鬱
	ヒステリー性性格	虛 榮 負ケ嫌ヒ 誇 張
精 神 變 質 者	神經質性性格	遠慮深イ 苦 勞 性 同情深イ
	魯 鈍	
精 神 變 質 者	痴 愚	

小田原、川越兩少年刑務所協議會

刑務所便り



刑務所便り

第二回漁撈訓練

開所式舉行

大村海上刑務支所

當所開設後に於ける第二回目の漁撈訓練開所式は五月二十五日に舉行せられた、當日は朝から五月晴れの快晴で、大村灣は鏡の様な静けさに、新緑滴る緑の島影を映じて、キス釣りを楽しむ小舟の點々として散在する有様は全く一幅の繪を見る様である。

又空には大村航空隊の海鷲機爆音高く入り亂れての猛訓練を爲すあり、一見して時局の重大なるを目のあたりに感じ緊張感のヒシ／＼と胸に迫るを覺ゆ。當所の應舎收容所たる舊軍艦宇治は今

日の開所式を祝福するが如く其のスマー卜な勇姿を浮べ艦尾の旗竿には大日章旗が微風にハタめいてゐる。

午前十時三十分に至るや、本日の式に參列の爲牛島本所長殿來所せられ續いて來賓として長崎縣水産試験場より、下井、古川、兩技師の來所あり、鑿て午前十一時開所式の時刻となるや、式場たる後甲板に一同着席、先づ第一番に全員起立して遙かに皇居を奉拜し續いて皇軍將兵に對する感謝の黙禱を捧げ、次に國歌合唱、教育勅語の奉讀、是れに對し實習生一同の勅語奉答歌あり、一同着席、英保支所長より式辭を述べ、續いて牛島本所長殿の實習生に對する訓示、終つて來賓下井技師の祝辭あり、是れに對し實習生代表者の答辭朗讀、最後に全員起立して力一杯大村海上刑務支所の所歌を高らかに合唱して本日の意義深い學式を閉ちたのである。

因に今回の實習生は、姫路、岩國、久留米の各少年刑務所及尾道刑務支所の四

ヶ所より其れ／＼選定せられて當所に送られて來たもの達で全部で十八名、何れも自己が希望する道に邁進する事が出来るので、一同特に緊張して訓練を受け其の成績を擧ぐる可き決意を示してゐる、尙本訓練の科目は基礎的學科と實習とに大別し其の細目は次の通りで、専門的學科の教育には長崎縣水産試験場の技師三名を囑託、是れに當る事になつてゐる、實習は凡て當所職員が其れ／＼是を分擔して指導の任に當るのである。

記

- 一、基礎學
 - 一、水産動植物、二、漁撈漁具漁船、三、海洋氣象、四、船舶衝突豫防法、五、水産物製造加工處理法、六、機關、電氣、通信、七、航海、運用術
 - 二、實習
 - 一、遠洋漁撈、二、近海漁撈、漕船、三、手旗信號、四、水泳、五、海難救助、六、氣象觀測、七、航海操舵、八、機關運轉、九、電氣無電探法、一〇、錨釣操練、
- 右の外普通學を併せ教育す
訓練期間は六ヶ月なり。



海外異聞錄

◇ナチ式嚴罰に絞首台繁昌

ドイツ軍がポーランドに進撃を開始すると同時に、ヒットラー總統はドイツ國民に命令を出し「兵士が戦線で生命を賭して戦ひつゝある時に國內において、その戦争により私腹を肥さんとする者は死を導くであらう」と嚴重に申渡したが、ナチの戦時刑法も戦時經濟法も一般の戦時諸法も、すべてこの精神で貫かれてゐるのである。だから死刑といふものが戦争以來ドイツ人の日常生活にグツと接近して來た。次にその犯罪と之に對する所罰とを若干拾つて見よう。

フランツ・ブルハルト(二七)とい

ふ青年が燈火管制を利用してシヨップガールの賣上げを入れたハンドバッグを掻拂つたのに對して、ベルリンの特別裁判所は死刑の判決を下した。この判決の根據は、ゲーリング元帥を首班とする例の國防閣議が開戦直後に發令した「國民生活の侵害者」に對する命令に準據したもので、同令の第二條に「防空措置利用犯罪」の一項があり、即ち燈火管制下の暗闇を利用して身體、生命、財産に關する罪を犯した者は極刑に處すといふ規定の最初の適用であつた。はじめ燈火管制で仕事がいやしくなつたと喜んだのは拘捕であつたが、間もなくこの死刑の判決を見て震へ上つたのも拘捕であつた。

ニュールンベルグ生れのワルター・モール(二三)といふ青年がやはり出來心から、カフェの女給の裏口をねらつて失敗し、この運の悪い青年は初犯ではあつたが、戦時刑法の嚴罰主義の下にさびしく絞首台の上で人生におさらばをした。その判決理由に曰く「すべての職業婦人は燈火管制下の首頭を

安全に家路につく權利あり、暗黒の街路の安全化を確保するために被告は初犯なりといへども死刑に處するを適當と認む」

まだある。これもやはり暗黒中の事件であるが、ある男がさる女に暴行を働いた。特別裁判所は被告に對して懲役刑を課したが結局大審院まで行つて、檢事はその男に痛烈に論告し結局「猥褻罪により死刑を執行された。次に放火犯なども平時刑法とは比較にならぬほど重刑を課されてゐる。その例はハノーヴァのオット・グララウエといふ男が保險金詐取の目的で自家の製粉小屋に放火し、小麦のストックを焼いてしまつた。これが同じく死刑の判決を受けたが、その理由とするところは振つてゐる。曰く「被告は戦争を遂行しつゝあるドイツ國民の生活必需品である穀物を無に歸せしめ、ドイツの經濟抗戦力に損傷を與へて、よつて國民生活の侵害者として死刑を宣言す」といふのだ。戦時下のドイツ人は個人の利益よりも國家の利益をまづ

考へねばならぬ、だからこれに反した者の當然に受くべきところである。それから、西部戦線の戦火に追はれて住民が立退いた後へ入込み、空巢狙ひをやつたカール・シュトラスナーといふ不届者が、やはり死刑を執行された。不可抗力の理由なくしてドイツ人の身體、たとへば相手の手を折つたり足を折つたりした者は、人的資源を損傷し、ドイツの抗戦力を低下させたものであるといふ廉で、この極刑をもつて處罰してゐる。

日本でも漸く一つ二つ實施が始まつた例の切符制度に對して、これをめぐる警告的處罰もなかなか多く、これ又どこまでもナチ式の遣り方であるのは言ふまでもない。ベルリンに住むフレードー・エルといふお神さんが隣家の肉切符(食糧券)を盗んで懲役五月、これはまだお手柔かだが、ハノーヴァのある靴屋が靴の切符を持つて買ひに來た一兵士の細君に對して品物があるのに賣惜んで賣らなかつたといふので、その靴屋は四年の懲役、五年間

の營業停止を食つた。反對に切符なしに七百足の靴を高價に賣りつけ大儲けをして四年間の懲役に處せられ、儲けた全部を吐き出した靴屋もある。經濟警察の方の犯罪を見ると、いづこも御多分に洩れず、戦時物價や統制令に違反したものが多し。開戦當初のことだが、ベルリンのポツダム廣場にある有名なフュルステンホーフ・ホテルの主人エルシュナーが三十萬マルクの罰金刑に處せられた。なんでも同ホテルのレストランで戦時物價に違反した不當價格をもつて食事を提供したといふのが理由だ、不當價格でどれほどのホテルが儲けたかは知らぬが、三十萬マークといへば五十萬圓近い大金である。これは勿論見せしめのために

行はれた嚴罰であらうが、この判決が警告的に新聞に出たものだから、全國のレストランが競つて自肅自戒をやり出した途端に、飲食店が嚴重な統制に服するやうになつたとのこと、このあたりなか／＼味のある遣り方である。

◇「風と共に去りぬ」
剽竊の告訴

マーガレット・ミッチェル女史の長篇小説「風と共に去りぬ」及びそれを映畫化した、セルズニック・プロ作品、メトロのオールスタア・キャスト總天然色映畫「風と共に去りぬ」は相並んで世界各地を風靡したが、この小説と映畫が剽竊を行つてをり、許し難いといふ廉で訴訟が提起された。この訴訟はアメリカの南部アラバマ州のモンゴメリに住むアン・R・デイヴィスとその辯護士に依つて行はれたもので、訴訟に依れば、ミッチェル女史の小説「風と共に去りぬ」は、原告が現在財産の管理を委ねられてゐる故スーザン・ローレンス・デイヴィスが一九二四年に出版した「一八六五——七七年のク・クラツクスタランの眞正なる歴史」を剽竊して書かれたものである。映畫の方はこの原作に對するデイヴィス側の訴訟が行はれてゐる最中、これを無視して製作され、然も原作と同一の剽竊を行つてゐるから甚だ不都合である、といふのだ。



高橋白鳥

書道の變遷 (二十七)

晚唐

中唐に顔真卿出でてより、その氣魄壯大な書風は、學書者の追ふところとなり晚唐に於ての代表者として擧げることの出来る柳公權も、顔法を學んで書名を揚げた人である。一人裴休だけは歐陽詢の

書風を得て清勁蕭灑な楷書を書いてゐる。晚唐にあつて代表的な書家としては數ある中でもまづ柳公權、裴休の二者であらう。

柳公權。柳公權は、字を誠懸、京兆華原の人である。ある時、穆宗が書法を問はれし時に答へ曰く、

『用筆は心にあり。心正しければ則ち筆正し』

と申し上げたので、穆宗は其の筆諫であることを知つて容を改めたといふことである。以來この言は有名になつた。柳公權は、顔真卿を學んで、楷行に妙を得世に顔柳と並び稱されてゐる。柳公權の書としては敦煌より發掘された金徑徑其他にも數種あるが、玄秘塔碑は柳公權の代表碑であらう。俗に和尚碑とも稱せられてゐる。よく見ると顔真卿の書にはよく似てゐるが、如何にも清瘦開張ではあるが、渾厚雄大の氣には乏しく見える。裴休、裴休は柳公權と共に晚唐の大家である。文章をよくし、書は歐陽詢を學んで楷法を得、その書清勁である。圭峯



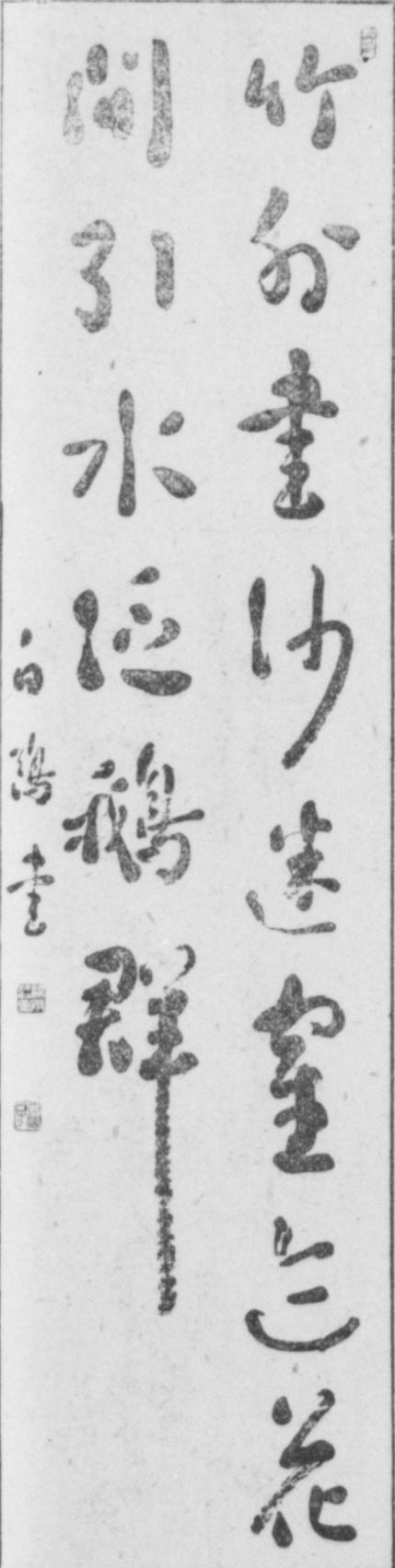
書道講座

禪師碑、は裴休の書としては代表作であらう。この碑は楷書であつて清勁と正整とよく歐法に迫つてゐるが、何んと云つても歐陽詢の醜泉銘の如き風韻はないが晩唐のものとしては優れたものである。始めて楷書を學ぶ者には好手本であらう。

今回掲載の書は、中唐の詩人、白居易の書である。白居易は詩人であるので書道史には出でゐないが、中唐の詩人では屈指の人物である。しかしその書も豊か

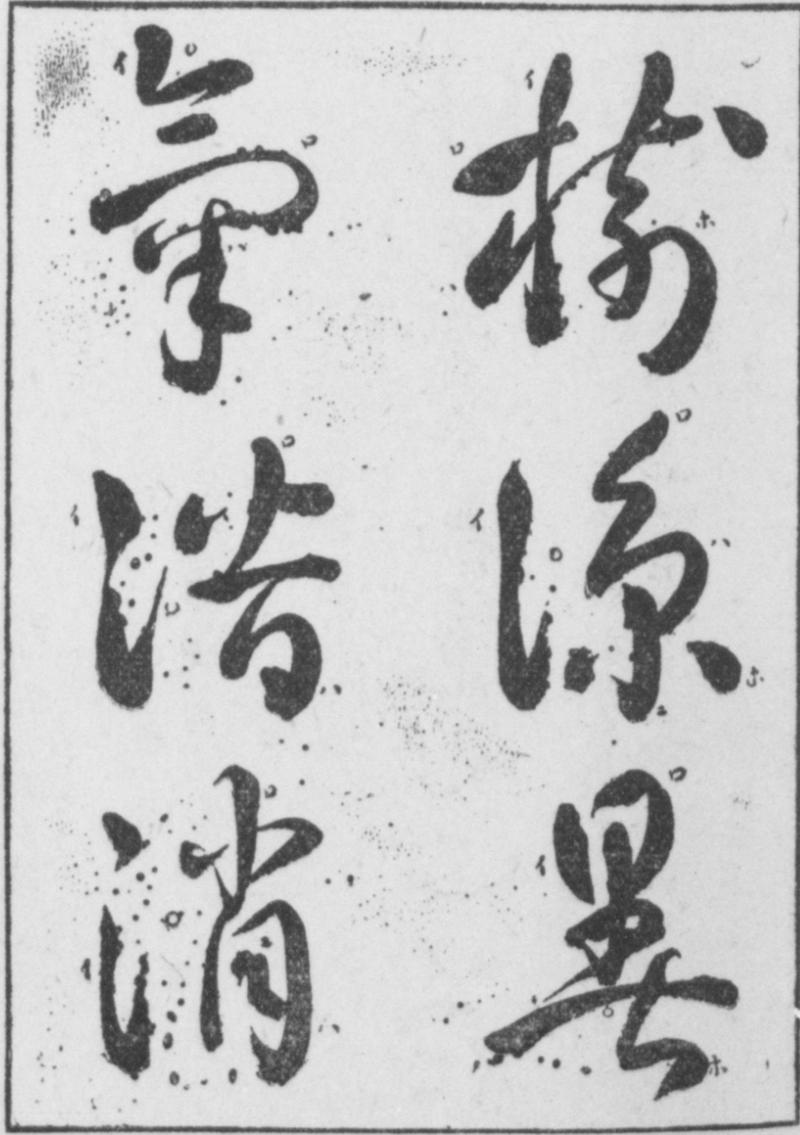
な風韻を持つもので、温潤で暢達した、ゆとりのある書風は、俗ばなれしてゐて味のあるものである。特に掲載することにした。
白居易、中唐の詩人、字は樂天、下邳の人。貞元中に進士の第に擢んでられ、元和の初め對策して翰林學士となり、左拾遺に遷り、左贊善となつた。政事の得失を言つたので、江州司馬に貶せられ、後入りて中書舍人と爲り、又外を乞ひて杭州の刺史と爲り、蘇州刺史に移つた。文宗立つや擢んでて刑部侍郎とした。

太和中、朝廷に黨禍多かつたので暇を乞うて歸國し、後開成中太子少傅に起用せられ、會昌の初め刑部尙書を以て役をやめ、自ら香山居士と號し、胡果等九人と相謀り集會を催した。皆年七十歳以上の者であつたから、時の人之が繪圖を爲り香山の九老と稱した。
白居易、これは聯の一枚です。
『千年復見黄河清。白樂天書』
條幅
竹外書沙迷鶴迹。
花間引水泛鵝群。



課題

樹涼暑氣潜消。
樹、イの頭を充分上に長く、口、ハはくつと左に突込んで、ニの筆はあまり右上にあげないやう。ホの轉折のところは少し細めに。
涼、イの筆が軽くならぬやう、○の間に注意する。口はうんと上から、ハは右に廣がり過ぎぬやう、ニ、ホの筆軽くなる。この字はすはらない。
暑、イの筆あまり内側に巻き込まぬやう。口の筆使ひに注意する。ハはうんと左下からそして○のあたりから平らに引く氣持、ホが軽くならぬやう。
氣、イを縦に引くと○のところをせまくならない。口の轉折に注意、ハの縦畫は少し長めに引かぬとせまくなる。
潜、イの筆充分打ち込んでから筆を運ぶ。○の間に注意する。口の筆が極端に斜めにならぬやう、ハの終筆をあまり左内側に巻き込まぬやう。
消、イの三水が三つあるので何れも少し趣きを變へて見た。口を上から長く、ハとニはゆつくりと筆を運ぶ。○の間をせまくならぬやう。



- 一、課題、本號掲載の課題手本揮毫のこと、一人一枚。
- 一、隨意、臨書、自運何れにても可一人一枚。
- 一、條幅、小畫仙半截大、書體隨意一人一枚。
- 一、送先、東京市品川區西品川三ノ八三、

高橋白鷗先生宛送付のこと。
一、締切、八月五日
一、發表、九月號本欄
一、注意、級位あるものは級位、所屬氏名雅號を明記せる小紙片を貼付すること。新に應募するものは級位は新と記すること。

書道講座

第十四回競書募集

選歌しつづ (三十三)

古今集の話 (6)

大翼

どうしてさういふことになつて居るかといふに、こゝでは、萬葉集と古今集との作家に於いてその階級的な相違もまた考への中に入れなければなるまい。一言に言ふと、萬葉集が庶民文學であるに對して、之れはいはゆる貴族文學であり、殆んど作家の悉くといつていゝ位に、それは宮廷に縁故のある人々であつた。これら當時の月卿雲客の生活そのものが文化的に磨き上げられたもので、優雅を事とし繊細を旨としたものであつたから、その反映たる文學にあつても、いきほひ技巧の勝つ

毎月集
刑政歌壇
當季雜詠
締切 毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

白井大翼選

- 一 小田原 白河英龍
- 二 宮城 志賀宮童
- 三 横濱 草の花
- 秀逸 岐阜 梶田草民
- 長野 梓玲子
- 幼子の聲のかぎりに泣く如く我れも泣き度し心重き日

た綺麗ごとで行く風態が特徴とならざるを得なかつたわけである。従つてその趣味は優美で婉曲であり、着想も、自然で素朴であつた萬葉の古代味から離れて複雑化し且つきはめて豊富になつた。その聲律のごときも曲折的に抑揚ある調子となり、讀む人の想像へ呼びかけ、後味ぶかく餘韻を残さうとする傾向が著しく、また擬人法を巧みに用うるやうになり、表現の技巧も行届いた複雑な工夫が行はれたから、歌調は概して流麗となり、よく朗詠に適するが如くになつた。萬葉の「ますらを振」に對して、古今の「たをやめ振」と謂はるゝ所以であつて、歌の「歌らしさ」といふ觀念は古今集の歌に起つたもので、それだけ深く後代の人心を支配したものである。

- 札幌 來生忠次
- うづらなく支葱の湖の夏たけてきくに涼しき清瀧の音
- 小田原 白河英龍
- 柿若葉夕照る丘の瓦家は献上の繭つみ初めしといふ
- 名古屋 高島明峯
- 病床にはべりし幾夜有護る吾に大人の言の葉今も忘れず
- 柳原所長の死に
- 岐阜 加藤秀征
- しとくとハツ平にそゞぐ五月雨の音靜かなり夜の更けゆきて
- 青森 一
- ひたせある裾花川のひゞきをば夜雨とききて昨夜はあかしき (轉宿)
- 沼津 常
- 朝まだき代種馬の鼻取りていそしむ吾子の末ぞ頼もし
- 成興 岡元舜水
- アカシヤの花かをり來る縁に出て麥秋の母に見舞書くなり

俳壇

満天星の花の句など

花 蓑

麥を踏む家興さんと思ひつゝ、湖風
この句は麥踏をし乍らも家を興さうといふ一つの強い信念を抱きつゝその業にいそしんでゐるので、永い間虚けられて来てゐる貧農生活から脱がれやうとして現代に眼覺めつゝある農村青年の心意氣が見えて頼もしいです。

いつまでも飽かて世に老の春 意 外
浮世は楽しいものである、いつまで生きてゐても飽くといふことを知らない、今年も春がめぐつて来て又一年生きのびることが出来て老の春を楽しむことの出来るのは仕合せである、といふやうな心持を言つたものです、世に飽くといふことを知らず、いつまでも生きてゐたいといふ人間本能を斯く偽りなく言つてのけることの出来るのも一つの達觀的境地から出てゐるのであります。

寒しとは人の言き木芽吹く 大 聲
今はもう春だといふのに人は寒い、と言つてゐる、意氣地のないことだなア、自然界を見よ、あの通り木の芽がすく／＼出

てゐるではないか、といつたやうな心持を留めたものです、この作者の意氣の前には若い者も顔色なしだ。この盛んな作者の意氣の裏には自然を深く愛する心持がひそんでゐる、その心持が之を斯く言はしめたのです。

春灯や壺預りて床に置く 光 浴
何の爲に壺を預かつたのか、その経緯はどうでもよい、この作者は壺を愛することによつて一つの愛慾を満たすことが出来るのです、だから作者に取つては壺はなくてはならぬ寵愛物の一つなので、壺を中心にして一つの生活があり環境がある、偶々人から壺を預かつてそれを床に置くといふところに作者の壺に対する謙讓な心持が現はれる、床に置かれたその壺に春の灯影が流れてゐるといふのであるが作者に與へられた環境の一端がこの一句によつて寫生せられてゐるのであります、身邊瑣事の寫生と雖も作者の精神生活の一端を知ること出来るのであります。

繪屏風や幼き記憶りすれつゝ、一土子
昔から家に一双の繪屏風がある、その繪屏風はもの心のついた幼ない時分から見覺があつて生き立つて来た今日までの様々な記憶が残つてゐるのであるがその記憶も段々うすれつゝある程に随分永い年月が経つてゐる、時の流れは早いもので夢のやうに過ぎ去つた半生を顧みて懐しく思はれるの

俳壇

募 毎 月 集

刑 政 俳 壇

題 當 季 隨 意
締 切 每 月 五 日 限
用 紙 官 私 製 葉 書

いふと素選

阿寒嶽巖かげりして初夏の風
風呂煙畑に流れて露の雨
山裾をうねりゆく汽車合歡の花
柴賣の柴に蜻蛉ついでゆく
風鈴や百疊敷の大廣間
若布小屋蕨の籠の置かれあり
薄闇にをだまき咲いて吾家なる
新樹窓妻誕生の粧ひせり
柿の花戦死の家の妻若し
薔薇咲いて兄の軍信絶えしま
桐咲いて和服したしき日々を經ぬ
花桐にわが誕生日めぐり來ぬ
桐の花夕闇こゆくなれば落つ
芹咲ける砂丘の泉掌にあふる
冬の雲鶴の港の静かなる

函館 船山船風

名古屋 いばら

同 壽 美

鹿兒島 副嶋雅石

早梅や大樹のほとけの屋敷神
盆梅に名づけて臘月といふ
春の雨晴れて火の島近く見ゆ
眼窩深く夏日諍ふ囚ありき
夏瘦の懶きわが身横へぬ
時鳥わが子叱りし悔のあり
葉櫻の丘に吾子佇ち見送れる
セルを着て砂糖配給受けにゆく
時鳥山居の月の古るまゝに
青葉影手にあり若き想ひ湧く
白壁に染む雨もりやつばくらめ
提灯の繪がおもしろき飴湯かな
薫風や岩山の尾傳ひゆく
松の花白きとばりの嚴かに
いつも來る苗賣は來ず召されしか
轉や雀は巢草運びけり
牡丹咲き噴水高く上りけり
朝散步遠からぬ宮に植木市
大門に大ぼんぼりや更衣
釣る吾に燕しきりに返りとぶ
桐の花落ちて獄舎の窓靜か
緑蔭にありて傷兵網を刺せる
暮るゝ春蠶の襟にクロス垂れ

名古屋 栗本豊齊

同 栗本味代子

福岡 宗霞舟

滋賀 西村幸吉

飯田 市川紅東

高松 いしろ

新義州 濱田青村

名古屋 水野はつ糸

小田原 同 白河英龍

俳 壇

でありませう。
 夜櫻や雪のかゝれる如くにも 清 流
 夜櫻の美しさが如實にいき／＼と出てゐ
 ます、雪のかゝれる如くにもといふ大膽な
 形容が茲では適切な表現となつて成功して
 ります。

霧天や百貨店には人あまた 濁雲洞
 「霧る」といふ季題は支那大陸特有のも
 ので天日を暗くして凄しい砂塵が降つて來
 る、霧る日には道に外出する人も少なから
 うと思はれるのに上海あたりのデパートへ
 行つてみると澤山の人が出て此處ばかりは
 平常と變りはない、人間生活の感んな有様
 に今更に目を障らされるやうな心持がした
 のであります。

満天星の花ちりそめて雨とる 光 浴
 どうだんの花はじみな花で花の盛りにも
 花やかな趣は見られません、そのやうな淋
 しい花乍らも一杯に花をつけて僅かに花盛
 りの誇りをつづけてゐたのであります、そ
 れが昨日今日ほろ／＼と散り初めたのであ
 ります、恰度この頃の曇り日がつゞいて持
 ち味へてゐた空から雨が落ちて來て、たう
 と雨になつたといふのであります、どう
 だんの花のいつともなく盛りが過ぎて花の
 散り初めたときのうら淋しい趣を雨の降り
 出した暗い淋しい趣と、さうした自然の微
 妙な情趣を顧敏な感覺で捉へてゐるのであ
 ります。

青葉より滴るごとく月の散る
 鳥二羽あとや先ゆく青嵐
 鮎釣や眠れる町を通りゆく
 巖頭に立ちて明け来る夏の海
 塗哇の水照りかへしかゞよへる
 喇叭の塔霞の中に浮き出でぬ
 櫻うぐひ跳び交ふ舟路夕映えぬ
 山添を走るバス見ゆ花曇
 朝の池つゝじ映りて静かなり
 山毛繹若葉吹きちぎれとぶ風雨かな
 城壁の崩れに咲ける鳳仙花
 この島の枇杷は黄ばみし渡し船
 四十曲り我が越えゆけば時鳥
 鮎釣やうすら月夜の巖に立ち
 浴衣着夕べの門を立出づる
 時鳥聞いて土橋に立どまる
 活け頃となりて剪りけり百合の花
 胡弓弾く寮の灯や夜の秋
 雨晴れて若葉色濃く戦きけり
 かゞやかに雨上りたる若葉かな
 げんげ田に牛の寝てをり汽車の窓
 アンテナに尾のからまりし鯉職
 行儀よく揃ふ穂麥や五月晴

小田原	同	土居如舟
小菅	池原九郎	
横濱	吉原湖南	
大田	沈秉燮	
蒙古	銀嶺山人	
富山	折越人	
同	久美子	
同	あきを	
横濱	光崎寧芳	
撫順	飯塚安光	
鹿兒島	小原杜蓮	
大阪	北城騎	
小菅	雨東子	
同	高子	
宮城	高子	
松江	川津天水	
小田原	大木舟波	
滋賀	平川蕉風	
岐阜	加藤秀仙	
名古屋	挺屋藤波	
沼津	常春	
京都	勢井實	

叙任辭令

五月十一日

六等 典獄補 益山喜三郎 (和歌山支)
 同 卒田初太郎 (大阪)

任看守長(五七)宇和島 看守 野村 勇 (高知)
 支所長 福井支 看守長 南 清 城 (旭川支)
 任看守長(旭川支)五三 看守 清水 英 夫 (東 拘)
 富山支 看守長 水野 兼 吉 (三 重)
 三重 同 谷口 徳 太郎 (奈 良)
 奈良 同 吉 瀬 陽 (久留米 少)
 久留米少 同 古賀 文 七 郎 (高 知)
 任看守長(高知)五三 看守 藤田 新 一 (東 拘)
 同 (岡山)一〇級 同 大原 正 昭 (豊多摩)
 小田原少 看守長 木 下 直 (大 阪)
 任看守長(大阪)五七 書記 二 瓶 雄 二 (千葉區 裁)

五月二十九日

行刑局長兼務ヲ命ス 同 太田 耐 造 (同)
 行刑局兼務ヲ免ス 司法書 官 清 原 邦 一 (刑事局)
 同 記 官 太田 耐 造 (同)

行刑局長 金 澤 次 郎
 看守長 鈴木 桂 三 郎 (大通支)

六月四日

願免七級 看守長 鈴木 桂 三 郎 (大通支)
 德島 看守長 高橋 龜 太 郎 (松 山)
 免本職松山 同 山 田 敦 (高山支)
 高山支所長 同 楠 敏 一 (北區支)
 北區支 同 田 中 幸 信 (姫路少)
 免本職姫路少 同 支 所 長 金 城 行 雄 (吳 支)
 吳支所長 同 同 支 所 長 熊 野 染 太 郎 (宇和島 支)

同 (大通支)九級 看守 今村 尙 貴 (東 拘)

叙任辭令

訓令通牒

- 第一課
- 一、刑務所ノ設立、廢止及拘禁區分ニ關スル事項
 - 二、會議司掌
 - 三、職員ノ身分進退ニ關スル事項
 - 四、機密ニ關スル事項
- 局長 (庶務)

- 第二課
- 一、作業ノ企劃及實施ニ關スル事項
 - 二、作業技師並作業技手ノ職務規程及其ノ定員配置ニ關スル事項
 - 三、會計檢査ニ關スル事項
 - 四、國有財産ニ關スル事項
 - 五、他ノ課ニ屬セサル事項

標記ノ件別紙ノ通變更致候條爲參考及送付候
行刑局事務分掌内規
一、事務ノ分類

(司法省 行秘甲第一二七號)
行刑局 昭和十五年六月一日

訓令通牒

(刑政第五十三卷)
第七三號

行刑局事務分配變更ノ件

- 一、刑務職員ノ職務規程及定員配置ニ關スル事項
- 二、收容、拘禁、戒護及釋放ニ關スル事項
- 三、收容者ノ處遇並情願ニ關スル事項
- 四、收容者移送認可ニ關スル事項
- 五、領置金品ノ保管ニ關スル事項
- 六、國際刑法並刑務會議ニ關スル事項
- 七、刑務費ニ關スル事項
- 八、豫算編成及豫備金要求ニ關スル事項
- 九、俸給、事務費、收容費、諸支出金及營繕費ノ豫算配賦ニ關スル事項
- 十、國有財産ニ關スル事項
- 十一、會計檢査ニ關スル事項
- 十二、他ノ課ニ屬セサル事項

統計 行刑

昭和十五年四月中入出監並月末在監人員 (△ハ減)

Prison Population during the Month of April, 1940.

越 員	入 監	出 監	現 員	前月末日 現在	前年同月 末日現在	増 減	
						前月比較	前年比較
受刑者	39,652	3,517	38,033	39,652	44,718	△ 1,569	△ 6,635
被疑者	213	1,024	169	213	230	△ 44	△ 61
刑事被告人	3,538	2,469	3,702	3,538	3,696	164	6
勞役場留置者	196	256	202	196	259	6	57
乳兒	5	2	5	5	3	0	2
男	42,889	7,072	41,443	42,899	48,137	△ 1,456	△ 6,694
女	705	196	718	705	769	13	51
總計	43,604	7,268	42,161	43,604	48,906	△ 1,443	△ 6,745

備考 受刑者現員中朝鮮人 { 男 1,852 人 7 含ム 女 9 人 }

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國 名	性別	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男	35	—	—	—	35
滿洲國	女	2	—	2	—	4
朝鮮總督府	男	—	—	—	—	—
朝鮮總督府	女	—	—	—	—	—
總計	計	37	2	37	2	78

訓令通牒

- 1、作業收支調
- 2、官用品製作調
- 3、作業月表
- 4、農事表
- 5、作業關係諸表
- 6、就業費、物動並物資ニ關スル諸表
- 7、其ノ他ノ臨時諸表

嶋村 屬
同
同
同
同
同
同

第三課

- 1、假釋放許可並取消人員表
- 2、同上附表
- 3、假釋放後五年以内再入所調
- 4、不定期刑少年假釋放及取消表
- 5、詭激思想抱懷者ニ關スル諸表
- 6、教化月表

中 屬
同
同
同
同
同
同

第四課

- 1、被服調豫算配賦表
- 2、衛生月表
- 3、健康診查比較表
- 4、獻立(營養價調共)表
- 5、收容者食糧年報
- 6、收容者食糧米麥其他購入價格數量調

横山 屬
野崎 囑託
同
同
横山 屬
同

訓令通牒

- 7、收容者用衣類、臥具、食器及雜具調
- 8、衛生材料所要見込並配給表(器械、藥品其他)
- 9、衛生ニ關スル文書發受件數月表
- 10、其ノ他ノ臨時表
- 11、指紋對照ニ因ル前科發見數百分比十年比較表
- 12、指紋對照前科發見並指紋原紙取扱十年比較表
- 13、指紋對照成績官廳別年表
- 14、指紋對照及前科發見數累年比較(圖解)
- 15、指紋原紙月計表統括
- 16、指紋原紙月表(萬位別表)
- 17、指紋對照及前科發見月表

同
野崎 屬
同
同
久保田 技手
同
同
同
同
同
同
同

- 18、指紋ニ關スル文書收受發送數調
- 19、指紋原紙及受刑追加小票取扱件數現在調

久保田 技手
同

建國大學教授 瀧川政次郎著

支那法制史研究

菊判總布裝
總頁五三二
定價四・五〇
送料 二二

新刊

事變以來、支那に對する認識熱の高まるに伴ひ、支那に關する著述は市場に氾濫してゐる。併しどつしりした實のある研究は案外尠く、殊に法律の分野に於てそれは殆ど皆無に庶いと謂へよう。本書は、日本法制史學の權威にしてその研究の手堅いことに於て夙に定評ある著者が、沈潛十年、時に觸れて發表したその支那滿洲に關する法制史の論文十五篇を收めた極めて讀み應えのある研究である。時代は唐より民國に至り、題目は公法、私法、法源、法學の廣範圍に及び、何れも著者の該博な知識と犀利なる觀察眼とによつて獨自の見解を立てたもので、其の驅使せる材料の豊富にして論斷の正確なること等、敢て他の追從を許さざる優れた特色を有つてゐる。學者、實務家の好參考として頗る示唆に富むと同時に、一般識者の支那研究の指針としても資する所が極めて多いことであらう。弘く江湖の清鑒を薦むる次第である。

目次

- 唐代法制概説……………令集解に見える唐の法律史料……………
- 敦煌出唐公式令年代考……………唐の告身と王朝の位記……………支那の韻文律「宋刑統賦」に就て……………
- 宋版「算學源流」に就て……………清律の成立……………慣行調査と大清會典……………
- 清代司法制度概説……………清代蒙古官爵考……………貂に關する清朝の法制……………
- 滿洲建國當初の司法制度概観……………滿洲法冠考……………鮮滿支の土地附合慣行……………
- 附録 殘本龍朔敕頒刑部格と唐律との比較(譯)……………清末民初に於ける法典編纂の概要(譯)……………

瀧川政次郎著 日本法制史 定價五・三〇 送料五・三〇

法蘭 古文書類纂 定價八・三〇 送料八・三〇

編輯後記

□大手町の官衙街を烏有に歸せしめた落雷は帝都を一時に夏に化せしめたやうである。それにしても、物資不足のこの頃、たとへばラック建とはいへこの損失はやはり痛手に違ひない。しかし、同時に又、この天災の際に示された市民の熱意を憶ひ、その役人の猷身的な働きをみると、銃後のわれわれとして思ひがけない心強さを感じるものである。深い敬意を表する次第である。

□刑政の編輯にたづさはつて居られた河邊さんが今度豊多摩の所長として赴任せられることとなつた。極めて御多忙な第二課長としての御職務にも拘はらず、刑政を守りつゞけて來られた同氏に對し、厚い感謝を獻げつ次第である。現場に赴かれたのちも相變らずの御聲援をお願ひ致したい。

□「正木さん」としてわれわれ刑務官にお馴染の正木亮先生がその論文「不定期刑を基點としたる自由刑」で東京帝大から法學博士の學位を授與

せられた。今日の刑政が兎も角も學界その他から認められるに至つたことが先生の一方ならない御盡力によるものであるにつけても、このことはわれわれ一般刑務官の眞にお祝ひしなければならぬ出来事であるであらう。まして、その御論文が監獄學を中心とするものである點に於て然りである。遙に先生の御健康を御祈りする。

□前月より掲載の赤塚氏の刑政統計法はこの頃漸く盛んならんとする犯罪統計研究に乗せんとする野心的力作である。新進の氏のこの述作が前途多幸なることを願ふこと切りに。

□小田原、川越の少年協議會が二十回に達した。この協議會は少くとも近時の少年行刑の一指針となつたことについて、當事者の方々に敬意を表し度い。

□長い間、行刑の心理考查に従事して居られた、高瀬安貞氏が今度「犯罪者の教育」なる一書をものせられた。手頃の小冊子ではあるが、そこに盛り込まれた内容は行刑教育に必須のもの。讀者諸彦に心から御推薦申し上げ度い。

料告廣	表價定	定價
普二一	十一冊(稅共)	六冊(稅共)
通等	一頁	一冊(稅共)
一頁	金三五	金一圓八十錢
金四五	金三圓六十錢	
三四十		
十十		
圓圓圓		

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局に拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇番の番刑務協會とする
●御注文の際には必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下されまし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十五年六月二十八日印刷
昭和十五年七月一日發行

編輯 東京市葛飾區小菅町一丁目一番地 大原虎夫
印刷 東京市葛飾區小菅町二丁目四番地 印刷所
發行所 東京市葛飾區小菅町二丁目四番地 印刷所
電話 振替口座 東京二五〇番

東京 神田 神保町 有斐閣 振替東京三七〇番

